

平成27年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成27年12月7日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について
上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第 2号 専決処分報告について
公用車の接触事故について
- 第 5 議第 1号 山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について
- 第 6 議第 2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 7 議第 3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第 6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第12 議第 8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第13 議第 9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第14 議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第15 議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について
- 第16 意見書案第1号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

第1から第16まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	脇屋良雄	書記	山下純司
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定数に達しておりますので、平成27年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

最近、テロが世界各国で発生し、多数の死亡者が報道をされております。亡くなられた方々にはご冥福をお祈り申し上げます。このようなテロは、国外だけではなく、国内、町内でも、いつ発生するかわからない状況にありますし、自然災害もいつ起こるかわかりません。

そのような中、平成27年11月に、災害対策専門研修トップフォーラム in 奈良が開催されました。これは、県内市町村の首長を対象とし、今後、突発的に発生する大災害に対し、自治体のトップである首長に求められる役割やリーダーシップなどの議論や演習を通じて、自治体の防災危機管理体制の一層の充実を図ることを目的に開催されました。私たちが危機管理につきましても、落ちついて、住民の方々にとって今何が必要なのかをしっかりと判断し、

取り組んでいきたいというふうに考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただき、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

まず、報第1号につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されることから、同法に関連する非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が改正されたことによりまして、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を早期に改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

報第2号につきましては、職員が公務中に起こしました公用車の接触事故による損害賠償として、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

議第1号につきましては、去る11月30日の議員懇談会で説明をさせていただいた、山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について、地方自治法第284条第2項の規定により、ごみ処理に関する事務を共同処理するため、同法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、町内部での個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、制定するものでございます。

議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴う徴税の猶予に係る担保の徴収基準などの条例の追記、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条文の追加などの改正を行うものでございます。

議第4号については、上牧町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、減免等の申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改め、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、所要の改正をするものでございます。

議第7号 平成27年度一般会計補正予算（第3回）につきましては、2億7,714万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億6,723万円とさせていただいております。

歳入の主な内容につきましては、総務管理費補助金で、奈良県市町村公営企業財政健全化

支援事業について、県内の市町村が、その経営する地方公営企業の有する高金利の地方債の繰上償還を促すため、一般会計から地方公営企業の特別会計に対して支出する繰上償還に係る補償金の補助金860万円、その市町村公営企業財政健全化事業債として7,340万円増額計上しております。

また、減債基金につきましては、地方債の繰上償還の財源として1億5,000万円を繰り入れ、計上しております。

歳出の主な内容につきましては、電子計算費で、選挙人が18歳以上に引き下げになったことによる選挙人名簿システム改修委託料96万円、また、国民年金保険料免除・納税猶予申請書等の対応のため、国民年金システム改修委託料42万9,000円を増額計上しております。

次に、塵芥処理費のごみ中継施設に係る下水道設計業務委託料として485万円計上しております。

次に、公債費の長期債の元金の確定で、元金1,205万7,000円の減額、繰上償還に伴う費用1億5,489万4,000円を増額計上しております。

また、長期債の利子の確定で、1,729万6,000円を減額計上いたしました。

議第8号から議第10号につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の各補正予算でございます。

議第11号につきましては、上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結でございます。

以上のとおりの案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東委員長。

（議会運営委員長 東 充洋 登壇）

○議会運営委員長（東 充洋） 11番 東充洋でございます。議会運営委員会委員長報告を行

います。

12月3日、議会運営委員会を開会いたしました。全委員出席により、12月定例議会の会期日程、町提出議案や意見書案の常任委員会への付託の振り分けや、一般質問において、上牧町議会初の、議長を除く全議員が一般質問通告を提出されたことによる質問者の振り分け、委員からの議員の欠席問題や議員個人研修について、意見が出されました。当委員会はそれぞれの案件につきまして、慎重審議を行った結果をご報告いたします。

会期日程についてです。会期につきましては、12月7日から12月16日までの10日間とし、日程は、本日12月7日、本会議、12月8日、文教厚生委員会、12月9日、総務建設委員会、12月10日、11日、12日、13日を休会、この4日間を委員長報告が作成される準備期間といたします。12月14日、一般質問、12月15日、一般質問、12月16日、本会議と決しました。

各常任委員会への議案の付託につきまして、報告いたします。

議案の付託につきましては、文教厚生委員会に、議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について、議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員会に、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議第7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について、意見書案第1号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）と決しました。また、報第1号 専決処分報告、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、報第2号 専決処分報告、公用車の接触事故についての2議案につきましては、12月7日、本日の本会議審議と決しました。

一般質問について。12月14日、12月15日に予定している一般質問は、午前9時開会とすることに決しました。これまで、基本的に議会の開会を午前10時からとしてまいりましたが、一般質問通告された議員が、議長を除く全議員であるため、時間配分を考慮し、両日午前9時開会と決しました。今定例会におきまして、本会議、常任委員会が午前10時、一般質問を

午前9時からとなっており、以後、議会の開会は午前9時にしてはどうかとの意見が出されました。開会時間につきましては、全員協議会で協議することとなりました。

一般質問の振り分けについてご報告いたします。一般質問者の振り分けは通告書の提出順位で決まっており、12月14日、堀内議員、遠山議員、牧浦議員、石丸議員、辻議員、富木議員の6名、12月15日、服部議員、康村議員、長岡議員、竹之内議員、東議員の5名に振り分けることに決しました。

一般質問の持ち時間について。一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

その他事項で、堀内委員から、9月16日の本会議一般質問において、康村議員が体調不良で欠席されたが、上牧町議会の申し合わせ事項での議会欠席は診断書をつけることになっている。体調不良を理由としただけの欠席は認められていない。議長はこの件に対し、どのような対応を行ったのか。議長は、康村議員と直接話をされ、康村議員は、欠席当日、病院には行っていないので診断書は提出できないとのことであったと報告された。康村委員本人から、今後気をつけるとの発言がありました。この件につきましても、全員協議会で議会の欠席について協議することと決しました。

堀内議員より、全議員は個人研修に取り組むべきではないか。今年度の実績について質問があり、事務局から、現在5名が研修されているとの報告がありました。この件につきましても、全員協議会で協議することと決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、康村議員、8番、服部議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの10日間と決定いたしました。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第1号 専決処分報告について。上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めます。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

選第5号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、被

用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、略して一元化法といわれておりますが、その法律の主要部分が、平成27年10月1日に施行されることから、同法に関連する非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令が平成27年9月30日に改正されました。このことを受け、上牧町消防団員等公務災害補償条例につきましても所要の改正を、平成27年10月1日までに行う必要があることから、地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成27年9月30日に専決処分させていただいたものでございます。

今回の法及び政令の改正に伴い条例を改正いたしました内容について、説明いたします。

追加費用対象期間である共済年金について、厚生年金と同様に取り扱うこととする条例の整備と特殊公務災害に係る加算部分につきましても、一元化法等の施行に伴う改正後の地方公務員災害補償法が適用される消防吏員と同様に減額対象とならないよう、特殊公務災害加算部分を割り戻した調整率を別途使用する条文の整備を行っております。また、法等の改正にあわせた語句の整理と、表形式による整理等を行っております。

具体的な条例改正箇所といたしましては、附則、他の法律による給付との調整、第5条の各号の改正になっております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

◇

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（吉中隆昭） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、公用車の接触事故について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第2号 専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記。

公用車の接触事故について。

平成27年12月7日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 報第2号 専決処分報告について説明いたします。

選第6号 専決処分書につきましては、平成27年7月23日午前10時ごろ、職員が公務で上牧町片岡台3丁目1番6棟北側付近を公用車で走行中、3差路におきまして左折する際、左からの直進車と接触する事故が発生いたしました。その事故の相手方と示談が10月に成立し、損害賠償決定による賠償金26万3,390円を賠償することで和解いたしましたので、地方自治法180条第1項の規定に基づき、議会において、指定されている町長の専決事項として平成27年10月13日に処分させていただきましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内英樹） 9番 堀内です。

今、説明がございましたが、まず、事故の状況についてももう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 事故の状況でございます。今、部長の方から提案説明がございました。もう一度、内容の詳しい説明をさせていただきます。

職員の方が、公団の介護保険の認定調査で訪問しようと、場所を探しておりました。そのときに、左から直進車が来ましたので、左折するときに接触したという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 示談で損害賠償額が26万3,390円というふうに決まったということですが、損害の総額、左折と直進の事故ですから、当然、双方に被害があったものと思われまして。そして、損害の総額と過失割合、これがどうだったのかという点、1点ですね、もう少し説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 損害の割合につきましては、町側が7割を負担、相手側が3割を負担という内容になっております。金額の総額につきましては、48万8,030円の損害額になっております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 7割対3割ということですから、基本的には、町側に過失が大きかったと、不注意があったと、こういう過失割合かと思えます。この処理について、当然、自動車保険等に加入しておられると思えますから、自動車保険、損害保険からどれだけの給付が行われたか、その点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 先ほどご説明させていただきました内容につきましては、損害保険の内容の金額でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） ということは、全額、損害保険で補填されたということよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 全額、損害保険から給付されて、そして、一旦、それを町が受け入れて、そして、相手方に、この議案にございます26万3,390円を支払う、つまり保険会社からそういう割合で支払われると、残りについては町の方に給付されると、こういう内容かと思えます。

が、そういうことでよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○9番（堀内英樹） 以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 今、URの片岡台団地なんですけれども、公用車なんです、公用車はいつもその棟の前にとめておられるというのが現状なんでしょうか。一応、コミュニティーセンターの前にありますリサイクルセンター、その西側にあります駐車場3台分、そこをあけてとめていただいて、各棟に行っていただくということを、各介護施設の事業所等に連絡をしているはずなんです。非常に面倒かも知れませんが、やはり、狭い公団の道路内に路上駐車をされるということは非常に危険を伴うということで、ご承知のとおり、片岡台の団地におきましても非常に高齢化が進んでおります。子どもさんが歩くよりも、お年寄りの方々が歩くという方が多いです。全ての棟に歩道が設置されているわけではございません。ですから、片岡台団地自治会の方々は各事業所に、面倒でもトラブルがあるので、決めた設置場所に車をとめてほしいという要望はされているというふうに思うんです。

もう1つは、各介護事業者も、団地内を非常に我が物顔で、非常にスピードを上げて走るという傾向がございます。これについても、自治会の方々は各事業所に、スピードをもっと落として走行するようというので、注意を今後、促そうというふうにされていたという状況なんです。ですから、今回、対象者の世帯を探して車が走行しているときに、そういうような事故に遭ったというふうに私は受けとめたわけなんですけれども、そうじゃなくて、一旦、リサイクルセンターの横に正規に公用車をとめる場所があるわけですから、あそこにとめていただいて団地の中を徒歩で歩いていただくならば、このような事故は防げたのではないかなというふうに理解するわけでありますが、どのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今言われた部分につきましては、そのとおりだと考えております。

再度、この部分の、先ほどご説明させていただきましたが、調査で訪問しようと場所を探していたときに接触に遭ったというのが現実でございます。その部分につきましては、再度、注意喚起を促したいとは考えておりますが、その駐車場のスペースにつきましても、再度、

職員に対しまして、注意喚起というより、その場所に必ずとめて訪問していただくように、再度、啓発の方をしていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） どうか、その辺のルールを、役場の方もきちっと示していただくようお願いを申し上げたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

辻議員。

○5番（辻 誠一） 5番 辻でございます。

事故はやむを得ないと思いますが、こちら側となっても巻き込まれる場合もあります。それで、こういうときに、時々ありますね、前もね。年に一、二回か、ぽつぽつとあるんだけど、教育指導に関しましてどのようにやっておられるか。定期的にやっておられるのか、あるいは、こういうことがあれば、その都度、そういうことを皆さんにお願いするのか。特定の場所じゃなくて全体に回して、多分、ご説明とか注意を促していると思うんですが、その辺、どのようにやっておられるのか。最近、お気の毒ながら、田原本町長の不祥事ございましたが、そのようなことも含めて、どのように指導なされているか、お聞きします。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今のご質問でございます。この部分につきましては、電算のバイスタッフのグループウェアで、職員に対しまして、安全運転の喚起に努めていただくよう促しております。これにつきましては、交通安全の期間中、年に春と秋とございます。その部分につきましては促しているような状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。結構でございます。どうぞ、ご安全にやってください。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第5、議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、ごみ処理に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合を設立することについて、同法第290条の規定により議決を求めます。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） それでは、議第1号の提案理由を説明させていただきます。

関係10市町村によります一部事務組合を設立するに当たり、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約を提案するものでございます。要説明箇所といたしまして、第3条の表の中で、左の欄に、共同処理する事務2項目と、右の欄にそれぞれ共同処理する市町村を記載しておりますが、この欄のとおり、異なる事務を異なる市町村で1つの組合で行います。これを、複合的一部事務組合の形態ということになります。

また、この複合的一部事務組合に関する条文といたしまして、第8条、特別議決がございまして、ここで、組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものについては、当該事件に係る市町村から選出された組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決するという、一部の市町村が不利益にならないよう、議決の方法に特別の規定をここで定めております。法第287条の2の1をご参照ください。

次に、第16条に飛びます。

負担金におきましては、次の割合ということで、ごみ量割とだけ定めておりますが、この詳細な内訳は、この組合規約が議決されました後に、協定書により定めることと関係市町村で合意されております。

以上、要点のみですが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、説明いたします。

今回の条例制定案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法とさせていただきます。その番号法では、社会保障、税、または防災に関する事務であって、番号法別表第1で規定された98の法定事務の処理についてのみ、個人番号の利用が認められ、また、国や県など町外の機関と個人情報を利用した情報の連携は、国が構築するシステム、情報ネットワークシステムでございますが、を介して行うことができると規定されており、その利用についても、番号法別表第2で規定された120の事務に限定されております。

一方、個人番号第9条第2項では、番号法別表第1に規定されている事務以外にも、社会保障、税または災害対策に関する事務に限り条例を定めることにより、個人番号の利用が認

められており、また、番号法第19条第9号では、条例を定めることにより、同一の地方公共団体内の機関間で特定個人情報を提供することができるとされております。

このようなことから、番号法の趣旨に基づき、上牧町の事務におきましても、町民の利便性の向上及び事務の効率化を図るために、この条例を制定するものでございます。

それでは、条例案の内容についてご説明いたします。

まず、第1条につきましては、番号法に基づき、この条例を制定する趣旨を規定しております。

第2条では、この条例で用いる定義を、第3条では、町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることを規定しております。

第4条では、番号法第9条第2項に基づき、個人番号を独自に利用する事務等を規定しており、別表第1に、その利用する10事務、利用する機関及び事務を、別表第2には、同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用、町内連携でございますが、を行う事務及び特定個人情報を規定しております。また、番号法別表第2に規定されている連携につきましても、包括的に利用できる旨の規定を設けるとともに、町内連携により、各条例等で、書面の提出を義務づけている書類と同様の情報を紹介できる場合は、当該書面の提出があったものとみなすことも規定しております。

第5条では、番号法第19条第9号に基づき、町内の機関間で特定情報を提供する場合、機関連携でございますが、を規定し、別表第3で情報照会機関、情報を利用する事務、情報提供機関、情報の提供を受ける特定個人情報を規定しております。また、第4条の規定と同様に、関連機関により、機関連携により、各条例等で、書面の提出を義務づけている、書類と同一の情報の提供があった場合には、当該書面の提出があったものとみなすことも規定しております。

次に、第6条では、条例の施行に必要な事項を規則で定めることとしております。附則では、この条例の施行日を、番号法における個人番号の利用開始日、平成28年1月1日と規定しております。

以上が今回提案させていただいております条例案の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第3号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

上牧町税条例の一部を改正する条例案につきましては、平成26年度の税制改正で国税の猶予制度の改正が行われたことを受け、平成27年度の税制改正において、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなどの地方税法の改正が行われました。その際、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実状がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準などの一定の事項については、各地域の実状に応じて条例で定める仕組みとされたことから、今回、条例に所要の規定を追加するものでございます。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関連条文の追加及び整理、たばこ税の税率の特例につきましても、紙巻たばこ三級品に係る特例税率の条文削除などの改正もあわせて行っております。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

最初に、徴収猶予等に係る条文第8条から第12条までの条文5条の追加についてご説明申し上げます。

まず、第8条では、改正地方税法第15条第3項及び第5号に規定されております、条例で定める方法として、徴収猶予に係る徴収金の分納納付または分納納入の方法について規定しております。

次に、第9条では、同法第15条の2第1項から第4項に規定されている、条例で定める事

項または書類といたしまして、徴収猶予の申請手続に係る事項及び必要書類を規定しております。また、同条第7項では、同法第15条の2第8項に規定されている、条例で定める申請書等の訂正提出期限を20日と定めております。

次に、第10条では、職権による換価の猶予の手続等を規定し、また、同法第15条の5の2第1項及び第2項に規定されている条例で定める書類等を規定しております。

次に、第11条では、申請に係る換価の猶予の手続等を規定し、同法第15条の6第1項に規定されている条例で定める申請期間を、納期限から6カ月と定め、同法第15条の6の2第1項及び第2項に規定されている条例で定める事項または書類を規定しております。また、同条第7項では、同法第15条の6の2第3項において準用規定されている条例で定める申請書等の提出期限を、同じく20日と規定しております。

次に、第12条では、同法第16条に規定されている条例で定める場合として、徴収の猶予、職権による換価の猶予、または、申請による換価の猶予とする場合の担保を要しない猶予金額は100万円以下とする場合、猶予期間が3カ月以内である場合、または、特別な事情がある場合と規定しております。

次に、第13条から第17条までを削除しております。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う改正点といたしましては、第36条の2以下の各条文で、申請に係る事項の氏名、住所等の次に、個人番号または法人番号の条文を追加しております。

次に、第51条以下の各条文で、減免等の申請期間を「納期限前7日」としていたものを「納期限」に改めております。その他、法律改正に伴う条文の改正、条ずれ、語句の整備等などを行っております。

附則では、条例の施行日を平成28年1月1日からとし、一部徴収の猶予等に係る条文及び減免申請等の期限の改正につきましては、平成28年4月1日からの施行としております。

また、附則16条の2、たばこ税の税率の特例条項の削除に伴う激変緩和の段階的な引き上げの経過措置のほか、各経過措置も規定しております。

以上が、今回の上牧町税条例の主な改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第4号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第8、認第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、個人番号カードを交付する規定に伴う住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳カードに関する規定を削除するもので、第2条第1項第23号、住民基本台帳カードの交付手数料または住民基本台帳カードの再交付手数料、1件につき500円の規定を削除し、第24号から第25号を繰り上げるものでございます。

附則、この条例は平成28年1月1日から施行する。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第5号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

地方自治法第245条の4に基づく通知により、第26条第2項中、「納期限前7日」を「納期限」に改め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令の公布による個人番号の利用に関する規定が、平成28年1月1日に施行されることにより、同項第1号中、「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

附則、この条例は平成28年1月1日から施行する。

以上、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第10 議第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例案につ

いて、説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令の公布による個人番号の利用に関する規定が、平成28年1月1日に施行されることにより、第8条第2項第1号及び第9条第2項第1号中、「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号」に改め、地方自治法第245条の4に基づく通知により、第9条第2項中、「納期限前7日」を「納期限」に改めるものでございます。

附則、この条例は平成28年1月1日から施行する。

以上、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 議第7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

補正予算（第3回）につきましては、規定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,714万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億6,723万円とするものでございます。

また、第2表、地方債の補正では、奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業債7,340万円を追加し、緑ヶ丘公民館建設事業債借換債1,170万円を廃止としております。

今回の補正は、法改正に伴い、民生費、児童福祉費の保育所負担金や学童保育運営費などに係る国・県の負担金、補助金の計算方法及び科目の変更などが行われたため、歳入予算の調整を行うとともに、園児数の増に伴い、歳出予算の調整を行っております。

また、奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業を活用しての、下水道事業特別会計に対する繰り出し、減債基金を繰り入れての地方債の繰上償還なども計上させていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別詳細で、主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、説明書3ページ、民生費国庫負担金で、保険基盤安定負担金の額確定に伴います、国庫負担金1,455万7,000円の増額。児童福祉費負担金では、科目名称変更などに伴う調整を行いまして、887万5,000円の増額。国庫補助金では、総務費国庫補助金で、選挙人名簿システム改修費用費補助金45万8,000円の増額。民生費国庫補助金で、計算方法及び科目名称変更などに伴う調整を行い、870万円の増額計上を行っております。

4ページに移りまして、国庫委託金の民生費委託金では、国民年金システム改修に伴う事務費委託金42万8,000円を増額、県負担金の民生費負担金では、保険基盤安定負担金923万6,000円の増額、同じく、児童福祉費負担金では、科目名称の変更等に伴う調整を行いまして、443万7,000円増額計上しております。県補助金の総務費県補助金では、奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業を活用した繰上償還に係る補償金の補助金860万円を増額計上しております。

5ページに移りまして、民生費県補助金で、児童福祉費補助金について、計算方法及び科目名称変更などに伴う調整を行い、1,239万2,000円の減額を計上しております。基金繰入金では、財政調整基金から、今回の補正の調整額といたしまして、2,127万6,000円を繰上計上し、繰り入れ後の基金残高は10億5,720万5,000円となっております。

また、減債基金につきましても、繰上償還の財源といたしまして、1億5,000万円を繰り入れし、繰り入れ後の基金残高は4万3,000円となっております。

次に、町債につきましては、総務債で、奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業を活用しての同支援事業債7,340万円を増額計上し、6ページに移りまして、教育債では、借りかえ予定の緑ヶ丘公民館建設事業債借換債が、利率照会で同一の借り入れ先となり、利率見直しの手続となったことから、同借換債1,170万円を減額計上いたしております。

次に、歳出に移りまして、歳出につきましては、7ページ、総務管理費の電子計算費で、

選挙人が18歳以上に引き下げられたことによる選挙人名簿のシステム改修委託料96万円の増額計上、また、国民年金保険料減免納付猶予申請等の様式変更に対応するため、国民年金システム改修委託料42万9,000円を増額計上しております。

8ページに移りまして、国民健康保険医療費助成費で、保険年金安定負担金確定に伴う国保会計への繰出金3,172万4,000円を増額計上いたしております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費で、園児数の増により、保育負担金2,098万9,000円を増額計上しております。

次に、9ページに移りまして、清掃費の塵芥処理費で、ごみ中継施設に係る下水道設計業務委託料485万円を増額計上。11ページに移りまして、公債費の元金では、借換債の廃止分と長期債償還元金の確定による減額分、合わせて長期債元金1,205万7,000円の減額計上と、繰上償還に伴う費用1億5,489万4,000円を増額計上いたしております。また、長期債利子につきましても、償還利子が確定いたしましたので、1,729万6,000円減額計上を行っております。

特別会計への繰出金につきましては、交付税の算定で法定繰出額が増となったため、国民健康保険特別会計338万1,000円を繰り出し、また、下水道事業特別会計へは、繰上償還に係る補償金補助金及び貸付金などを合わせまして、8,138万4,000円、繰出金として計上いたしております。

以上、補正の概要等を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第12、議第8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（脇屋良雄） 議第8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりで

ある。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ32億7,400万7,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金で3,200万円を計上しております。これにつきましては、療養給付費と高額療養費の増によるものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金で700万円、款6県支出金、目1財政調整交付金で700万円を計上しております。これにつきましても、療養給付費高額療養費の増によるものでございます。

款9繰入金、項1他会計繰越金で338万1,000円を計上しております。これにつきましては、国保財政安定化支援事業分の確定によるものでございます。

続きまして、4ページ、款9繰入金、項2財政調整基金繰入金で1,919万5,000円を計上しております。これにつきましては、医療費の増額によります財政調整基金の取り崩しでございます。

款10保険基盤安定繰入金、項1保険基盤安定繰入金で3,172万4,000円を計上しております。これにつきましては、平成27年度確定によるものと保険者支援制度の拡充によるものでございます。

歳出の5ページ。款2保険給付費、項1療養諸費で7,200万円を計上しております。これにつきましては、医療費の増加によるものでございます。

款2保険給付費、項2高額療養費で2,800万円を計上しております。これにつきましても、医療費の増加によるものでございます。

次に、款8保険事業費、項2特定健康審査等事業費で30万円を計上しております。これにつきましては臨時職員の賃金でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億4,369万5,000円とする。

第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,545万4,000円とするものでございます。

保険事業勘定の内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきまして、款7繰入金、項2基金繰入金で50万円を計上しております。これにつきましては、介護保険給付費準備基金を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金で50万円を計上いたしました。これにつきましては、過年度分の保険料の還付金でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。

説明書7ページ、歳入の款1サービス収入、項1介護予防給付費収入で160万円を計上いたしました。これは、介護予防サービス計画費の増によるものでございます。

8 ページ、歳出の款 1 サービス事業費、項 1 介護予防サービス事業費140万円を計上しております。これにつきましては、予防プラン作成委託料の増によるものでございます。

以上の介護予防サービス事業執行見込みによる増額分20万円を、款 2 基金積立金介護予防サービス事業費準備基金積立金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 10 号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第14、議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。

平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（大東四郎） 議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計（第2回）について、説明いたします。

規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,138万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ7億934万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書3ページ、歳入の一般会計繰入金8,138万4,000円を増額計上でございます。奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業によります地方債の繰上償還財源でございます。

次に、説明書4ページ、歳出の下水道事業総務費、補償、補填及び賠償金の1,297万1,000円の増額計上は、繰上償還に係る補償金でございます。

次に、公課費として、消費税納入金270万1,000円の増額計上でございます。

次に、公債費の元金6,912万8,000円は繰上償還元金の増額計上で、利子341万6,000円減額については、長期債利子の利率確定部分の調整によります減額でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第15、議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について。

上牧町防災行政無線デジタル化整備事業について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月）条例第5号第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月7日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

- 1、事業名。上牧町防災行政無線デジタル化整備事業。
- 2、事業場所。北葛城郡上牧町地内。
- 3、事業期間。契約の日から平成28年3月31日まで。
- 4、契約金額。2億7,000万円（うち消費税及び地方消費税額2,000万円）。
- 5、契約の相手方。大阪府中央区城見2丁目2番22号。株式会社日立国際電気関西支社支社長、中原修。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について、説明いたします。

平成27年3月議会に提出させていただきました、平成27年度上牧町一般会計当初予算におきまして、上牧町防災行政無線デジタル化整備工事の予算を議決していただきましたが、このたび、業者選定手続が終了し、契約の運びとなりました。契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の内容等についてご説明いたします。

まず、業者選定の方法でございますが、この事業は、既設のアナログ防災無線設備をより迅速に、かつ、より確実な防災情報の伝達を目的といたしまして、デジタル無線システムに再整備することから、設計、施工、工程管理を含め全体設備を総合的に管理し、効率よく整備する必要があります。このことから、整備に係る提案書の提出を求め、最もすぐれた成果が期待できるものを特定する公募型プロポーザル方式を適用いたしまして、業者選定を行っております。

次に、契約の概要でございますが、工事期間は、契約の日から平成28年3月31日までとし、契約の金額につきましては、2億7,000万円（うち消費税及び地方消費税額2,000万円）。契約の相手方は、大阪府中央区城見2丁目2番22号、株式会社日立国際電気関西支社支店長、中原修でございます。

以上が内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第16、意見書案第1号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 意見書案第1号。

2015年、平成27年12月7日 上牧町議会議長 吉中隆昭殿。

提出者 上牧町議会議員 長岡照美。

賛成者 上牧町議会議員 富木つや子、同、堀内英樹、同、康村昌史、同、辻 誠一、同、

牧浦秀俊、同、遠山健太郎。

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）。

上記議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

長岡議員。

○1番（長岡照美） 1番、公明党、長岡照美でございます。

軽減税率の導入につきましては、本日の読売新聞の調査によりますと、10%への引き上げと同時に、58%の人が導入すべきだと回答されております。また、対象品目につきましても、生鮮食品と加工品と答えた方は約6割、生鮮食品のみと回答では3割弱との声が寄せられておりましたので、ご紹介させていただきました。

それでは、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）について、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

現在、政府においては、消費税の軽減税率について関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する、平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進めるとの大綱のもと、その導入に向けて議論が進められています。

平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げは、少子高齢化に伴い、現役世代が減り、高齢者がふえる中で、子ども・子育て支援、医療、介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収分は全て、それら社会保障に充てることが決まっています。消費税には、景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる逆進性の問題があります。

そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠です。軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を、標準の税率より低く抑える複数税率とされる制度です。欧州の多くの国では、既に、日本の消費税に相当する付加価値税で、食料品など、軽減税率が導入されています。また、最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっております。

そこで、政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記。

1、複数税率による軽減税率の導入については、2017年4月の消費税率引き上げと同時に
行うこと。

2、対象品目については、国民生活への影響を考慮し、食料品など対象を広くすること。
以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2015年、平成27年12月7日。奈良県上牧町議会。

以上、各議員におかれましては、ご賛同賜り、採決いただきますよう、よろしくお願い申
し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、
次に進みます。



◎議第1号から議第11号、意見書案第1号の委員会付託

○議長（吉中隆昭） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第11号、意見書案第1号については、お手
元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、一般質問につ
いては理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時
間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午前11時31分

平成27年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成27年12月14日（月）午前9時開議

第 1 一般質問について

9番 堀内英樹

3番 遠山健太郎

4番 牧浦秀俊

10番 石丸典子

5番 辻誠一

6番 富木つや子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
生き生き対策課長	高田健一	住民課長	磯部敬一
教育総務課長	中川恵友	社会教育課長	塩野哲也

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 脇屋良雄 書記 山下純司

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇堀内英樹

○議長（吉中隆昭） それでは、9番、堀内議員の発言を許します。

9番、堀内議員。

（9番 堀内英樹 登壇）

○9番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。9番、堀内英樹です。

マイナンバー制度は去る10月5日付の付番と通知カードの発送から業務が始まりました。

この制度の導入についての私の考えは、人口減少と少子高齢化が進む中、負担と給付の公平性を確保する上で必要不可欠であるとの立場です。この制度をめぐるっては、制度の仕組みがよくわからない、プライバシーの保護が心配だ等々の懸念する声が多くあることも事実で

す。こうした状況のもとで、上牧町の仕事は、マイナンバー法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に定められた基礎自治体としての業務、あわせて職員を雇用する立場の業務にも取り組まなければなりません。

そこで、大きな項目として、マイナンバー制度の業務開始について。

その1、基礎自治体としてのマイナンバー制度の導入に伴う次の取り組みについて。

- ①これまで行ってきた業務は何か。
- ②これから行う業務にはどのようなものがあるのか。
- ③通知カードと個人番号カードの違いは何か。
- ④本人に届いていない通知カードはどれだけあるのか。
- ⑥個人番号を利用する業務にどう取り組むのか。

その2であります。雇用者（給与支払い等を行う立場）としての取り組みについて。

- ①町職員等からの個人番号の提供をどのように受け取るのか。
- ②その場合に、個人番号の利用範囲をどのように設定するのか。

以上が私の一般質問項目であります。再質問は質問者席から行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それでは、最初のお尋ねから、順次、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） それでは、これまで行ってきた業務は何かというご質問だったんですけども、マイナンバーにつきましては、マイナンバー制度に伴う該当事務のまず洗い出しを行いました。続いて、特定個人情報保護評価書の作成、またマイナンバー制度に伴う基幹システムの改修、またマイナンバー制度に係る条例の整備、また通知カードの送付に伴う事務を行ってきたところでございます。また番号法対応に係る基幹システム事務担当者会議、庁内11課が今までで5回ほど調整会議を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） ここに私の通知カードがございまして、これを見ますと上牧町長名で送られてまいりました。当然、今、一連のこれまで行ってきた業務について担当理事の方からご説明いただきました。我々が直接住民の立場で一連の町が行っておられる業務に接するのが、番号カードが送られてきた受け渡しが最初でございました。

この事務なんですけれども、当然、第1号法定受託事務、これは自治法の9条2項にあったと思いますが、だというふうに考えております。したがって、国は当然必要な、この事業にかかわる必要な経費の財源といえますか、については当然必要な措置を講じなければいけないと、これも自治法にあります。232条の2項にあると思います。これまでの国の財源措置なんですけれども、どのように行われてきたのか。この1点ですね。ちなみに一般会計、第2回補正予算では、通知カード、番号カードの発送事業として全額国の補助であるという説明がございましたが、たしか歳入に883万円計上になっております。これだけでは濟まないと思いますが、先ほどお尋ねした国による財源措置、どのような状況なのか、まずはご説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 国の方からの財源措置というご質問でございます。

まず、平成26年度におきましては、総務省分といたしまして、事業費では、町の事業費といたしましては1,246万2,000円、このうち補助金といたしまして896万6,000円をいただいております。中間サーバー負担金といたしましては負担金98万1,000円、この部分の補助金は100%の98万1,000円でございます。

それと、総務省分の27年度分でございますが、この部分につきましては、事業費が1,697万6,520円、うち補助金でございますが1,336万7,000円でございます。

続きまして、厚生労働省分でございますが、事業費といたしましては、これは26年度から7年度へ繰り越した分でございます。この分は現在のところまだ見込みではございますが、1,428万840円、補助金といたしましては940万3,000円。26年度、27年度需用費の見込み、合計額といたしましては4,470万360円、うち補助金でございます3,271万7,000円。差額が1,198万3,360円となっております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、総務部長からこの事業にかかわる経費、トータルで4,470万、うち3,271万が国からの補助であると。言ったら、これはどうなんですか、率から言うと約3分の2ぐらいですか、もうちょっとですか。全額なかなか補助は来ていないという状況で、ということは裏返したら上牧町の自治体としての負担になっているわけで、この辺はちょっと解せないんですけれどもね。本来、法定の受託事務ですから、ここのところはどのように考えたらいいんでしょうね。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） どういたしまして事務を行う上におきましては、先ほど申されましてのように、基礎自治体としてやるべきことはたくさんございます。その中でマイナンバー制度に対する万全の対策を講じるというところからも若干町の費用が発生していると、このような状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） これからも事業は展開されるわけで、このところは町としてもきちっと把握されて、しかるべき国に対してもきちっとものを言っていく必要があるように、私、思います。これにかかわる人件費等はここでは入っていませんから、これ以外に相当な人件費が現にこの事業のために、この事務事業のためにかかっているということも頭に置いておいた方がいいと思います。

それでは、次に行きます。これからの業務なんですけれども、どのようなものがあるのか、主なものを上げていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 通知カードが各家庭に送付されました。そのカードを送付に際して受け取りになられなかった方への対応、また並びに個人カードの、今度、1月から個人カードの交付事務がこれから始まるところでございます。それが主になりますけれども、また、町としまして担当部署でのマイナンバーの取り扱いが始まりますので、始まる前に全職員に制度導入に関する職員向けの研修も予定しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 先ほど壇上でも申し上げたんですけれども、マイナンバー制度の仕組みがよくわからないという町民の声を我々もたくさん聞いています。ただ、行政の立場としてはただ単に法定受託事務というだけではなくて、自治体として、基礎自治体としてこの制度を当然利用もしなければいけないし、いろんなかわりが出てきます。提供も出てきますし、それから、先ほど申し上げたように町長が番号通知を行っておられるわけですから、これの受け渡しの問題も当然あります、今、理事が答弁なさったように。そういう観点ですから、町としては当然番号カードを、次に出てくる番号カードの普及も図って、そして、いろんな独自活用、独自利用の道も開いていく仕事があるわけです。大事なところがあるわけです。そういうことから言うと、もう少し広報とか説明会等も要るんじゃないかなと。広報かんまき9月号に最初の案内が出ました。12月号では家庭情報、これの詐欺まがいのいろんな話、気をつけてくださいねという広報があったんですが、もう少し町民にいろんな情報、もちろ

ん電話相談の窓口もつくられたということですが、この点についてはまたほかの議員からご質問があるかと思しますので私は聞きませんが、もう少しきめの細かい広報とか住民に情報が届くような手だてというのはぜひとっていただきたいんですけど、今後とも。どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、堀内議員がおっしゃったように、広報かんまき4月号でマイナンバー制度について広報いたしました。また、9月号ではマイナンバーの通知が開始されますということで広報をさせていただきました。また、ホームページにおいても周知、マイナンバーを住民に周知させていただきました。今後につきましても住民にわかりやすく広報を続けていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 4月号もやっていただいたということで、たしか、私、漏らしましたがございましたね。ただ単に、しかし、広報だけでは、これで広報は3回出ているんですけどもわからんのですね。よくわからない、はっきり言って。

次に、愚問とも、ばかみたいなのというふうな意味で愚問ということなんですけども、通知カードを個人番号カードの違いは何ですかと聞いています。あえてこれをお聞きしたというのは、ここからどうもいろんな誤解とかいろんな話がひとり歩きしているように思います。ここを1度この場所で念のため確認させていただきませんか。通知カードと個人番号の違いはどこなんですかと。どういう点で違うんですかという極めて入り口の質問です。よろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 通知カードと個人番号の違いは何かというご質問ですけども、通知カードについてはマイナンバーと氏名、住所、生年月日、性別の記載された紙製のカードです。カードとなります。住民票の住所のある全ての方に届くようになっております。また、通知カードだけでは各種手続の際の本人確認はできません。個人カードについては、表面、表の面に氏名、性別、生年月日、顔写真、裏面にはマイナンバー、氏名、性別などが記載されたプラスチック製のカードです。希望者は通知カードの受け取りの際に同封しています申請書により申請いただくことにより初回は無料で交付されます。また、このカードは本人確認のための身分証明書として利用することができます。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 個人番号カードは、今、理事が説明していただいたのは上牧広報にも載っていましたがどこでも説明されているんですね。つまり、申請によって交付するよと。身分証明書として使えるよと。いわゆるIDカード、そういうことだと思います。

ところが、こういう話があるんです。私のところへも念を押されました。最初の通知カードを受け取らなったら、郵便局から来たけれども受け取らなければこの番号制度から抜けることができるんだねと。つまり、マイナンバー制度というのはいろいろ問題があるからこれに加わりたくないということで、この通知カードを受け取らなければそれでいいんですね、こういう話ですね。これはどうなんですか。個人番号というのは私の理解では強制付番されていると思うんです。通知カードを受け取ろうが受け取らまいが全部ついているわけです。そのところが一番大きな違いではないかなというふうに思いますが、もう一度ちょっと整理して教えていただけませんか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 付番は、堀内議員がおっしゃったように、各個人にもうついておりますので、受け取る、受け取らない、関係なく付番はついているものでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 付番は、受け取るか受け取らないかは通知カードの受け渡しは関係なくついていますよと。そのとおりなんですね。この付番というのは、ちょっとさかのぼりますけども、先ほど住民基本台帳に登録されている者と、こういう説明がありましたが、ここに住民番号というのがたしかあるはずですが、我々が知らなくて全部背番号がついているはずですが。それをもとに個人番号というものをつくられたというかつけられたというふうに、ある記事、書物でも読んだことがあるんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 例えば付番は家族でも連番にはなっていないと、一人ずつばらばらにつけられたということを聞いております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 私がお聞きしているのは、確かにばらばらについていると思います。恐らく乱数表というのをうって通常では予測できないような数字を使ってつけているのは確かだと思います。

ところが、住民基本台帳にある住民番号、これがもとに、これを多分あるところへ町から

持ち込んで、そしてそこで乱数表とかコンピューターを使って、今、理事が説明したような番号をつけたのではないかなというふうに私は考えているんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 住民課のデータとしてCDRを東京の自治機関の方に届けております。正副2枚届けておりますのでデータの的には役場の方からは以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） そのデータの中に各住民基本台帳に登録されている人ごとの、人間ごとの、例えば私なら私の個人番号というのがついています、たしか。その個人番号も一緒にデータの中には入っているとって私は聞いているんですけど、その辺はどうなんですか。それをもとにこういうふういろいろアレンジしながら最終的に個人番号に生まれ変わっているというふうに理解しているんですけども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 番号も入っておりました。そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） ここは通知カードと個人番号の違いを確認させていただければ、まず結構です。したがって、通知カードを受け取らなければこの制度からは抜けることができるんだというのは全く事実と違う風評というか理解だということが確認できました。まずその1点で結構です、この項目については。

次に、④として本人に届いていない通知カード、つまり住民基本台帳にある本人に届いていない通知カードが上牧町でどのぐらいあるのか。あるいはどれだけ送られてそして届いていない、あるいはまた郵便局で保管されている、いろんな場面が考えられるんですが、ちょっと整理して届いていない通知カードがいかほどなのか教えていただけませんか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） システム機構から郵便局に送達されましたのは11月。11月16日に郵便局から1回目役場の方に返戻されてまいりました。今、12月9日現在なんですけれども、現在802通戻ってきておりました。その中から本人様が直接住民課の方に受け取りにこられました数は127通でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、戻ってきたのが802通で、12月9日までで127通はとりにこられたと。

送られた総数というのは幾らなんでしょうか、上牧町の場合。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 送られた総数でございますけれども9,872通でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） ここに、これは最近の新聞です。朝日新聞の12月11日付です。全国で500万通が返されたということです。大体これの9%送った、配達されたうちの約9%に当たるところが返送されてきたと。割と上牧町の場合ももうちょっと少ないですけども、これで見ますと約8%弱ぐらいになるんですが、これもこの後郵便局から戻されたものを、つまり802通のうち127通は窓口で受け渡しが終わった。あとのところを町としてはどのようにあと届けるのか。あるいは届けるためにどういった手だてを講じるのか。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） まだ未達のナンバー通知カードでございますけれども、今後予定しておりますのは、広報での啓発それと個々にまだとりにきていただく旨の通知をいたします。全戸にはがきを送付する予定をしております。また、土、日の開放、受け付け、それと夜間での受け付けを検討しております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） まだ届いていないものについては、広報それから個々の通知そして土、日、夜間の受け付けもすると、こういうお話なんですけれども、先ほど通知カードが本人に届くか届かないかというのは、番号カードが付番されていることには変わらないと。だから、本人に届こうが届こまいが番号はついているということで制度は動くんですが、ただ、いろんな情報の受け渡しがこれから出てきますから、このところは町も大変でしょうけども、というのは待ちの話です、つまり受け身の話ですね。本人が最終的にはとりにきていただくしかないわけですね、方法としては、町の窓口へ。郵送はこれで終わっていますから、お知らせ程度の通知はできても、お知らせとして通知カードを町で預かっていると、とりにきてくださいということになるんでしょうけども、だけど、それだけでは、これから町の業務を、これからいろいろな場面で出てきます。そういう、この制度を運用する上ではできるだけ本人に番号が届くようにやらないと相当支障が出てくるように思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 啓発を行って、はがきでも案内を行って、いまだそれ以降に

もまだ未達の方につきましては現地調査、職員による個別訪問の現地調査を行います。それでもまだ留守、未達の場合につきましては、カードにつきましてはおおむね3カ月という期間がございますので、それ以降につきましては国の方に返還という形になろうかと思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） このところは大変手間のかかる個別対応をしなければいけないし、という事務になろうと思いますが、大事なところですので、ご苦労でしょうけどもしっかりお願いしたいと思います。

次に行かせていただきます。⑤ですけれども、個人番号をどこでどのように管理し保護しているのかと。これは制度にかかわる話なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 住民課といたしましては今現在通知カードをお預かりしているわけがございますけれども、通知カードの件につきましては鍵の施錠のできる書庫に保管している状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 通知カードはそういう管理で結構やと思います。

問題は、制度としての個人番号の管理、保護はどういうふうになっているのか、つまり何を言いたいかといいますと、情報流出、一番、皆さんが心配しているわけです。個人情報が入ってそれをいろんな形で悪用されるのを一番おそれているわけですね。しかし、情報流出なんて絶対あってはならないんで、行政からの。そのところをいろんな形で何重にもいろんな方法を講じて防止策は不可欠やと思うんです。そのところはもうどういふふうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） まず、情報系のシステムという関係でございますけれども、強靱向上モデルにおけますネットワークシステム、これの部分につきましては、このマイナンバー法等の施行に伴う部分を含めまして法が施行される来年1月1日までに再構築という形で、今その部分をやっているところでございます。

そこで、具体的な形を申し上げますと、まず、町が今管理しております部分につきましては3つの事務、申しますと、個人番号利用事務それから個人番号関係の事務等それから職務に利用しておりますインターネット等の3つの分がございます。この部分を、例えば先ほど

申しました個人番号利用事務、この部分についてはシステム上完全に分断という形でシステムの中で取り扱っております。それと、先ほど申しました個人番号関係事務それからインターネット等につきましては、これも原則的には分離するような形でとり行っております。ただ、業務上どうしても条件つきで連携するという部分につきましては、先ほど申しました庁内連携の部分では利用するという形にもしております。

もう1つ、端末のログイン時、今まで暗証番号等で入力するというふうな形になっておりましたものを、今後は個人、研修も行うわけでございますが、ICカード認証による部分、それにパスワード入力をしてパソコン等を運用すると。ですから、パソコン等で事務に使わない場合についてはICカードを撤去して完全に見えなくするとか、そういうふうなものもしております。

それと、先ほど申しました職員研修、議会が終了いたしますと全職員を対象にするというふうな形で今予定もしております。

それと、現在、いろいろな職員徹底のための施策も講じております。例えば、特定個人情報取り扱い規定、この部分も今定めているところでございます。この部分につきましては、組織的な安全管理の措置、人的安全管理の措置それから物理的な安全管理の措置それと先ほどから申しております情報関係の技術的な安全管理の措置、その部分について今定めておるところでございまして、その部分の詳細については今現在まとめて今もうほぼでき上がっていると。この部分を職員研修なりに徹底するよう今図っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、総務部長から一通り説明いただきました。一番大事なところは個人番号を扱う職員の知識とかモラル、つまり最終的なシステムとかあるいは運用をいろいろ工夫しても、それに歯どめをかけても、最後はそれを扱うのは職員ですから、人間ですから、そのところを、これはちょっと意識を変えていただかないと今までの流れでその延長で仕事をしていたのではいろんな危険性がありますから、意識を基本的に変えると。この個人場運号を扱うということについて、そこを徹底して研修していただいて、そして定期的な検証作業もやってほしいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、議員が申されたとおりでございます。そのためにも先ほど申しました部分の中で基本方針それから取り扱い規定それからマニュアル等も細部にわたって、今、作成も終わっているところでございます。それから、職員に対する部分につきましては、

マイナンバー制度の活用にあたりまして、これまで、住基等、個人情報を扱っていた部署、その部分が主になっておりましたが、全職員がマイナンバー制度を担当する部署においては日ごろ使わないところもございます。ただ、個人情報を取り扱うんだというところを全職員に再度認識させまして十分セキュリティーにも気をつけて運用していきたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、⑥の個人番号を利用する業務にどう取り組むのか。特にお聞きしたいのは、今後出てくるであろう、多少将来の話ですけれども、町における個人番号の利用事務、それも番号カードにはICチップのあき容量の活用が可能だと法的にはなっております。そこを使った、つまり、あき容量を活用した上牧町による横出しとか上乘せ、このところを特にお聞きしたい。どのように考えておられるのか。どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続へ利用することができるといふことでございます。また新しくということは今現在まだ考えていないといふところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 私、壇上でもこの制度を負担と給付の公平性を確保する上で必要だといふふうに申し上げました。やはり今のところ上牧町としての横出しとか上乘せ、わかりやすい言い方をすると国の法定受託事務でない部分、つまり上牧町の自治部分としての横出し、上乘せという話を申し上げているわけですね。そのところは研究されて、今後せっかくこういう制度があるわけですからもっと使っていくべきであろうと。これから研究もしながらと考えておりますが、町長、いきなり申しわけございませんけれども、これから非常に、これはもう町の取り組みとしては大事な部分が、少し先の話にはなりますが今から準備しておかないといけないんで、そういう研究、開発の取り組みもぜひやっていただきたいなど、私、考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） よく高齢者の方々のボランティアの活動なんかの例えばポイント制度、こういうのがございます。いろんなボランティアに参加して、それを、介護を受ける段階でポイント制にしてそれを利用していただいたらどうであろうとか、できるかできないかわ

かりませんが、例えば図書の利用の問題であったりとか連携をすることであったりとか、そういうことについて今のマイナンバーのカードを利用できるような形、そういうようなことについてもこれから担当の方でしっかりと、まず出発をさすということが大事でございますし、しっかりとやれると、情報も漏れないようにしっかりとやると。その後でいろんな事柄に利用しながら皆さん方が便利なように、また行政としても情報なりいろんなものがつかめるような形、そういうことに利用できればというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 町長から答弁をいただきました。

今一例を挙げられたんですけれども、これ以外にも、町長、この活用の仕方によって自治体の力も試されるし、それから他の自治体と比べた場合の力の差も出てくる取り組みなんです。だから、一工夫も二工夫もしながら研究を重ねて、そして上牧町らしいものというか上牧町でなければできないような取り組みもぜひ進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先ほどの答えで言い忘れていましたけども、例えばコンビニなんかでも、住民票であるとかいろんなものがとれるよと、こういうサービスも当然やれるわけですが、今のこの段階でそれをやろうとすると相当大きな費用がかかるということになってまいりますので、そういうことについても時期を見図りながらいろんなものに利用して住民の方々に便利なように、そして町としてもしっかりとしたものの方で進められると、こういうことが町の評価にもつながっていくのではないかとというふうに思いますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） よろしくお願ひします。この制度についてはこれからもお尋ねする機会が数多く出てこようかと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、大きな項目の（2）ですね。その2なんです、雇用者、つまり給与を支払われます、町は、職員に対して。そういう立場としての取り組みについて。

そして、その1として町職員からの個人番号の提供をどのように受け取られるのか、受け渡しされるのか、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 給与の支払い者が給与所得者から個人番号の提示を受ける場合に

おきましては、当該提供を受ける番号が正しいものであることの確認とその番号の持ち主であることの確認が義務づけられているところです。本町におきましては、職員本人が直接個人番号通知カードを持参することで番号確認を行い、給与担当者との対面による身元確認を個別に行った後、給与所得者の扶養控除申告書への記載を職員みずから行うことで適正な個人番号の取得業務を進めることとしております。

また、扶養親族に係る個人番号の提示に際しましては、職員が当該被扶養者との対面による確認を前提とした上で個人番号通知カード以外の根拠書類の提示は求めないこととしております。

なお、職員から提示を受けた個人番号につきましては施錠可能な場所に保管し厳格な管理を行うこととしております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、人事担当理事からも説明いただいたんですけども、職員と面接して、そして提示を受けると、こういうお話なんですけど、これはそこまで当然やらなければいけない制度だと思います。当然他の機関とのいろんな連携もあるんですけども、ここは大事なところですから、給与支払い者としての個人番号の提供を受ける収集であるわけですから、ぜひそうでなければいかんと思います。これはいつごろから始められるんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） この議会が終わりましたからスタートしたいと思っております。

職員からの提供を求める段取りとなっております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） ということは、27年の確定申告というか、27年度に対する課税からこれを適用していく、これが使われていくという、こういうことでよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 平成28年1月以降の支払いに係る給与所得の源泉徴収票には給与所得者本人、扶養控除対象配偶者及び同扶養親族の個人番号に記載する必要が生じることから今言った時期にさせていただく予定でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それでは、最後のお尋ねになりますが②です。その場合に個人番号の利用範囲をどのように設定するのか。今、源泉徴収の話がありました。それ以外にも例えば地方公務員共済とか退職手当の源泉徴収とか、あるいは我々が知らない手続があるかもわかり

ません。その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今のところは、先ほど言いました源泉徴収の徴収票の発行に際するのみ利用しているところでございますけども、今申し上げました共済組合の組合員の資格の取得とか喪失の届けにはまた付記しなければならない場面も出てくると思います。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） かなり約50分にわたっていろんなことをお尋ねしてまいりました。確認も、我々の浅い知識の中で整理していろいろと教えていただいたわけなんですけど、まだこれでもまだまだわからないことがいっぱいあります。

町においてもいろんな情報をしっかり把握していただいて、特に、個人番号カードを活用した町の上乗せ、横出しといった町独自の上牧町でなければできない取り組み、ここも大事かと思えます。

その前に申し上げた研修においては、どこまでも個人が、職員が個人番号を扱うんだと、こういう人間が扱うんだという面に特に注目されて、そのところは不用意な漏えい等が、あるいはまた目的外の使用が行われないように徹底して取り組んでいただきたいということを最後にご指摘申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思えます。長時間、ご協力ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、9番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで10時まで休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時00分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇遠山 健太郎

○議長（吉中隆昭） 次に、3番、遠山議員の発言を許します。

3番、遠山議員。

(3番 遠山健太郎 登壇)

○3番(遠山健太郎) 改めまして、おはようございます。3番、遠山健太郎です。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に少しだけ。先月、11月5日から6日に総務建設常任委員会と文教厚生常任委員会との研修視察、合同視察研修に兵庫県加西市並びに島根県邑南町へ行ってまいりましたので、その際に感じたこと並びにその際にお世話になりました各市、町の役場、担当課並びに議会事務局の皆様がこの場をおかりしてお礼を申し上げます。

簡単に各市町のご紹介をしますと、加西市は兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央部に位置し、大阪府からは高速道路で約1時間、人口4万6,000人ほどの市です。市役所では現在加西市にて取り組んでいる定住促進の取り組みとして若者定住促進住宅補助制度や子育てママ就職支援制度について学んでまいりました。また、島根県邑南町は島根県中南部の広島県との国境に位置する面積が島根県最大の町、約420平方キロメートル、上牧町の約70倍にもかかわらず人口が上牧町の約半分1万1,000人の中山間地に位置する代表的な山間過疎の町です。にもかかわらず日本一の子育て村を掲げ、今やワイドショーや雑誌などにも取り上げられています。1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかをあらわす数値、合計特殊出生率が平成24年度に2.65を記録し子育て世代の移住もふえている名実ともに子育てに優しい町です。ちなみにその合計特殊出生率、平成24年度全国平均では1.41、平成20年から24年までの5年間の上牧町の平均は何と1.09であることから違いは明らかであると感じました。

それぞれのさまざまな施策を、役場担当者の熱い報告を聞いてこの担当者は本当にこの町が好きなんだな、本当にこの町をどうにかしなければいけないという思いで施策を提案し実行しているんだなと感じました。

地理的環境や財政規模の差はいかんともしがたい事実ですが、自分たちの町を愛する、自分たちの町を守るという姿勢は本当に見習わなければならないなと強く感じました。

それでは一般質問に入ります。私の質問は大きく4つです。

まず、1つ目、マイナンバー制度の運用について。国民一人一人に固有の番号を割り振り社会保障や納税に関する個人情報管理するマイナンバー制度について定めた法律、いわゆるマイナンバー法が成立し、もう間もなく年明け1月から制度が導入されます。上牧町でも11月より番号通知カードの発送が始まりました。そして、番号通知カードの発送に先立ち役場2階において相談窓口を設置し町民からの相談に対応しています。こちらのマイナンバー

制度につきましては、先ほどの堀内議員から約1時間にわたり熱心な質疑がありましたので、それに関連するそれ以外の質問をさせていただきたいと思っています。

今回まず1点目、相談窓口を設置した効果、相談件数やその内容を伺います。

実は、せんだっての総務建設常任委員会で常任委員会の東委員より質問があった点と一部重複しますが、東議員が、私たちが受けた相談と随分内容が異なるという趣旨の質疑がありました。私もその点については同感であります。そこで、相談窓口を開設しているのに町民の皆様がいまいちその相談窓口を利用していないのではないか、本当のわからない内容、知りたい内容が相談内容に上がってこないのはなぜか、その理由を考え対策を提案したいと思っています。

2点目、上牧町個人情報保護条例改正に伴う施行規則の改定について。

9月議会で上牧町個人情報保護条例改正が承認されましたが、その質疑の中でも私自身指摘をしましたが、9月議会時において同条例の施行規則が未整備であったと記憶しています。現在の整備状況を伺います。

3点目、マイナンバー制度に伴う町での作業負担やその対策について。

こちらについては一部堀内議員より質疑がありましたが、かなりの町の負担が発生していると思います。こちらについては、まず10月に施行後窓口を設置し11月には個人番号通知カードの発送、こちらは日本郵便株式会社が担当していますが、未達の簡易書留が役場に、先ほどご説明があったとおり、持ち込まれています。その数については先ほどお聞きしましたが、その管理方法や管理に当たり要したコスト面等を改めて伺いたいと思います。そして今後の対策。具体的にはハード面として管理するための備品や設備に関するコスト増に対する考え方やソフト面として未達番号通知カードの管理とその人的配置について伺いたいと思います。

大きな2点目、防犯に対する取り組みについて。

本町の庁舎、公共施設、学校、幼稚園に既に41カ所の防犯カメラがあり、本年度中には主要幹線3カ所に新たに設置することになっています。一部では施工済みのものもあるかも知れません。そこでまず、管理運用するために定められている要項について伺います。具体的に申しますと、どのような要項で全ての防犯カメラを管理しているのか。既存の41カ所のカメラ、新設の3カ所のカメラ、全てが同一の性能でもありませんし設置場所も千差万別です。その中で要項が本当に機能しているのかを確認させていただきたいと思います。

次に、要項に記載されている管理運用責任者、管理責任者、管理担当者、それぞれの事務

内容について。具体的には、それぞれの管理、それぞれの防犯カメラにはそれぞれの責任者が定められていますが、その事務内容について伺います。本当にこの責任者がこの要項を熟知した上で管理をしているのか、あわせて聞きたいと思います。

3点目、防犯カメラにおさめられている個人画像情報の取り扱いについて。どのようなときにどのような手法で誰に開示をするのか。個人情報との兼ね合いは大丈夫なのかを聞きたいと思います。

大きな3点目。奈良県との包括協定について。

奈良県では平成22年度より市町村まちづくり構想推進事業の実施など具体的なまちづくりについて市町村の検討を支援し奈良モデルの発想を延長として県と市町村とのまちづくりに関する連携協定を進めています。県内では既に11カ所の市と町が連携協定を締結し、近隣では三宅町が昨年9月に近鉄石見駅周辺地域のまちづくり基本構想策定のため連携協定を締結しました。去る9月22日に三郷町で行われた地域フォーラムにおいて荒井奈良県知事並びに本町の今中町長もパネリストとして出席をされていましたが、荒井奈良県知事が、ここにいらっしゃる首長の町とはまだどこも連携協定を締結していません。県はいつでもお待ちしておりますと冗談まじりに言われていました。

そこで、上牧町での奈良県とのまちづくり連携協定に向けた取り組みや今後の方針について伺います。

最後に、町職員の勤務環境について。

まず、町職員の担当外業務（草刈り）等の現状について。現在の作業内容と実施回数についてまず伺います。

そして今後の方針について。具体的には今後も同内容で続けるのか。また続けるのであれば主な担当業務との兼ね合いや草刈り機等を使用する場合の危険対策についてどのように考えているか伺います。

こちらについてですが、時間等の関係上、必要によっては明日同じ質問通告をさせていただきます竹之内議員の内容と重複していますので割愛することも視野に考えております。

次に、ストレスチェック制度の導入について伺います。労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、医師、保健師等の心理的な負担の程度を把握するための制度、ストレスチェック並びにその結果に基づく医師による面接指導の実施等を義務づけるストレスチェック制度がこの12月1日より創設されました。

上牧町においても義務づけられた事業所としてストレスチェック制度を導入する必要がある

ると思いますが、現段階での導入への対策そして今後の課題、今年度決算監査でも監査委員から指摘がありましたが、産業医の確保についてあわせて伺います。

以上が一般質問通告内容です。再質問は質問者席から行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） それでは、まず初めのマイナンバー制度に関する相談件数と内容についての答弁からお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） マイナンバー専用窓口また専用電話を開設いたしました。10月5日から設置したところでございます、専用窓口をです。対応件数は電話相談を含め約250件がございました。主な相談内容といたしましては、通知カードの発送が始まるまではいつ届くかという内容で、上牧町におきましては11月15日から発送が順次始まる旨を回答しました。また、発送が始まってからは不在のため通知カードを受け取れず郵便局に問い合わせた結果上牧町に戻っているという回答を受けてどうしたらいいのかという問い合わせが多数を占めているところでございました。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、理事から説明をいただきましたが、250件ある中の多数が制度の具体的な内容というよりもいつから発送されるものであるかであるとか、あと、とれなかったんだけどどうしたらいいんだろうかという内容であって、先ほどの堀内議員からもありましたけども、私たちの方には具体的な、例えばマイナンバーのカードが来なかったらどうなるのか、例えば具体的に言うと確定申告ができないのか、そういう内容という方が私たちに来る相談としては多いんですが、そういう相談は余りないということでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 若干はございましたけども、今答弁させていただいたものがほとんどだったということでありませう。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 個別に相談を受けたりする内容と実際の窓口での相談内容というのがどうしても差があり過ぎるような気がします。先ほど堀内議員の方からは後の議員にというお話があったんで、具体的な話はなかったんですが、4月、9月、12月で広報活動、広報に載せていただいたとは思いますが、1月から具体的に個人番号カードの交付も始まります

ので、改めてこちら、私の方で提案をさせていただきたいのが、1点目、まず年明けにも早々にでも、また広報等で、より具体的なマイナンバーに関する仕組みであるとか内容についての広報等を町民の皆様にしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） いろいろとマイナンバーについてはまだまだ住民の方が詳しく知りたいということでございますので、そのとおり、また広報にやっていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ということで、年明け早々、間に合うかわかりませんが、1月、2月の広報には載せていただくということでお約束いただいたと理解して次のお話をしたいと思うんですが、次の提案といいますか、これは総務部理事のいらっしゃる2階の政策調整課だけの問題ではないかも知れないので難しいかも知れませんが、相談窓口なんです、場所、一般の住民の方々にとって役場の2階というのはなかなか行く場所ではないと思うんです。ここで提案なんですけども、窓口を来年1月から番号カードが1階で交付されると思いますので、窓口を1階の方に移設するような方法というのを考えられないか。というのは、相談窓口に行こうと思って行けば2階に行くんですけども、1階にあれば何かあったときに窓口があるなど、これをちょっと聞いてみようかなということで相談内容もふえますし、町民の皆様にはかなり使い勝手のいい窓口になるのではないかと思います、そのあたり、ちょっと急な提案で申しわけないんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議員がおっしゃるとおり、平成28年1月から個人番号カードの申請が始まります。今また開設している専用窓口にはほとんどが申請にかかわることで、また個人カードの、個人番号カードの申請にかかわることの相談がほとんどでございますので、議員が提案していただいたとおり、今も住民課のほとんどが、今後、住民課の方の対応になる事務を住民の方が相談に来られたり、またほとんどが電話なんですけども、そういう対応で窓口を1階に移そうかという相談をしているところです。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今すぐお約束してくださいとは私申しませんので、できるだけ窓口を1階に移設、そして移設した暁にはまた広報等で窓口を1階に設けていますのでお気軽にご相談くださいというような内容を提示することによって窓口をしっかりと提示しているんだと

いうことを町民の皆様にはアピールをしていただきたいと思います。というのも、ほかの市町村、市はあるんですが、町村で見ましても相談窓口を設置しているところ、いないところあります。しているところというのは、上牧町としては設置しているということは本当に評価をしたいと思いますので、せっかくしているのであればという思いがありますので、ぜひその辺もアピールといいますか、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、私の方から次に行きたいと思います。次に、上牧町個人情報保護条例改正に伴う施行規則の改定状況について答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、9月議会で番号法の改正に伴います一部改正をさせていただいたところでございます。その際、議員の方から規則改正はどのようになっておるのかというご質問をいただきました。その際、回答といたしましては現在見直しておるという回答であったわけではございますが、見直しを行いまして、規則につきましては条ずれ、また様式等の一部改正等が該当し、今そういうふうになっております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ありがとうございます。10月1日から改正上牧町個人情報保護条例が施行されていますので、同日付で施行規則も改定されていると思います。そして、今わざわざ総務部長の方から答弁をいただきましたが、施行規則の内容についても私自身少し内容を確認させていただきましたが、あえて申しますと個人情報や特定個人情報をちゃんと厳格に管理するような内容になっているなど、そちらについては大変評価をしています。

ただ、あえて苦言ではないですが、9月議会そして先ほどの12月の常任委員会でも指摘をしましたが、ほかの議員の方からも指摘がありましたが、条例の整備と条例に基づく施行規則や要項の整備はやはり同時履行すべきであるというふうに思います。今回の施行規則も本来であれば条例改正案の提示と同時に出示していただきたかった。これだけ立派なものができるわけですから少し前倒しすればできるわけですから、いま一度この条例改正に当たっては同時並行作業として施行規則の改定も実施していただきたい。議会に条例改正案を上程する場合には参考資料で結構なので施行規則並びにそれに付随する要項があれば参考資料として提示することを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されましたように、条例を改正もしくは制定いたしますと当然

それに対して運用等をしていかなければならないということになります。そのことから議員の方々にも規則また要項で運用方法等をお示しできるような形で今後進めていきたいというふうに考えております。

ただ、年4回の定例会があるわけですが、時期的に速やかにしなければならない、例えば条例改正等がございます、そういう場合には規則の中身について精査する時間が必要となる場所もございますので、先ほど申しましたように、基本的には規則、要項等運用方法についてこれから提示させていただきたいというふうに考えます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。あくまで申しますと、施行規則並びに要項については議会の承認事項ではありませんので、全てのことは網羅されていなくても結構です。施行規則についてはこういう内容で改定をする予定ですという内容でも結構なのでお示しいただけるものと今確認をさせていただきましたので、次に行きたいと思います。

次に、マイナンバー制度に伴う町での作業負担やその対策について答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） マイナンバー制度に伴う町での作業負担といたしましては、マイナンバー専用窓口での電話対応、システムの改修、通知カードなどがあり、対策として、部局横断的な番号法対応に係る基幹システム事務担当者会議において職員間での制度の相互の理解を図り、広報等を活用してマイナンバー制度の周知に努めてまいりました。

今後においても、事務担当者会議や広報等を活用して円滑な制度の運用に努めていくこととしておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） さきの堀内議員からも質疑がありましたが、かなりの負担が生じているのではないかと思います。ただ、この業務は法定受託業務で何らかの手当てを基礎自治体としてもする必要があると思います。先ほどの答弁でもありました約1,200万円の町の負担がある以外にも人的な負担であるとか、先ほど少し出ていました鍵つき書庫の話とか、鍵つき書庫というのが新たに購入したものなのか既存にあるものを使用したのかわかりませんが、必要な人員の確保や必要な備品や設備などが必要になってくる場合にはそれをけちれと言っているわけではなくて、必要なものがあれば速やかに予算計上して速やかなマイナンバー制度の運用をしていただきたいと思いますと思いますが、そちらについていかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、人員に係りましては現有のいる人員で行っております。確かに担当の、制度を担当しているのは政策調整課、カードとか保安の担当は住民課、また条例改正とかセキュリティのことは総務課がやがっております、そこの担当の職員の残業等がふえているのは事実でございますけども、今現有の職員でやっているというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） もちろん現在の職員の皆さんでやっていただかなければいけないわけですからその辺はしっかり対応していただいて、人数が少ないからできなかったでは済む問題ではないのでしっかり対応していただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、大きな2点目。防犯に対する取り組みについてということで、まず要項の全体的内容についての答弁からお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） ご質問の要項でございますが、要項につきましては施設の部分と屋外の部分の2つございます。

まず1つ目の要項でございますが庁舎等への防犯カメラの設置に関する要項、2つ目につきましては屋外防犯灯カメラの設置及び管理運用に関する要項、この2つがございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 先ほど冒頭でも申し上げましたが、防犯カメラは主要施設や主要幹線に全部で44カ所、設置されている防犯カメラはそれぞれな機能があります。私も確認した中では、例えば録画機能そのものがないもの、あるもの、そして映像に映る人の顔の分別ができるものもあるしできないものもあるなど性能はさまざまです。細かいことを申し上げますと、私も要項を見させてもらったんですが、定義のところの防犯カメラに、防犯カメラの定義は映像表示及び録画する機能を有するものをいうという時点で録画する機能を有しないものは防犯カメラと言わないというような形にもとれたりするので、その辺をきっちりいま一度整備している要項全て、いま一度この要項が整備している防犯カメラ、きちんと全てが合致しているかどうか、要項の再確認と必要であれば要項の再整備を提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されたところ、先ほど申しました庁舎等というところで管理運営しているわけでございますが、おっしゃいますように庁舎それから保育所それから学校、

幼稚園等々関係各部署に分かれております。この部分につきまして、再度この部分についての要項に合致している再点検を行っていきたいと思います。

また、一部につきましては老朽化している部分もございます。その部分につきましても、取りかえ等の計画、できる範囲から中長期計画に反映できるものは反映させて取りかえ等も行っていきたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、中長期計画にできるだけ反映をして予算化していきたいというお話がありました。少し関連質問になるんですが、今お話を私の方でさせていただいた中で、防犯カメラの中で特に小・中学校にある防犯カメラ、私、確認をさせてもらったんですが、学校の校長先生に聞きましても録画機能がついていないと、人の分別もできないということを確認してもらいました。それで、学校自体は昔からそれを制度として使っているんで問題ないというお話なんですが、このあたり、ちょっと急なお話で申しわけないんですが、教育部長、もしできれば予算化の中でも優先的に学校に関する防犯カメラはできるだけきちっとした性能のものにしていきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 教育委員会、各学校、幼稚園、防犯カメラを設置しております。今、議員がおっしゃるように、設置してから10年から15年たっている機器もございます。何分古い機器になっておりますので、おっしゃるように画像が見えにくいというものもございますので、教育委員会といたしましては年次計画、先ほど総務部長が言ったように、年次計画を立てて最新式のデジタルカメラというんですか、あれと録画、一月ぐらい録画できる機器を今後要望していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 何度も申します。限られた予算だと思うのでかなり厳しいと思いますが、数をふやすのももちろん大事ですが、既存の古いものを新たな新しいものにする。特に、子どもたちを守るという意味での防犯カメラ、どうしても数がふえていく、既存の41ある、3つふやす、これからもふやしていくという安心が先に立ってしまうんですが、では既存のものが大丈夫なのかという認識がどうしても足りないところがあるので、今答弁まことにありがとうございました。ぜひ中長期計画に基づいて対応していただきたいと思います。

では、次に行きたいと思います。次に、要項に定められた運用、管理運用責任者であるとか管理責任者また管理担当者というのは具体的にはどのような立場の人がなっているのか、

そして、その事務内容というのはどうなのかを伺いたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） それでは2点目のお尋ねでございます。

まず、庁舎等の防犯カメラの設置に関する要項での管理運用責任者は、防犯カメラを設置する責任者は各担当の課長等となっております。また屋外に設置する要項につきましては総務課長が管理運用責任者となっております。

それと、内容でございますが、管理責任者は当該庁舎等を管理する課等に所属する職員のうちから防犯カメラの操作及び個人画像情報の管理を行う者を担当者として指定しているというところでございます。

防犯カメラの操作につきましては管理担当者以外の者が行ってはならない。ただし、防犯カメラの点検、維持を行うに当たりましては、管理責任者が特に必要と認めた者ではこの限りではないという取り決め、それから管理責任者は防犯カメラ及び防犯カメラから徴集した個人画像情報の適切な管理を図るとともに、管理担当者の指導及び管理を行うものとしております。また、管理場所、撮影場所など設置に係る措置なども管理責任者の事務内容となっております。

それで、指名する担当者でございますが、このことを、今、管理責任者が行う事務について実務を行うために担当者等を指名して実務に当たらせておるといふようになっております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） そうですね。大きく2つの要項があるのでわかりにくくなっているんで、今、整理をしたいんですが、屋外のカメラについては管理運用責任者というのを設けて、その管理運用責任者は、要は、総務課長であると。ですから、総務課長が全ての屋外の防犯カメラを管理すると、これはすごい組織が通っていると、総務課長お1人なので全ての管理、管理運用責任者が映像の管理とかを全て行うという形だと思うんですが、問題はといいますか、庁舎等のカメラということで今ある41カ所、学校であるとか庁舎、2000年会館等のカメラについては各庁舎等を管理する課の課長以上の方が管理責任者となって、その責任者が画像の管理については管理担当者を指定するというような形になっていると思うんです。

私が申し上げたいのは、当然のことながら、管理運用責任者である総務課長はこの要項を熟知されていることだと思うんですが、庁舎等の、要は屋内カメラの場合の管理責任者である各庁舎の課長以上の方、例えば学校でしたら校長先生等が該当するかどうかと思うんですが、そしてそれをその方が指定する個人情報の管理をする担当者、この方たちが本当にこの要項の

全ての内容をちゃんと熟知しているのか、その辺、熟知をしているか、その要項を知るような状況になっているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） カメラを設置しております。先ほど申しました、今、議員が申されました学校等施設以外にもあるわけでございますが、この要項については熟知していただいているものと思っております。

ただ、先ほどからのご質問の中でもありますように、古くなった部分のカメラもあったわけでございます。この要項の趣旨に基づいて適正に管理されるように、先ほど申されました41カ所、3カ所については総務課で管理しておりますが、この41カ所の部分につきまして担当の方に再度徹底してこの要項等を熟知していただくように取り計らいたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。いろいろな条例施行規則要項にも常々申し上げていることなのですが、つくるだけではなくてそれを周知徹底することが大事だと思いますので、その辺の取り組みをお願いしたいと思います。

では、次に行きます。次に、防犯カメラにおさめられている個人画像情報の取り扱いについてなんですが、どのような時にどのような手法で誰に開示をするのか。個人情報との兼ね合いは本当に大丈夫なのか。この辺について伺いたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） まず、個人情報、個人画像情報の取り扱いについてでございますが、1つ目の庁舎等の防犯カメラにおきましては、個人画像情報につきましてはこの要項及び上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報セキュリティ対策基準に基づき適正に取り扱うものとしております。

2つ目の屋外防犯カメラの画像記録の利用につきましては、個人プライバシーが侵害されないよう犯罪の抑制及び防止を目的の範囲で行い、画像から取り得た情報は外部に漏らさないことを念頭に、上牧町、これも上牧町個人情報保護条例に基づき設置目的以外の目的に利用しないと、このようになっております。

また、第三者の閲覧及び提供を原則禁止とし、ただし書きで両要項とも本人の同意があるときなど提供できる場合を規定しております。ちなみに、例えば利用できるものとしたしましては、例えば、本人の同意がある場合、法令等に基づき要請があった場合、捜査機関から

犯罪捜査の目的による要請を受けた場合、その他、個人の生命、身体、財産を守るため緊急かつやむを得ない場合で認められる場合など特別な場合を除いては原則禁止としております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 個人画像情報の取り扱いは本当に大事なお話だと思ひまして、町内の小・中学校の防犯カメラは幸か不幸か録画機能がないんですが、私の聞いたところによると、例えば学校内でいじめ等があったとき、ものを隠したものがあつたときに保護者の方が防犯カメラを見せてくれと、それに犯人が映っているのではないかというお話を、町内ではないです、お話を聞いたことがありまして、それについては当然目的外利用なのですることができないでしょうけど、その辺の周知徹底というのもこれから必要になってくると思うので、しっかり対応していただきたいと思ひます。

今お話がありました目的外のことについては基本できないという中で、ちょっと確認なんですけど、要項の中で、目的外利用する場合には自治機関の長、これは町長及び教育委員会と書いてあるんですが、目的外利用する場合には上牧町個人情報保護審査会の組織の同意を、意見を聞かなければいけないと書いてあります。逆に言うと意見を聞けば目的外利用ができるというお話なんですけど、最後に上牧町個人情報保護審査会の組織というのはどのような組織構成になっているのか、それだけ伺いたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 上牧町個人情報保護審査会につきましては4名の方で構成されております。個人名はあれですので役職と申しますか、まず大学教授それから大学の特別教授の方それから消費生活アドバイザーの方それといま1名は弁護士、この4名が審査会委員となつていただいております。それで、近々の開催といたしましては、27年、つい最近ですが、11月9日に先ほど議員が申されております個人情報保護条例の一部改正のご説明と、それから今回に限りましては提案、審議していただく案件はなかつたわけではございますが、先ほどに申し上げました11月9日に、月曜日ですけれども、開催させていただいたというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 理解しました。上牧町個人情報保護審査会の組織の内容について私がここでつけ加えてお話しすることはありませんが、いずれにしても大切な個人情報の関与のため厳格な管理と対策をお願いしたいと思ひます。

それでは、続きまして大きな3点目、上牧町での奈良県とのまちづくり連携協定に向けた

取り組みや今後の方針について答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 奈良県との包括協定についてというご質問でした。

奈良県において推進されております県と市町村のまちづくりに関する連携協定については、現在、議員もおっしゃったように、奈良県内の11市町村で締結されており、主に駅や神社など広域的な観点から地域蘇生に資する拠点に対し機能の充実、強化や周辺整備が進められております。

上牧町では現時点においては奈良県との包括協定の締結には至っておりませんが、滝川沿線エリアを県景観自然環境課所轄の奈良県植栽計画に位置づけていただき、同河川及び周辺整備のあり方について、県河川課、高田土木と県が連携協力しながら検討を進めているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、奈良県とのまちづくり連携協定については駅や神社等を中心としたまちづくりの一環というお話がありまして、上牧町というのはよく駅もないし国道もない、まちづくりの目玉となる施設や資源もないと言われます。しかしながら、我が上牧町を卑下する必要は全くないと私は思っています。先にお話しした邑南町の事例にもあるとおり、目玉がなければつくる、自分たちの町は自分たちで何とかする、そして最終的に自分たちの町を愛する心というのが必要だと思っています。

ということで、今お話がありました滝川、滝川を中心としたまちづくりということで、連携協定、包括協定を前向きに検討しているというお話が今ありましたが、ということでもよかったのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 包括協定には至っておりませんが県との連携、協力をしているということを今説明させていただいたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ということは、私が今お話をさせてもらった上牧町と奈良県とのまちづくりに関する連携協定というものではないけれども、滝川に関しては県との何らかの協定をして、協定といいますかタグを組んで進めているという形ということでもよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） わかりました。これについては大きな話ですしかなり難しいと思うんですが、私としましてはだめを承知でということはあえて申しませんが、せっかく県の方からそういう包括協定の事例があるわけですから、こちらについて滝川、あと実は立地上大変難しいと思いますが、10月7日に国史跡に指定をされました久渡古墳群、これについてはかなり町民の皆様も関心を持っていますし、後の議員の方からも一般質問の通告が出ていますが、これをもとにまちおこしをしたらどうだろうかという意見も聞くんです。かなり立地上の問題、いろいろ難しい問題があると思いますが、そういうものも含めて、こんなんを言うてはいけないんですけども、滝川と久渡古墳しかないのではないかという意見もあるぐらいですから、その2つに絞ってでもいいんで、何らかの形で奈良県との包括協定を結んでいただきたいと思います。

それをやりますというふうに言っていたかなくても結構なんですけど、前向きに検討していただければありがたいなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、議員から久渡古墳を活用した県と上牧町とのまちづくりに関する連携協定についてなんですけども、今後また十分検討し、県との協議といたしますか、県と協議をして久渡古墳を活用したまちづくりはどうだ、その場合は連携協定が結べるかどうかのを調査、研究を行いたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。そうすることによりまして久渡古墳群が少しでもPRの一環になればいいかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、3点目の質疑を終わります。最後に町職員の勤務環境についての質疑をさせていただきます。

まず最初に、町職員の担当外業務ということで、現在の作業内容、実施回数について伺いたしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） お尋ねの部分でございます。平成27年度における職員での草刈りにつきましては9人を1つの班といたしまして10日間を1サイクルとし、春1サイクル、秋1サイクルの計2回で行っております。主に役場、ペガサスホール、2000年会館、水道部、健

民グラウンド、その他町有保有地の施設につきまして草刈りを実施しているというところがございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） これについては私、担当外業務と書きましたけれども、これは担当外というかどうかというのはすごい意見の分かれるところで、例えば草刈りではないですが、きょうも私、8時ちょっと過ぎぐらいに役場の駐車場に来ましたら町職員の方が朝早く来られて庁舎内の清掃をされていました。私はこれについて申し上げていることではなくて、これについては例えばほかの一般企業等においても朝早く来て掃除をすとか庁舎内の掃除をする、自分たちの職場環境のことを整備するということは当然のことだと思うんですが、あえて申しますと、草刈り等につきましては、私の記憶では、上牧町、かなりの財政難に陥った際に財政負担を軽減する観点から町職員の方が出向いて草刈り機等を使用して公園などの公共施設の草刈り作業をしているという認識があるんです。そちらについての実は絞ったの答弁、質疑なんです。庁舎内の掃除等は自分たちのものは自分たちでしていくべきだと思うんですが、草刈り等につきましてはなぜそれを申し上げているかといいますと、かなりの負担になるのではないかなと。というのは、なれている方はいいんですが、草刈り機というのはかなり危険を生じるものでもありますし、私の知人の造園業者の方とかでもそれによってけがをして入院された方もプロでもあります。蜂の巣をつついて蜂が来た余りに草刈り機を自分の手に当ててしまったという方もいらっしゃいます。ということがあるので、本当にするのであればきちっとした対策、草刈り機を使用する勉強といいますか教えるとか、こんなんなれたらばっとやったらできんねんというわけではなくてということが必要ではないのかなと。それをする手間が大変なのであれば、そちらについては財源措置を講じて業者に委託をするということも考えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 近年、職員で行っている草刈りにつきましても徐々に減らさせていただいているというのが現状でございます。職員による草刈りは、先ほど申しましたように、9人1組で行っておりますが、課を越えた職員間での作業というコミュニケーションを図るという連携、その部分につきましても1つあるのではないかなと。

また、先ほどもちょっと触れていただきましたが、庁舎の清掃等でございます。自分たちの職場、自分たちで管理するという意識を持ってもらう面、この面からも職員間の連携、意識の向上には若干つながっているのではないかなというふうには考えております。

ただ、年々、今議員が申されましたように、日々事務事業量はふえ続けているというのが現状でございます。職員への負担軽減を考慮いたしまして、年間職員が行う草刈り業務については縮減する方で今後考えさせていただきたいというふうには、そういうふうにお思っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、部長の方から話がありました町職員間のコミュニケーションツールであるとか、町民、私自身が思うのは町民の皆様が公園の草刈りをしている町職員の方を見ると町の人も頑張っているんだなというふうに見ます。また、先ほどありました意識の向上という面では大変大事なツールだとは思いますが、危険に伴う作業ということがあるので、その辺だけの対策を考えると、今、縮減の方向でということもありましたし、あと、ほかの業務、自分の業務との兼ね合い、私もボランティアで小学校、中学校の草刈りに朝行くときが年に1回ですけどもあるんですが、午前中1時間、2時間でも草刈り機を使うと、私も字を書く仕事をしているんですが、その後鉛筆を持って字が書けないんですね。ということがあるので、実際、朝、8月の朝、何月にやっているかはともかくとしてもやってすぐに作業に戻るといのはかなり並大抵の労力ではないと思うので、その辺をしっかり対応していただきたいと思ひまして、次に最後の質問にいきたいと思ひます。

最後に、ストレスチェック制度の現段階での導入の対策そして今後の課題と、あわせて2の産業医の確保について答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） ストレスチェックの導入への対策と今後の課題等についてのご質問だったと思うんですけども、改正労働安全衛生法の成立を受け、本年12月1日から義務づけられた心理的負担の程度を把握するための検査、ストレスチェックにつきましては、平成28年4月から奈良県市町村職員共済組合への委託により実施するための準備を進めているところです。

本制度の今後の課題につきましては、インターネットを利用したセルフストレスチェックであることから受検率の低迷が懸念されます。インターネットへの接続環境にない職員に対しては紙媒体でも検査も併用する方向で検討しているところです。

また、検査の結果、高ストレス状態の者が面接の申し出をしやすい職場環境や雰囲気をはたかに助成していくことが制度運営上の課題であると認識しているところです。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、ストレスチェック制度というのが12月1日から、労働安全衛生法の一部を改正する法律施行により12月1日から始まった内容について、今、町で行われている課題、対策を答弁いただいたと思うんですが、具体的に申し上げることかどうかあれなんです、上牧町では現在体調不良等により休まれている方が結構いらっしゃるというふうに聞いています。なので、ストレスチェック制度というのはかなり大事な制度になるのではないかな、逆に言うと大事な制度にしなければいけないのではないかな、あえて申しますとほかの要項やら施行規則の整備と一緒に通り一辺倒の制度設定だけではないのではないかなと、それこそ上牧町独自のそれをより重きに重んじたような制度内容というのを構築する必要があるのではないかなと思います。今、制度を考えられていなくても結構なんです、いま一度、より体調不良では休まれる方が戻りやすい、そしてそういう方を未然に防ぐような制度設計をここでしていただきたいなというふうに思うんですが、その辺だけどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 2の質問になりますけども、産業医を、かねてから懸案事項となっておりました産業医なんですけども、医師会のご紹介により町医の中から有資格者がおられることが判明して4月1日から産業医に就任していただける運びとなりました。

また、産業医の選任のみならず、衛生管理者の選任、衛生委員会の開催など、労働安全衛生法の規定に基づく本町における労働安全体制の整備も並行して行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、答弁いただきましたが、産業医につきましては4月1日から導入をされるということで、まことに喜ばしいことだと思っています。

重ねてのお話になりますが、産業医の確保をした、ストレスチェック制度を導入した、だから大丈夫だけではなく、それを利用し、なおかつ町職員の皆様が本当に仕事をしやすい環境づくり、これも人事部面での担当の理事のお仕事だと思いますので、これからも、制度をつくった、終わりではなくて、日々それを調整やら検討していくようお願いしたいと思います。最後に一言お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 私、4月から人事を担当するようになりました。それで、職員の

方がストレスといいますかメンタル面で病気になったという職員が6名ほど出ました。そのうち2人がもう辞職をいたしました。また、今、休職中の職員が2名また復帰をした職員が2名おります。今後もこういう、上牧町だけがこのようなストレスがたまるのかといたらそうではなく、近隣市町村に聞いても最近ストレスでメンタル面の病気が非常に多くなっているということは聞いております。そういうことも含め、職員、町職員の勤務環境について人事担当としてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 政策調整課は人事担当だけではなくてさまざまな総合計画であるとかマイナンバーのお話であるとか、きょうはほとんどの答弁を理事にさせていただきましたが、大変な部署だと思っておりますが、ぜひ政策調整課としてのお仕事もあると思っております。お願いしたいと思っております。

以上をもちまして、長時間にわたりましてさせていただきましたが、私の質問を終わらせていただきます。個々の質問に対しまして丁寧にご答弁いただき感謝いたします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 以上で、3番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、11時10分再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

◇ 牧 浦 秀 俊

○議長（吉中隆昭） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

4番、牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告

書に従って質問いたします。

まず、質問通告書に誤字がございます。訂正をお願いいたします。質問事項の3番目の九渡古墳の九渡の九という字を久しいに訂正してください。

私の質問は平成25年と26年に先輩議員の方々が一般質問されたものと類似しますが、再度質問いたします。

まず第1に、上牧町の教育の方向について。奈良県では教育サミットがことしは2回開催されているが、それをもとに質問いたします。

まず1つ、上牧町からは町長、教育長が出席されましたが、その中で文科省から全国学力・学習状況調査の資料が出ていますが、上牧町はどのくらいの位置にいるのかを含め、結果及び県からの説明をお聞かせ願います。

2つ目、その結果をもとに上牧町はどのような方向に進んでいこうと考えておられますか。そして、教育現場にはそれをどのように伝え取り組んでいこうとしていますか。

3つ目、理念と基本目標は作成されていますか。(大綱)

4つ目、上牧町では就学前教育をどのように取り組もうと考えますか。

次に、防犯灯のLED化についてです。

上牧町の自治連合会から防犯灯のLED化の町の介入の依頼があったが、町はどのような介入をしていく予定ですか。

最後に、上牧久渡古墳群について。

10月7日に国史跡指定として官報告示がされましたが、史跡公園に向けて整備する予定となっていますが、計画や更新はありますか。

2つ目、古墳周辺の住宅で家の中がのぞかれるなどの苦情が出ているとの指摘がありますが、その苦情の対応等。また観光資源として整備するためには道路整備が欠かせないですが、この問題は先に考えておかななくてはならないと思うのですが、どうですか。そして、整備が終わるまでの一般の立ち入りや草刈りなどの管理はどうするのか。

3つ目、全国的な観光資源としての上牧町をアピールすることはできないのか。

以上3点について質問を行わせていただきます。再質問については質問席で行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、最初の、奈良県では教育サミットがことしは2回開催されているが、それをもとに質問主体の中のサミットの全国学力・学習状況調査とサミットの説明

を教育長にお願いしたいのですが、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 失礼します。私の方から大きく2点ご説明をさせていただきたいと思
います。長くなるとは思いますが、きちっとご説明をしておきたい部分ではございますが、
1つよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

まず、1点目にかかわってでございます。さて、10月7日の日に今年度第2回目の県の教
育サミットが開催されました。町長と私の方で参加をさせていただきました。テーマは市町
村、学校間で生じている学力、学習意欲、規範意識、運動体力の結果分析とそれを向上させ
る取り組み案でございました。グループ別、各市町村グループ別及びアイランド形式とい
まして、各校、班に分かれての討議そして知事の方からの多くの意見がありました。私な
りに意見をまとめてまいりました。

まず、教育の貧困、格差イコール家庭の貧困から始まりまして、生活保護家庭、要重要保
護家庭、ひとり親家庭の増加が奈良県でも多く出てきていると。もちろん本町におきまし
ても、二小、二中校区の方が上小、三小、上中校区より若干多ございます。

それから、2点目は家庭教育の重要性から家での教育すなわち家庭教育を再検討してい
なくてはならない時期に来ているのではないかと。最低家庭で何をやらなければならないの
かというのが大きな問題であるというように知事は申しておりました。

第3点目は、大人が精いっぱい働いている姿を子どもに見せんなあかんと違うかとい
う部分も出てまいりました。

4つ目は挨拶の励行。市町村総ぐるみでやったらどうやねんという意見も出てきました。
大人から子どもへの積極的な挨拶、発信それが必要やという声も出ておりました。規範意識
の向上は挨拶が基本であるということでございます。ただ、教員の方の挨拶はどうなって
んのかという意見も出てまいりました。

それから4点目でございますが、教員の熱意、やる気、そこはどうなってんねんやと。教
材、授業の工夫、興味、関心を高める、学習を好きにさせる、思考力をつけさせる等々の授
業力はどういうぐあいになつとるんやという意見も出てまいりました。

5点目です。学校力もそうだが教室力はどうなってんねんやと。すなわち、教員の二極化が
できているのではないかなと。これは別に学校現場だけではないに、さまざまな日本の各企
業等の組織の中においてもそのことが言えると思えます。そしてすなわち、これは教員のキ
ャリアステージというんですか、養成、研修段階からマネジメントするその分野にかかわっ

てそういう部分もしっかり見直していかなくてはならないと。

それから、その次でございます。小学校1年生、中学校1年生へスムーズに入る取り組みが必要かと。就学前教育の話も出てまいりましたが、就学前教育にも経済格差が影響してきている時代でございます。

それから、その次でございます。学力向上委員会の設置が県及び各市町村にも必要ではないかなと。

それから、最後は上位県に学ぶ。全国学力・学習状況調査の結果だけでございますが、高位の位置に位置している各都道府県のそういう県に学んでいこうというような意見が出てまいりました。

まず、大きく分けて1点目のサミットの中身でございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 教育長、どうもありがとうございます。大変わかりやすく説明していただきました。

その中で私なりに聞かせていただきたいことがあります。総合教育会議というのがあるんですが、教育サミットにおいてどのような役割をしているのか、これを聞かせていただきたいんですけども。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 教育総合会議というのはご存じのとおり法改定がされまして、町長が主催をして各市町村、県下においても総合会議を開いて県の大綱また各市町村の大綱をつくっていこうという制度でございます。

本町におきましても、夏、8月に第1回目の総合教育会議を開かせてもらったところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） わかりました。1番、2番と答えていただいたと思うんですけども。

○教育長（松浦教雄） まだ学力調査の方がまだです。

○4番（牧浦秀俊） そうです。学力調査の方の結果を知らせていただきたいんですが。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） それでは次に、全国学力・学習状況調査と今年度本県独自で行われまして奈良県学力・学習状況調査のことでございます。

4年生と、対象は県の方は4年生と1年生、中学校1年生、全国の方は今までどおり小学

校6年生と中学校3年生で行われました。特に、県の方は学習のつまずきや家庭学習の定着そして学習の手引きといった中1ギャップ、中1になったら少し不登校生徒の割合がふえるということで、そういう側面から、ことし、本年度、本県独自の学力調査が行われたわけでございます。

内容は県下を少し下回っております。学校によっては違うんですが、学校名の公表については控えさせていただきます。町の教育委員会の共通認識といたしましては、全国学力・学習状況調査で得られた点数や順位は個別の数値の公表はあらわさないこと、行わないことにしております。学力の定着のために調査の結果を通じて弱点を把握し今後の対策を教員や児童、生徒がともに考えて改善していくことが重要であると考えています。そして、それがまた本来の国のこの調査の目的であろうかと私は確信しております。ただ、説明責任も大切でございますので、公表すべきものとしたしましては、前年度より改善された点、今年度新たに発生した課題、調査の結果で引き続き伸ばすべきよかった事項等でございます。

少し触れていきます。小・中学校の学力・学習状況調査によりますと、県のまず調査では、小学校では、国語では特に書く能力、算数では活用能力に乏しい。中学校においても、国語では書く能力は弱いというデータが出ております。また、全国の調査の方を見ますと、中学校に比べ小学校に全国との差が少しあるようにも思います。特に、A問題、B問題とあるんですが、A問題、知識、に比べB問題、応用活力に差が生じているようでございます。

また、今度は規範意識でございますが、4つの項目がございました。学校の決まりを守っているか、1つ目。2つ目は人の気持ちをわかる人間になりたい。3つ目は、いじめはどんな理由であってもいけないことだと思う。4つ目、人の役に立つ人間になりたいと思うところでは、小学校では全国平均を少し下回っております。中学校では上回っているというデータがございます。

そして、運動体力の程度は平均を、全国平均を保っております。つい先日の奈良新聞にも県下が非常に運動体力の効果が出てきているというような記事も出てまいったようでございます。

学習意欲、規範意識、体力は平均及び上回っている部分もあるのにもかかわらず、学力はそれまでに至っていないというのが本町の大きな特徴でございます。

いずれにいたしましても、まちおこしや定住化を目的としながら、何か教育をもって上牧町をどうかできないものかな、そんなように今模索しておりまして、また前向きに検討もしておるところでございます。何かアクションを起こしていきたいな、いずれにいたしまして

も、上牧町の子どもたちが、知、徳、体のバランスのとれた生きる力を育む子どもたちになってほしいというのが私の根底にありますので、そのことをまず基本理念としながら、今後より一層力を注いでいきたいなど、かように思っております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 今、教育長がおっしゃってくださったことは私が聞きたいことのほとんどを占めております。

ただ、その中で3番目になると思うんですが、理念と基本目標は作成されておられますかと。大綱になるんですけども、これをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（松浦教雄） 政策調整の方の分野ですので、私が答えなくてはならなかったら私が答えますけども。それでよろしいですか。

○4番（牧浦秀俊） はい、結構です。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 理念と基本目標は策定されていますかと、大綱でということなので、大綱の分野になりますと私どもになりますので答弁させていただきます。

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、町長は地域の実情に応じ教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を総合教育会議において協議し策定することとされました。あわせて教育条件の整備等重点的に講ずべき施策や児童、生徒等の生命、身体の保護等の緊急の場合に講ずるべき措置等についても協議を行っていくこととしています。

当町におきましても、8月6日に第1回目の上牧町総合教育会議を開催し、教育の目的と教育の環境整備をどのようにして行うのか、教育と社会との関係をどのように捉えるのかを課題として設定し統計的な調査も行いながら、上牧町教育振興大綱を今年度中に策定したいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） これは教育長になるかもわからないですが、サミットでは設定の課題として次のことが上げられていますが、どうですか。

大綱の課題として、教育の目的、どのような人を育てるか、理想の教師を育てる条件は、理想の人を育てる方法は、それと教育成果はどのようにはかるか、どのように活用するかということなんですけども、こういうことも盛り込めるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 教育基本法というのがございまして、第17条に基本的な方針を参酌して定めることとするとまず大綱はございます。参酌というのはもちろんご存じのようにいろんないいところを、長所をとって、それを大綱に盛り込みなさいというのがございます。県下の方はまだ、県の方はまだ大綱をつくり上げておりません。はっきり言いましたように。県の方も教育と人づくりという部分でさまざまな、今、案を出していただいておりますが、最近郷土教育も入れていくというようなことを何か知事が言われたようで、先日の12月1日の教育長会議の中でも県下で、自分の県を好きなのはどこの県やねんということで、まず沖縄県から始まりまして沖縄県が自分の県が好きやと、次、北海道、京都、高知ですか、次、長野、ずっといきまして奈良県は36番目やというデータも出ているようでございます。知事がそのことも盛り込むんだというようなことで、もちろん教育と人づくりというのを、先ほど申し上げましたように、知、徳、体のバランスのとれた人づくりというのを私は大前提に掲げております。そこにももちろん成績アップというのもついてきたら一番いいと思います。そのように考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。

それで、作成されていなければということでお尋ねしたいんですが、最後に、最後の質問になるんですけども、作成されていなければ、次の就学前教育を参考にさせていただきたいのですがということ。

サミットの中でジェーブズ・ヘックマン、シカゴ大学教育経済学のことについて第1回サミットで触れていますが、その内容は就学前の時期に適正な教育を受けた子どものパフォーマンスは高いと出ています。

我が上牧町は0歳から6歳、幼稚園、保育園等に在籍している児童の割合は78.1%と高い。近隣、王寺町41.5%、広陵町50.7%、河合町47.4%、香芝市48%、どういう理由で上牧町は多いんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今の質問ですが、資料を持ち合わせておりませんので後ほど回答させていただきます。

まず初めに、4番の上牧町の就学前教育、どのように取り組もうとしておりますかというご質問についての回答をさせていただきます。

上牧幼稚園、3歳から5歳の子どもが通園しております。小学校6年間、中学校3年間、

スムーズに年齢なりの生きる力、人間形成の基礎になる力を養っていただき、心豊かな人になれるよう願っているところでございます。学力も大事なことと理解しておりますが、この年齢の子どもなりの育ち方の重要性を意識し取り組んでおるような現状でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 確かに学力だけではと思うんですが、我が上牧町、先ほど遠山議員の報告でもありましたが、合計特殊出生率が奈良県で最下位だということになっています。多分、上牧町を選ぶ、子育て世代が選ぶ要因になるのが学力が一番トップになってくると思うんです。だから、私は思うんですけども、やはり就学前教育というのは、このところに力を入れると子育て世代の上牧町を選ぶ機会がふえたり高学歴から高所得そして高納税、ふるさと納税まで視野に入る、これがヘックマン先生の言われるところという部分だと感じております。教育だけで子育て世代がふえるとは限らないが一端を担うことは間違いないと思うんです。このように信じて教育行政を注視していきたいと思えます。

それで、最後になんですけども、町長、教育サミットに参加されて感想と町長の意見とをお聞きしたいんですが。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先ほど教育長の方からサミットの中身の話も出ております。サミットでは、全国の様子と、それと奈良県のそれぞれの自治体がグラフであらわされております。私と教育長が座りますと、その中で、奈良県の中で上牧町がどの位置にあるかというのは資料として前にありますので、そこでマーカーで印がされていると。お隣に座られたほかの団体の人にはそれはついておりませんので、あくまでも自分の団体のところの位置が示されているということでございます。

それを見ますと先ほどから教育長が答えております位置でございます。大変ショックを受けているというのが事実でございます。教育長とも話をしておりますが、何も学力だけを上げることが全てではないというふうに私としては考えております。ただ、保護者の方々特に若い保護者の方は自分の子どもを少しでも学力が上がって、いい高校、大学またいい就職ができるようにと願っておられるのも、これ、事実でございます。それがだめだ、そういう考え方ではあきませんよということは、我々は言えないわけでございますので、保護者の方々の望み、それと上牧町のレベルアップということを考えますと、できる子はできるわけでございますので、家庭学習がどうもおろそかになっているお子様、子どもたち、そういう子ども

もたちの底上げをしっかりと我々はやる必要があるのではないのかなど。それが将来子どもたちが社会に出たときの力になるわけでございますので、我々としてはそういう子どもたちをしっかりと育てる必要がある。中間層、家庭学習がおろそかになる子どもたち、これはいろいろ要因があるわけでございます。よく言われております片親でありますとか共働きでありますとか、それと貧困の家庭でありますとか、こういうことが大きな要因になっているのではないかというふうに言われておりますし、私たちがそういうふうに考えておるところでございます。そういう子どもたちに我々はどのような補完ができるのか、それをしっかりと考えて28年度から少しずつでも実施をしていきたいと、その答えについては先ほど教育長が申し上げたとおりでございます。その辺をしっかりとこれから取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にありがとうございます。私の考えていることと、今、教育委員会と同じような方向であると私も感じております。決して教育だけで底上げだけで子育て世代がふえるとは限りませんが一端を担うことは間違いないと思っております。そのように信じ、教育行政を注視していきますので、またよろしく申し上げます。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 続きまして、2番目のご質問でございます。防犯灯のLED化についてでございます。

昨年度におきましても複数の自治会から防犯灯のLED化に対する助成について要望をいただいているところでございます。町といたしましては、防犯灯のLED化は環境への負荷の軽減や防犯などに大変役に立つと、その観点からもLEDの、防犯灯のLED化を推進していかなければならないというふうには考えておりました。ご質問のとおり平成27年10月28日付で上牧町自治連合会会長様から街灯防犯灯のLED化について補助金の交付等の検討をしていただきたい旨の要望をいただいております。町といたしましては、検討してまいっておりました要項をもとに、できましたら補助をさせていただきたいというふうには考えております。その要項の趣旨といたしましては、地球環境への負担の少ない省エネルギーのLED防犯灯の設置を推進し、もって経費削減及び地球温暖化防止の対策並びに防犯、犯罪の少ない安心、安全なまちづくりを推進するため、自治会が既存防犯灯をLEDに取りかえていただく、その要する費用の一部を予算の範囲内で補助させていただきたいと、このような趣

旨で要項を定めたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ということは、設置補助をしていただくという方向になっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 要項の方はほぼでき上がっておりますが、この部分について先ほども申しましたように、今、予算編成等の取り組みをやっているところでございます。その中でどれだけの部分を予算に計上するかというところが未確定なところがございまして、先ほど申しましたようにさせていただきたいというふうに考えているというところでとどめさせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、今現在、上牧町自治会で最近設置したLEDの代金がどのくらいであるか認識ございますでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） どのくらいというところについては把握はし切れていないというのが状況でございます。ただ、各自治会で先行してLED化に取り組んでいただいているところは承知しております。例えば、北上牧自治会、服部自治会、米山自治会、そのほかにもたくさんしていただいているところがございまして。この要項、補助する要項で今考えておりますのは、これからしていただく部分、その分についても補助させていただきたいと考えておりますが、各自治会で先ほど申しました趣旨に基づきましてLED防犯灯にいち早く取り組んでいただいているところ、その部分につきましても補助の対象とさせていただきたいと、要項の中ではそのようにうたいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 私の調べた中では、最近つけたLED機器のある自治会で最近設置した代金が約1万2,000円と聞いております。例えばその1万2,000円と仮定すれば、例えば既につけておられる、例えばそれで2万円でつけましたとなったときに、こういう、これも例えば2万円でつけたところが1万2,000円であれば8,000円も補助していただくという形という認識でよろしいのでしょうか。金額は別としてお答えください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 考えておりますのは、先行して取り組んでいただいた自治会の部分

についても補助させていただきたいというふうに考えているところではございます。ただ、先ほど概数というんですか、触れさせていただいたんですが、電気代については町の方が関西電力の方に現在お支払いしているというところではございますが、その中で関西電力に届け出と申しますか、LEDに変えましたよと、そうなりますと料金等も安くなるわけですが、先行して設置していただいた部分、この部分全てについて関西電力の方に届け出がなく料金がそのままになっているところもございますので、その辺も十分精査させてもらいまして、料金の軽減にも図っていきたいというふうにも考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当によくわかりました。これから防犯と町の電気代節約のためにも1日も早く対応願いたいと思います。これについては以上で終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 続きまして、久渡古墳群についてご説明させていただきます。

久渡古墳群については、国の史跡指定を10月に受けての今後の計画については平成27年度と28年度で久渡古墳群の公有化を図っていきたいと考えております。また、28年度においては1号墳と3号墳、第6次調査ということで調査の計画をしております。この調査終了後に近隣住民を含めた協議会を立ち上げさせていただいて久渡古墳群の整備計画について検討を始めたいと考えております。この中でおっしゃっておる古墳の整備の方向、周りの住環境との調和、文化財としての活用等々を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。これでもう1番、2番がある程度やってもらえたかもわからないんですけども、先ほど遠山議員が言っていましたように、奈良県の包括協定による奈良モデル、具体的なまちづくりとして手を上げられないか、ということなんですけども、道路整備のことについてもこれについて一緒にお答え願えますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ただいま説明させていただいたように、10月に国の指定を受け今後公園化を図りたく町としては進めているわけではございますが、今、牧浦議員がおっしゃっておる道路の件等々いろいろな問題が出てきております。この部分も一つずつクリアしてまず公園化を進めていただき、おっしゃっておることにも今後進めていきたいとは考えておりま

す。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） この部分は住宅地の中にある松里園ですから早急にお願いしたいのと、それと26年度の予算特別委員会の質問の中にあっただんですが、家の中がのぞかれたりというような迷惑行為、そういうのがあったんですが、その辺についての対応は今どうされているんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 調査を行っているときは山の中を調査しておりますので工事の関係者も入っておった状況でございます。実際、のぞかれるとか近隣住民の方から苦情が出たとは聞いております。今後、工事中につきましてはそういうことを十分注意しながら進めていくようにまた指導していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） これから工事中、工事が終わってその後も恐らく松里園の事情を考えますと出てくるとは思うんですが、そのことも考えてまたお願いしたいんですけども、その辺はどうですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） その辺につきましては、先ほど説明させていただきました協議会的なものを立ち上げてこれからどういうふうに進めていくのかというのを諮っていききたいと考えております。その協議会的な中にも自治会からも入っていただいて自治会なりの問題を解決しながら進めていききたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そうですか。それではそれでよろしくをお願いします。

それでは、3番目、整備が終わるまでの一般の立ち入りや草刈りなどの管理はどうするのか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 草刈りについては年2回春と秋にやっております。それから、随時、通学路等もございまして子どもの通行の邪魔にならないよう日々点検して草刈り業務は進めている状況でございます。今後につきましてもそういう形で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 草刈りはそうなんですけども、一般の立ち入りなんですけども、どう考えておられますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 立ち入りについては今のところは禁止としております。入れないような状況にしていきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） わかりました。聞いておきます。

最終的にこれが全ての総括になると思うんですけども、全国的な観光資源として上牧町をアピールすることはできないのか。雅文体神獸鏡をしているということで、日本では2例目、しかしながら古墳の価値としてはいま一步、先ほどもありましたが、上牧町には駅がない、特産品もない、名勝もない。そこで提案なんですけど、久渡古墳はまだ時代がはっきりと断定されていないが卑弥呼邪馬台国の時代に関係するかと、いっそのこと卑弥呼の町であるとか邪馬台国の町であるとか、広陵町のかぐや姫、田原本の桃太郎のような。なぜこういうことを言いますかという、先ほども冒頭で遠山議員が言っていたように、島根県の邑南町に研修に行ったときなんですけど、町自体が何かで有名にならないと人口がふえないと、こういうことを聞かせていただきました。本当に上牧町には何もないと。そういう部分からすると広陵町のかぐや姫や田原本町の桃太郎のような上牧町も卑弥呼の町であるとか邪馬台国の町であるとか言っても、どうでしょうか、この辺の方は。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） その件につきましては、古墳といたしましては雅文体神獸鏡が発掘されたということで一躍新聞等をにぎわした時期もございました。今後につきましては古墳自体を上牧町のPRとし、教育委員会としては進めていきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にこれを使わない手はないと思うんです。

ちょっと外れるかもわからないですけども、上牧町では非公認のまちおこし少女隊の中の笹ゆり姫がもえキャラで活躍しているのは知っておられますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） キャラクターとしてあるというのは知っております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。

これは近隣では精華町、これがもえキャラでまちおこしをやっております。有名なのは茨城県の大洗が有名です。これで僕も提案なんですけども、上牧町も笹ゆり姫と卑弥呼の町であるとか、そういうものに、さっき言っていましたように、奈良モデルとして手を上げられないかという提案なんですけども、また考えていただいたらいかがでしょうかということなんです。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） PRにつきましても、先ほどから何度も説明させていただいております協議会、どういうふうに関後PRしていくのか、どういう形にするのか、方法等はさまざまでございますが、その中で協議し住民と一体で考えていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） では、よろしく申し上げます。これからも子育て世代が上牧町にふえるための質問を中心にしていきたいと思っております。長きにわたり多岐にわたっていろいろなお尋ね、提案もしてきました、丁寧なご答弁に感謝いたします。これで私の答弁を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時再開いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

◇石丸典子

○議長（吉中隆昭） 次に、10番、石丸議員の発言を許します。

10番、石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） 10番、日本共産党の石丸典子です。ただいまより一般質問をさせてい

たきます。

今回は2点の質問項目ですけれども、まず1点目には地域の公民館、集会施設の管理計画について、2つ目は平和の取り組みについてです。

まず1点目ですけれども、公共施設という中で特に地域の公民館と集会施設について取り上げてまいります。

地域の公民館、集会施設が老朽化しています。一般的には公共施設は30年で大規模改修、60年で建てかえと言われています。現在、町内には公民館、集会所、コミュニティーセンター、老人憩の家を合わせて26の施設があります。自治会からも修理の予算要望が毎年出ています。建てかえるかどうかの判断も求められているところです。国の政策は地域を再編して行政効率を高めるために公共施設の統廃合を進めようとしています。施設の統廃合に対して一定の期間起債が認められることとなります。地域の公民館などは単に稼働率だけで判断するのではなく、どのように使われているのかが大切だと思います。地域のひとり暮らしのお年寄りが月数回集まることによって社会とつながったり、生きがいになっている例もあります。既に町内ではシルバークラブ等でいろいろな活用がされているところです。

また、避難所、災害時の避難所であったり、高齢者の居場所、介護予防の事業の拠点となる、そういう施設です。まさに施設は住民の共有財産です。今後どうするかは住民が決めるべきものだと考えます。

上牧町では平成28年度に公共施設等の総合管理計画が策定される予定ですが、どのように進めようとしているのかお伺いをいたします。

2つ目は平和の取り組みです。

上牧町では、過去平成12年度から平成17年度までペガサスホールのロビーにおいて非核平和都市宣言の町としての推進事業、原爆写真展が開催されていたところです。ことし9月、ペガサスホール再開に伴いこの事業が再開されました。10月6日から10月12日まで、広島、長崎の写真展がホールのロビーで開催をされたところです。来年度以降の取り組みについて改めてお伺いをしたいと思います。

以上の項目です。再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、順次、ご答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） それでは、1つ目の地域の公民館、集会施設等の管理計画が今後どうなっておるのか、どういうふうに進めようとしているのかというところについて少し回答させていただきます。

まず、先ほども触れられましたように、公共施設等の総合管理計画の策定に当たりましては、全ての公共施設等を対象といたしまして現状の課題また客観的な把握、分析をいたしまして作成したいと、このように考えております。

その中で、具体的に申しますと、老朽化の状況また利用状況を初めとした公共施設の状況を把握する、総人口や年齢別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理、今後どのようにやっていけばいいのか、また更新に係る中長期的な経費、これらの経費の充当の可能な税源の調査また見込みなどを調査することなどがございます。

そこで、今その中でも取り上げていただいております公民館、集会施設等の管理計画でございます。この部分につきましては、先ほど申しました公共施設の総合管理計画を行う上におきまして今現在固定資産台帳の整備を行っております。その中で公民館を含め全ての公共施設の現状それから質、量、その辺も調査をしているところでございます。それを加味して、来年度、平成28年度中に総合管理計画を作成したいというふうにまず考えております。

その管理計画の中では、少し触れられましたが、老朽化する施設、今後、大規模改修また建てかえ等についても検討していかなければなりません。また、触れられた統廃合もしくは規模の縮小等々もあるとは考えておりますが、現在、小規模な改修につきましては補助金制度を設けております。その部分についても今後考えていかなければならないというふうにまず考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 公共施設全般にわたって平成28年度に計画が策定されるということなんですけれども、既に各自治会からは、特に来年度の予算要望の少し控えを見させていただきましたけれども、幾つかの、5つの大字から要望が出されておりました。この中では下牧文化館については築40年経過しているので耐震診断を要望されておりますし、また片岡台1丁目公民館につきましては雨戸が劣化をしているという事項が出されております。服部台憩の家については補修をとということで、ここも大変古いということがあります。それとは逆に、地域に公民館がないので新設をとということで、特に桜ヶ丘1丁目に公民館を、また金富には施設がないので新設をとということで、新たな建設も要望が上がっておりますけれども、これら一体的にはどのように、まず住民の利用されている皆さんにも説明も要るかと思いますけ

ども、この辺をどのように一体的に進めようとされているのでしょうか、新規建設も含めて。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、要望の中に少し拝見という形で申し述べられました。

まず1つ言えることは、今現在補助制度を活用して補修等を行っておるわけでございますが、緊急を要する、例えば今申されました雨戸の補修等につきましては、今の制度を、とりあえずといいますとあれなんですけれども、緊急を要する部分についてはその補助要項を利用していただいて補修していただきたいなというのが1点です。

もう1点、新しい公民館と申しますか防災施設と申しますか、新設の計画等でございます。この部分につきましては従来町が設置したもの、もしくは大字で設置されたもの等々がございます。今、町が考えておりますのは、各自治会で今後設置していただく部分について町がお手伝いをさせていただくと、そういうふうな基本方針で考えているところでございます。ただ、一部申されました金富、梅ヶ丘地区でございます。この部分についての集会施設につきましては土砂災害も警戒区域というふうな形になっておりまして、公民館等が防災の施設という位置づけでないところもございます。その部分については今後考えていかなければならないと今現在もその部分について研究しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 補助金を出して公民館を建てていただくという場合はその公民館は町の施設になるわけですか。例えば桜ヶ丘1丁目については補助するための要項等検討されているということで、自治会の要望書への回答にもそのような回答がありましたけれども、その場合も町の施設というふうな位置づけでよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 基本的には町の施設、と申しますのは、今後そのような形で大規模な部分が出てきた場合とかがございます。今、要項、補助要項の中でもできるものとできないものを整理させていただいているわけではございますが、施設そのものについてまた費用等が発生した場合に補助金を使ってしていただくとかいう形もございますので、基本的には自治会でなしに町が管理というんですか、させていただいたらどうかなどは思っております。ただ、町の施設となりますと当然個々の自治会にまた指定管理という形でお願いするわけではございますが、現在運営しているそのような状況を今後も継続していきたいなどは現時点ではそういうふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 公共施設といいますのは建設時には確かに建設費用はかかりますし、その後については維持費、補修費、完全に除却する場合の費用もトータルで経費ということになりますので、将来的な負担ということはそういうふうに見ていかなければならないと思います。国ではそういう観点も含めて延べ床面積を減らすであるとか個数を減らす方向で財政計画という部分で見ていると思いますけれども、私は統廃合、削減ありきの形で上牧町において進めるべきではないというのが考えです。

それと、各大字で建設をされ公民館の役割を果たしているところがあったかと思いますが、現在はそういう施設は上牧町には地域ではないんですね。町の施設ですね、全て。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） この一般質問の通告を受けまして少し調べております。その中で町の方の施設としての位置づけ、その部分が若干漏れておたと申しますか追っていなかったというところがございますので、その部分については早々に整備をしたいというふうに思っております。基本的には町の施設というふうな形ではなっております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 私、改めて条例を調べさせていただいたんですけども、公民館、中央の公民館ということで庁舎の西館のほかに地域の公民館が11、集会所については2カ所、消防コミュニティーセンターについては2カ所、片岡台3丁目については単独のコミュニティーセンターで1カ所、あと老人憩の家が8カ所ということなんですけども、条例の中で見当たらないのが三軒屋と下牧の公民館、集会施設ですね。これが条例の中には出てきていなかったんですけども、これが町の施設であるけれども条例になかったという施設という理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 三軒屋につきましては三軒屋の自治会で今持っておられます。下牧の文化館、公民館という、今、扱いですけれども、その部分については町の方に寄附されまして町の方のものとなっております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） では、条例になかったのは2カ所、1カ所。下牧の文化館ということよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 大変申しわけございません。三軒屋についても町のものということ

でございます。それで、今、石丸議員がおっしゃいました下牧公民館とその部分についてまだ町の方の手続が少しおくれておったというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 改めて条例を見させていただいておかしいなと思ったんですけども、公民館、集会施設等の管理計画を策定する以前の問題ではないですか。条例に定めていないものに対して要望があれば集会所施設の補修の補助金要項を使って補助金が出る場合もありますので、その辺は担当課だけでなく町全体で条例がどうなっているかということは最低限しっかり見ていただくべき問題だと思いますが、いつからこのような状況なんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 大変申しわけございません。その部分につきましても、公民館それから憩の家、その部署その部署であるわけでございますが、今後、総務部の方で、その辺、明確にチェックをしまして各担当部署の方に速やかにするように手続をさせます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） いつからかというのは定かでないですね。また後ほどでも回答をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 大変申しわけございません。担当部署に申しまして速やかに調べさせていただきますので、また改めて時期等をご報告させていただきます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 来年度計画するに当たって調査も行われるわけですけども、先ほど壇上で言いましたように、単に稼働率だけでなく、やはり地域の高齢化の進展に伴ってお年寄りが歩いていける範囲で各地域にそういう集会施設というのは大変重要な拠点だと思いますので、その観点からもあの避難所的な役割であるとかまた高齢者の居場所であるとか町ではまた介護予防の事業でいろんな出前講座もこれから行われるということをお聞きしておりますので、そういう観点からも地域の集会施設というのは大事な役割があると思いますので、その辺は十分考慮いただきたいと思います。

それと、削減を伴わないと起債の許可がおりないというふうな、特に統廃合であるとか転用というところについてはそれぞれの新しい起債が設けられるようなことも説明が出ていると思いますけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲）　まず最初に申された地域の集会所としての位置づけ、公民館は大変大事だと思っております。公共施設総合管理計画を策定するに当たりまして、施設そのものもそうなんですけれども、まず整理するに当たりましては今申されました集会施設としての位置づけ、また、今、総務の方でやっております防災としての公民館等の位置づけがどうなのか。もう1つ、今、先ほど申されましたように、介護の拠点となる部分の集会施設、その3つについても十分施設のあり方についても検討していかなければならないのかなというふうには考えております。と申しますのは、防災で申しますと小学校などの体育館等が避難所となっております。ただ、地域の一時的な、まず公園とかそういうようなところが避難場所になりまして、地域の公民館等が一時の避難所となっておりますわけでございますけれども、その部分、老朽化している部分の中で大規模地震では耐えられるのかと。ただ、台風とかその他の部分については十分耐えられるというふうな観点は持っておりますが、ただ、地震とかそういう大災害になったときに建物が大丈夫なのかということもあります。この部分についても十分今後精査して、また公民館等のあり方、要は、新しく、先ほど述べられましたように、30年で大規模改修、60年で建てかえる時期が来ているのではないかという形も言うていただきました。その部分についても十分検討いたしまして、また財政的にも多額の費用を要することも考えられますので、中長期財政計画の中にも、その部分を精査いたしまして、また計画の中に盛り込んだ形で、議会の方々の中で、議会で説明もさせていただきたいなど、このように考えます。

それと、2点目でございます。申されました管理計画の中で統廃合もしくは面積等の縮小等の中で起債が充当できる、その起債にも交付税が算入されるというふうなところの扱いでございます。この部分につきましてもいろいろなケースがございます。例えば整理縮小というふうな形で統合してその部分の施設を撤去する場合にはいけるんだとか、もしくは1つの施設、その中で複合的な利用をするというふうな形、その部分につきましても整理統合の中で縮小に当たるとして起債の方が借りられる等々、たくさんあるわけではございますが、一概に整理統合というのはなかなか難しい面もあると思っております。と申しますのも、やはり利用していただいている地域の住民の方々のご意見もお聞きしなければなりませんし、将来の人口ビジョン、このことも十分考慮した上で定めていかなければならないのかなという形は思っておりますが、総合管理計画の中でうたわれております施設の統廃合また縮小、その部分についても検討する部分の1つだとは考えておりますので、その部分も検討に加えていきたいというふうには現在のところ考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） そこで、利用されている住民の皆さんの意見を聞くというのが大変、特に公共施設の中でも集会所とか公民館、地域のこういう身近な施設については大変難しい問題だと思いますけれども、例えばいろんな現状を全てお知らせして、住民の皆さんにも考えていただくというふうな町民による検討会議等はお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 先ほどから答弁させていただいているわけではございますが、いろいろな条件、この部分を理事者側、役場当局でまとめまして、議会の方々に、議員の方々にその部分をお示しさせていただくと。いろんなご意見をお聞きしてその中で素案と申しますか、こういう形の方向で進めていきたいというものができましたら住民の方々にもご意見をお伺いしたいとは考えております。地域地域で今、運営していただいております自治会もございます。住民全員の方のご意見をお聞きするという機会もあろうかとは思いますが、まずもって町の方で基本的な方針を定めまして、その中で議会のご意見をお聞きし素案というものをまとめまして、その段階から住民のご意見をお伺いする。まずもってパブリック、パブコメ等もございます。その中で進んでいきますとやはり、地域の方々は当然新しくなればいいわけですが、その辺のところも加味した上で説明をさせていただいて将来的には策定、公民館等は特に十分住民との話し合い等もさせていただいた上で、限られた財源でできる範囲も示させていただいて方針を固めていきたいなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 地域の集会施設については直接利用されている方に利害関係が及びますので、ご意見をお聞きするというのは大変難しい、ましてやどこの自治会でも新たにつくってほしいであるとか修理をしてほしいということが前提になっておりますので、大変難しい問題だとはよくわかっております。まず町の方でしっかり方針を出されて、それから住民の皆さんの意見を聞いていただくと。決定ではなし、そこでしっかり聞いていただいてまた政策を練り直すなり検討いただけるようによろしくお願ひしたいと思います。あくまでも統廃合ありきという形では進められないという理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されましたように、統廃合ありきではなしに町の方は考えていきたいと思ひます。その中で今も申されましたように、まずもって町の方で素案を作成しまして、その中には当然基本方針を定めましてどれだけの費用がかかってきて町の財政状況は

どうなのかと、その影響もどうなるのかというところも議会にお示しをさせていただいて相談させていただくと。その中で基本的な考え方をまとめまして、また住民のご意見をお聞きすると。その中で一概に統廃合また縮小というものは考えておりませんが、総合的な判断の中でそのようなことも視野に入れながら検討は進めていきたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） しっかり進めていただきますようお願いいたします。早速これは来年度の予算に上がってくるかと思えますけども、ちなみに手法はどのような手法で行われますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） この部分については専門的なものもございますので、専門的な知識を要するコンサルタントにお手伝いを願って、その中で意見集約なり今先ほど冒頭申し上げました固定資産台帳もございますので、大枠をつかみ専門的な意見を調整していただいて専門的に進めておられるコンサルタントにお手伝いをいただきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） わかりました。予算審議も入ってきますので、またそこでもお伺いできることがあればお伺いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2つ目の項目、平和の取り組みについてお願いをいたします。壇上では来年度以降の取り組みということでお伺いさせていただきましたけれども、今年度の状況はどういうふうな状況であったか、まずご説明をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議員がおっしゃいましたように、上牧町は非核平和都市宣言の町ということで、役場前の駐車場の広告塔にも示しているところです。本年、広島、長崎に原子爆弾が投下され70年がたち戦争が再び繰り返されることのないよう、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さを時代に語り継いでいくため、10月6日から12日までの7日間、文化センターロビーで平和長崎原爆パネル展と題し開催させていただいたところです。入場者数は7日間で延べ百五、六十人程度でした。

またそのうちアンケートも協力していただきましたので紹介させていただきます。

とても悲しく痛ましい過去であると同時に後に伝えていかなければならない重要な事実で

あると思う。どういった経緯でこのようなことが起きたのか再び学び直して自分の意見を持つべきだと思う。60歳代の男性です。

僕たち6年生でもうすぐ広島に平和学習に行きます。戦争の本も読んだりして当時の人たちがどれくらいつらいかなどを学びました。それでも当時の人たちの気持ちなどまだまだわからないです。それは被害に遭った人にしかわからないことですから。また、広島で行ったことをしっかりと勉強します。小学6年生の男子です。

過去を学びこれからの時代で何を解決していかなければならないかを話し合い意見を交換することができると思うので、面倒くさがらず恥ずかしがらず平和について考え述べる場にも参加できるようにしたいと思います。50歳代の女性の方です。

最後に、いつまでも長崎、広島を忘れないためにこういう企画を進めていってほしいと思います。これは多数の方が記入されていた件でございます。

以上でございます。

○10番（石丸典子） ありがとうございます。確かに会場にはアンケート用紙も配置をされ、また大きな看板も公民館、中央公民館側とペガサスの正面の入り口側と大きな看板も設置をされていたと思います。

ただ、今回は9月補正で事業費が組まれて10月の開催ということで広報の期間が大変短かったということで、本来なら町の施策であるなら新年度の予算でしっかり予算組みをして広報もすべき事業だと思います。私が言ったからしたというふうな事業ではないんですね。上牧町が非核平和都市宣言の町としてこういう取り組みをするという位置づけだと思いますけれども、それはそうですね。上牧町としての施策ですね。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今後についてはしっかり広報もですけれども、私は9月議会の際には担当の総務委員ではありませんでしたので意見は述べられませんでしたけれども、予算はたしか数十万円、100万未満の補正予算でありましたけれども、町の施策であるならまずしっかり説明をすべき事業だと、そういう重大な事業だと私は考えていますので、その辺については、今後は注意をしていただきまして、予算組みをされた、また新しい事業が進められるというふうなところにはしっかり議会に対してまず説明をいただく、そしてしっかり町民の皆さんにも広報をいただくというのを基本でお願いいたします。

それで、来年度以降の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） まず、まちづくりを進めていく上で平和は絶対条件であると認識しており、非核平和への取り組みはこの先も積極的に行っていきたいと思っています。

来年度は平和に関する認識をさらに深める取り組みとして平和パネル展の開催を予定しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それは来年度以降もずっと毎年取り組まれるという理解でよろしいですか。そういう方針ですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 写真パネル展とは限りませんが、平和への何らかの取り組みは行っていきたいということを考えています。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 非核平和都市宣言をしている上牧町としてはそういうことをぜひ続けていただきたいと思います。

それで、先ほどのアンケートの中でも感想文が紹介をされていましたが、戦争体験者も年々少なくなってきていますので、悲惨な戦争が風化しかねないということで、町として、こういう戦争のための、平和のための写真展を続けるというのが大変重要なことだと思いますので、しっかり取り組みをいただきますようお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。時間を大分残しましたが終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、1時45分再開いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇辻 誠 一

○議長（吉中隆昭） 次に、5番、辻議員の発言を許します。

5番、辻議員。

（5番 辻 誠一 登壇）

○5番（辻 誠一） 5番、辻誠一でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従ってお聞きいたします。

まず最初に、一般質問通告書に誤字がございましておわびをして訂正させていただきます。それは、質問の相手のところ、2つ目、3つ目のところで教育町の長が間違っておりました。これをおわびして訂正させていただきます。

私の質問は3つ。

1つは地方版総合戦略の基礎となる上牧町の人口減少問題についてです。私も上牧町人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会の委員の1人で、今年度中に案を策定する必要があることは重々承知しております。しかし、ここであえて確認のためお聞きします。話す内容をわかりやすくするために、皆様方のお手元にはA4の1枚の資料を配付させていただきました。それは上牧町独自の人口推計シミュレーションでございます。

2つ目。2つ目と3つ目は共通して上牧町の協働のまちづくりが主眼でございます。

最近、幾らか協働の体制も見えてまいりましたが、まだまだの感があると思います。まず行政や関連諸団体が相変わらず縦割りで横のつながりがまだまだ不足しているように見受けまます。そして、行政と町民、関連諸団体との連携、協働が望まれます、もちろん議会も。先ほど来、さきの議員が研修先の兵庫県加西市、島根県邑南町の話がございました。私も参加してこれらの同胞の町が横の協働、それ以上に行政がユーザー側の立場すなわち町民の目線で取り組んでいるのが印象的でした。

例えば、加西市では教育委員会に子ども未来課という課がございます。幼稚園、保育所も一緒にして切れ目のない教育の保障をしようとしているとのことでした。きめ細かくやっておられます。さらに、加西子育てナビという情報ナビは大変検索しやすいものと思いました。欲しい情報が探しやすいという点で、すなわち年齢やイベントなど複数のカテゴリーで探すことができるユーザー側にとって非常に使いやすいようになっているなと思いました。

また、邑南町では町民とのコミュニケーションがうまくいっているなという印象を受けました。すなわち、地区ごとに役場職員を決めておられる。各大字でなくて公民館単位に職員

らを3名、担当者を決めて情報の提供や要望の収集などを行っていると聞きました。意思の疎通を図っておられます。

質問の要旨に入ります。

1、人口減少問題。上牧町の将来を担う人口減少問題について、上牧町人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会で議論され、私も委員の1人として参加している。そこでは事務局の提案に対して会長が会議を推進し各委員から意見を集約し事務局に投げかけていると。会議では各人が意見を述べるにとどまり返答が少ないように思えると。そこでお聞きします。

1、上牧町が将来の目標とする人口とその推計根拠は。委員会では社人研のものと町が独自に分析した3つのケースの4通りが示されているがどれを目標にするのか。またその根拠は。

2、設定した目標値に対して施策を講じて進めていくようになるが、財源措置をどのようにお考えか。

3つ目、総合計画との連携は。

2、協働のまちづくり。

行政、町民そして議会が協働、コラボして上牧町を豊かで暮らしやすい地域社会にするのがまちづくり基本条例の骨子ですね。それにはまず行政内部での横のつながり、協働が望まれます。そして、町民が参加しやすいようにしむけ、行政と各種団体、町民の協働が望まれます。

1、新しい地域との協働。ささゆり台、アピタの近所ですね。みさき台、これは下牧1丁目、濁り池の付近など新興地域とのコミュニケーションは。

2、体育協会と他の体育団体との協働。町民体育祭で新興地域などへの配慮は。体育協会の役割。

3、自治連合会との協働。行政の諸問題、防災訓練など。

4、防災活動や地域の担い手の防災教育。各種関連団体、ボーイスカウト、防災士、ボランティア等の協働。

5、基本条例の取り組み状況の評価。第37条。

3つ目、ペガサスホールの運営と2000年会館多目的室について。

再開に賛否両論ある中で待望のペガサスホールが再開した。今後の運営についてお聞きします。

1、現在、試験的に町の行事で開館しているが、貸し館としてのPRは。

2、今後、貸し館の収益はどのように管理するのか。そして2000年会館多目的室についてお聞きします。音響設備、鏡のついたドアの補修、多目的室での食事です。音響設備と申しますのは非常にマイクが聞きづらい、エコーのかかり過ぎたようなマイクであります。多目的室での食事というのは町の催すものは食事をしてもいい。ただ、町民で集まるものは食事はだめだと、こういうことを聞いております。

再質問は質問者席で行い、理事者側の皆様に簡潔なご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） お手元に配付した資料、これでございますが、上牧町が目指す将来の人口ビジョンについて、順次ご答弁ください。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 辻議員の方からも資料を出していただきました。

上牧町の人口については、社会保障人口問題研究所においては平成72年に9,947、今のまま何もしないでいけば9,947人まで減少するというので発表されました。今の資料では一番下の欄、線でございます。合計特殊出生率が平成42年までに2.1まで上昇すると仮定した場合、平成72年には1万2,839人と予想されます。というのは下から2番目ですね。合計特殊出生率は、今現在は上牧町1.09でございます。それを約倍にするわけでございます。倍になってもこの数字です。次に、合計特殊出生率が平成42年度までに2.1までに上昇すると仮定し、かつ社会増減が、社会増減つまり転入転出の差が均衡した場合は平成72年には1万8,206人と予想されております。これは一番下から3番、上から2番目の数字ですね。一番上の数字は現在の人口を、そのまま推移を余り変わらないでした場合ということで、これは参考にならない、一番上の線は、と思っております。したがって、本町としては下の3つのうちの一番、平成72年に1万8,206人を目標として今後進めていきたいと思っております。

ただ、根拠はということでございますけれども、今、合計特殊出生率が現在1.09と言いましたけれども、それを倍にする。1人の子どもがいる家庭では2人と。もう1人産んでもらうと。それで0人のところにはまた1人という形で倍にさせていただくと。といいますのは、町の方で上牧総合計画の策定及び総合政策に向けたアンケート調査を行ったところでございます。大体希望する子どもの人数はということで対象者が町内在住の18歳から40歳の既婚、未婚の男女を無作為に抽出した方で1つアンケート調査をした結果、希望する子どもの数は、人数が、一番多い人数が2人ということで約79%、次に3人と答えた人が2%、あと未回答、ゼロが1。しかし、現在の子どもの数はということをお聞きしますと、ゼロが48%、1人が14%、

2人が10%になっております。以上のことで現在希望する方が大体2名ということで、一番多いので、0人の方もこのアンケートでは一番多いわけですから、大体2点を見まして、またいろんな施策を講じまして転出入の数を均衡させて平成72年には1万8,206のこの数字を目標として行っていきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） どうもご説明ありがとうございました。

委員会では、私がお聞きしたら2万3,000を維持したいというご答弁がありまして、これは非常に至難のわざだなという印象を持っておりました。ただいまのご答弁で1万8,000だと。

そこで、出生率2.1ですか、住民のご希望も2人ということがあって、調査なされたそうでございますが、これに関しましても現在1.09かな、2倍に近い数字なんですね。上牧町の出生率、一番多かったのが昭和60年ですか、1.93。これは人口ですね。これは出生率。ずっと下がってきてここ十数年は1点何がしかですね。現在1.09。これもかなり至難のわざと思うんですけど楽天的かなとは思わざるを得ない。でも努力目標としてお聞きしておきます。

邑南町でもお聞きしたんですよ。出生率はそれほど影響しないんじゃないかというご答弁です。どういう意味かわからなかったんですけど、これを見ますと出生率というよりもむしろこちらの出入りの方、こちらの方が大きくきいてくるんですよ。ですからこちらに力点を置けばかなり有効になるのではないかなと、そういうことを邑南町の方が言いたかったのかも知れません。大体傾向としてはわかります。しかし、これ、大変な至難のわざです。町長にお聞きしていいのかな。この目標に関しまして。邑南町では町長が、これは非常にしんどい数字やけど、1万3,000を1万にするんだっけかな。もっと少なかった。非常に高い目標であるが、不可能ではないと言い切っているんですね。邑南町、何ぼやったかな。済みません、今すぐ出てこなくて。また、上勝町、四国の上勝町でも行きました。1,600人の現在人口が最後に2040年には1,000人ぐらいだということで、要するに何が言いたいかといいますと、身分不相応の仮定の数値を入れているのね。しかもいろいろ検討して楽観的な要素が非常に多いんじゃないかと危惧しております。なぜかといいますと、やっぱり目標を決めたら施策を立てなあかんですよ。施策を立てて実行していったらその次はどうであったかというPDCAが待っています。余り高いのを、ハードルを設定しておきますと、後で担当者もあの委員があんなことをやっと思ったけど、えーなんてことを言われないように、再度もう一度検討されるようなことは今の段階では無理ですかね。もうどんどん進んでいるから。今の数字をもう少し見直したらいいのではないかと。根拠がわかりませんが、どんなもんですか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今のお尋ねでございますが、高い目標を設定するということについては、辻議員は不可能に近い数字だな、もうちょっと低く設定して、目標、その低い設定の目標で進んでいったらそれなりのこと、結果が出てくるのではないかというようなお考えでございますが、低く設定するということになりますと、人口は、将来推計人口というのは低くなるわけでございますので、我々としては今の人口をそのままずっと維持したいというのが本音でございますが、現実的にはなかなか難しいだろうなど。ただし、今そのお手持ちの資料の2番目の数字、これについてはしっかりと我々も取り組む必要があるだろうと、上牧町が将来なくなってもいいというわけにはまいりませんので、今、町行政をあずかっている立場としてそのようなお答えはできないわけでございますので、しっかりと町を存続させていくと。その意味では2番目のグラフの数字、これをしっかりとやる必要があるだろうなど。そのために来年度からしっかりとやるべきこと、これを確実に実行していくと、全て。こういうこともこういうこともこういうこともと全て来年度からやりますと、こういうことは、私は申し上げません。そういうことになりますと厳しい財政状況の中でどうなるかわからない。先に町が健全化団体にまた陥ってしまうということになりかねませんので、やれること、今やるべきことを確実にやっていって、その人口をしっかりと目標値として持ってやっていくということが今一番大事ではないかというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 町長、ありがとうございました。2番目というのは1万8,000という数字ですね。わかりました。ありがとうございました。

そこで、2番目をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 2番目の設定した目標値に対し施策を講じて進めていくようになるが財源措置をどのようにお考えかという質問ですけども、これにつきましては、これから総合戦略を具体化する事業についてはまた審議会等で審議されるわけですけども、事業についても国の方が、国により措置される交付金を充てたいと思っておりますが、交付金は国の方で全額してくれるのかどうかというのがまだ未確定ですし、また今、町長の方からありましたように、そういうことも考えながら審議会に事業を上げていきたいなどは思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 私も委員会で申し上げたんですけど、国の方は大体1,000億円ぐらい考えていると。この間の情報では1,080億円ですか、次年度予算要求で。そうしますと、新聞等によりますと都道府県で約3億から5億円、市町村区で3,000万から5,000万ぐらい。恐らく上牧町では3,000万か4,000万ぐらいの数字が上がってくるのではないかなと期待はされるんですが、そのような中でいろんなことをやっていかないかと。大変であると思うんですが、そういう認識でいいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） それで結構かと思います。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） そうしましたら、3番目、お願いします。総合の計画との連携です。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 総合計画は町の行政上の指針であり、実現を前提とした現実的で長期的な町における最上位の行政の計画であります。総合戦略におきましても、上牧町総合計画との整合性を図りながら施策していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 私、これは並行で進めていていただきたいと希望を申し上げます。といますのは切っても切り離せない関連がございますね。第1回目の会議は午前中に人口ビジョンで昼から総合計画があった。第2回目は人口ビジョンだけであって総合計画はもっと先送りになった。これはちょっと非常に残念だと思うんですけど、同時進行というのはどんなもんですかね。私も総合計画の方のお話もお聞きしたいし、この辺のお考えはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 会議の進行のお話なんですけども、人口ビジョンの開催をするときに町民の方を募集して若いお母さん達にも大分と、5人ですか、審議委員になっていただいております。その方の要望で午前中をお願いしたいということで今後も午前中でということ考えています。また、当課の方、2つで同じ日にすると仕事が物すごく同時期になりますので、それはちょっとずらして考えたいんですけども、なかなか総合計画の方が進んでいないというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 物理的な問題もあるかも知れませんが、できるだけ近い日付でもって同時にしていただけると、いろんなことがわかりやすく意見も出しやすいと思いますので、そ

の辺はご配慮ください。ご答弁結構でございます。

次に行かせていただきます。協働のまちづくりについて。新しい地域との協働でございますが、最近、ささゆり台とかみさき台へ行ってまいりまして、あそこはまさしく子育ての真ただ中の地域ですね。小さい子や赤ちゃんの泣き声やら。その辺でまだ自治会もできていないという、この辺のコミュニケーションはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） まず、新しい地域のささゆり台から、10月の初めだったと思うんですけれども、自治会の立ち上げについてということで、当課、自治連合会を担当しております当課に相談がありました。それで、当課として自治会を設置する、設置についての助言をさせていただきました。また、会議室等はささゆりルームも使われたらどうですかということも助言をしたところでございます。また、新しい自治会が設置されましたら、協働と参画のための動機づけや意識づけをしていけるよう考えているところでございます。

また、もう1つの下牧1丁目のところには前任といえますか、そこはほとんどお住まいになっているところなんですけれども、そこも一応自治会立ち上げの話は、二、三年前ですか、あったということを私は聞いております。しかし、初めに相談はあったけれどもそれまでにしているんだということで聞いておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 一応お話はあったんだけどそのままになっているという点でちょっと残念と思いますね。もう少しユーザー側にアプローチしていただけたらいいかなと思います。

ささゆり台に関しましては、今、準備委員会を立ち上げられて交渉されていると私も聞いております、担任の方が。

それから、みさき台。これは班長がいらっしゃるのね。毎年かわるんだけど、班長がなかなか子育てで忙しいもんだからそこまで行けないというようなことで、みさき台もささゆりルームを使って会合を持ったことがあるそうですね。もう少しユーザー側に接近していただきたいなと思いますが。自治会が例えば近所の下牧に入らなかったとかあるいは近くのゆりが丘とかに入らなかったとかいうのもちょっと残念やけど、その辺、できるだけ連絡、コミュニケーション、向こうの立場になってものを考えていただきたいと思うんだけど、どうですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 自治会というのは民間の団体でございます、そういうやつに行

政が口出しをするといえますか、するのはちょっといかがなもんかなと思っております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） しつこいようですが、邑南町では出向いて行って向こうとのコミュニケーションを図っているということをお聞きしましたものでお話しさせていただきました。お考えください。ご検討ください。

次に行かせていただきます。体育協会と他の教育との協働でございますが、町民体育祭等の新興地域などへの配慮。運動会をやっても各大字のテントがずらっと張ってあって、新しい地区にいらっしゃった方あるいは自治会のない片岡台1丁目のセントラルヒルズですか、ああいうところにはなにもないし。あるいはボーイスカウトが行進してきているんだけどテントもないと。その辺の配慮はどのようになされているのか。どうなんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 町民体育祭体育大会、新興地域の対応ということでございますが、本年度につきましては電話での問い合わせ等々ございましたので、対象地域の方の分の観覧場所というのは、準備はしておりました。代表者等が決まっていないという状況で連絡のしようもございませんでしたので、連絡をいただいた方に対しては観覧場所を設けているので、近所の方にも声をかけていただいて来てくださいというお話はさせていただきましたが、また、その代表者等々が決まり次第いろんなところで、社会教育体育にかかわる部分にかかわらず、連絡、周知等々進めてまいりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） ただいまの部長のお話を聞いて少し安心いたしました。ぜひ前向きに。向こうも毎年かわっていくんです、代表者の方がね。だからまたやりにくいのはよくわかります。だから根気よく相手の立場をとって。

町民体育祭なんですが、いつも同じような方がやっておられる。新しい新興住宅の方を入れようと思ったら、今の、提案ですが、トラックを北側へ10メートルぐらい動かしたらバックネットのところに広場ができますね。あそこいつもリレーなんかでこけるんですね、こんなになっているところで。そういうこともなくなるし、もう少しこっちへ動かして新しい方とかがいらっしゃったらどうぞというようなセットか席を設けてやれば心使いとか優しさが伝わってくると思うんですけど、ご検討願いたいんですが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今おっしゃるように、今23自治会分のテント全てが一行に並んだ状

態で張れているような状況でないのは皆さんもご存じやと思いますが、毎年こういう問題を抱えながら、社会教育課、特に体育の方は進めておるんですが、テントの張り方等々も視野に入れながらどうやっていったら、今、辻議員がおっしゃるように、皆さん座っていただけるか内容の方を協議しながら進めたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 部長、よろしく願いいたします。

そして、その次、体育協会の役割でございますが、体育に続きまして体教すなわち社会教育課が管轄する部分とシルバー関係、連合、生き生き対策課がやるものと2つございますね。この辺の融合というか何か連絡協議会みたいなのがあって、上牧町の健康増進それからスポーツの振興のために両方がドッキングして何か会議をやると、そういうようなお考えはございませんでしょうか。といいますのは、シルバークラブの方が、我々ちょっと全国大会とか奈良大会へ行くんですけど全然体育協会は知らんしななんておっしゃっている方、一部の方だと思っただけど、いろんなことを認識すればさらにいいスポーツ振興、健康まちづくりができると思うんですが、余りばらばらでなくて、要するに協働、コラボ、この辺の考えはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 体教の事業について言っておられると思います。会長杯、町長杯等々いろいろな名をもって協議を進めてまいるわけでございますが、決してそのクラブ、加盟クラブに対して運営等々についてはご指導いただきながら進めているつもりではございますが、中にはそういうご意見もあるんやと思います。運営等々についてはまたそのクラブ等とお話しさせていただきながら進めたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 部長、よろしく願いします。

その次に移らせていただきます。自治連合会との協働ですね。行政の諸問題、防災訓練など。昔、私、11年前、自治会長をやらせていただいたとき非常にけんけんがくがくの議論をして、自治連合会というのとはそんなに甘いもん、軽いもんやと違いまっせとか言いながら一生懸命町政について皆さんと議論をしたと。その辺、最近コミュニケーションがよくいっているかなという疑問がございます。例えば何ですか、聞くところによりますと、せっかく用意した防災訓練が自治連合会でぼちゃってしまったとか、話も聞いておりますし、反面、河合町では邑南町と同じように各大事に担当職員を決めていろいろコミュニケーションを図り

ながらやっていると。ですから、あることをやろうと思ったら情報提供して情報収集してや
っていかないとうまくまとまらないのではないかと思います、この点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 辻議員が自治会長をいいでたときに私は担当でしたのでよく覚えて
おります。あのときの自治会長はものすごく何か熱い気持ちといいますか、町に対するま
ちづくりに対しての熱い気持ちがあって、よく西さん、役場の方に、私も自治会長にいろい
ろ、各自治会にいろいろ教えられたところ。それで、私も辻議員と同じで、また自治連
合会の担当する課に来まして、ちょっと昔と自治会の雰囲気といいますか、変わったなとい
うのを実感しています。議員がおっしゃるように情報の提供も含めてもうちょっと昔みたい
な方がよかったなと僕も思っておりますので、その辺は情報提供をしっかりとやっていき
たいと思います。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） きしくも同期の桜のようで一緒に議論したことを思い出しました。前向
きにぜひご検討ください。お願いします。

その次、防災活動や地域の担い手の防災教育に關しまして、各種関連団体、ボーイスカウ
ト、防災士、ボランティアとの協働。

これに關しまして、実は10月に町長をはじめ教育委員会、学校長、関連団体の方のご協
力で避難、第三小学校で避難所開設訓練、子どもサバイバルキャンプをやらせていただきま
した。おかげさまで40人ほどの子どもが集まって、町長にお話ししていただいたり、無事終
了できました。ことしは特にPTA会長の後押しがあったり、そのためボーイスカウトが来て
いただいたと、非常に協力的でよかったと思っています。

できれば、今後、子どもの防災教育というか子どもの教育、特に最近は生き抜く力、子
どもが、必要だと。先ほども教育長のご答弁でそのようなことをおっしゃられたと思うん
ですけど、今後、自然の中で、勉強もいいんだけどそうではなくて、生き抜く力、これをつ
けるのが大事だろうと。

私、ついこの間、土曜日、神戸学院大学で内閣府の防災教育チャレンジプランの関連の行
事で、防災教育交流フォーラムでお話しさせていただきました。やはり共通の認識ござい
ます。これからは子どもたちの教育だと、防災に關しても。地域の担い手が必要だとい
うこと。そして、その中でボーイスカウトのやり方、野外活動で生き延びる力を教えて
いただくというのは非常にいいなと思いました。聞くところによりますと、ボーイスカウ
トは助成金

もなくなっちゃったと。それで、12個テントを張ったんですけど、6つがボーイスカウトで6つが子どもが持って行って、ボーイスカウトの6つのうちのテントの幾つかは手縫いで修理して持ってきていただいたと。予算がないから仕方がないですわということを書いておりましたが、この辺のコラボといいますか、いろんな関連団体が集まってやるといいなということで、いかがですか。ボーイスカウトなんかもこれから。これは総務の方ですか、教育の方でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、議員が申されました子どもサバイバルキャンプ、私も拝見いたしました。確かに実行委員会それからPTAの方々それから今申されましたボーイスカウト、防災士の方、たくさん参加されて有意義に、子どもたちには防災に対する考え方を新たに、遊びも含めてになったかと思うんですけども、認識を深めていただいたものだというふうには考えております。

コラボという面では、町といたしましては、まずもって今、防災士の教育に取り組んでいくところがございます。防災士試験等についての助成も行いまして、より多くの防災士を育成しているところがございます。防災士につきましては、今後考えておりますのは、防災士の、たくさんおられます、連絡会等をつくりまして、その中で地域の自主防災会、その中にも参加していただくような形、それでその中でいろいろあった問題点なり今後どうだというご意見もいただきながら連携して町の防災の方に取り組んでやっていきたいと、このように考えているところがございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 部長、ありがとうございます。私、前から申し上げています。防災士をつくったのはいいんだけど、それをいかに役立っていただくか。それを、今連絡会を立ち上げようとしているということで、非常に前向きで、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

次に行かせていただきます。基本条例の取り組みの評価でございますが、上牧町まちづくり基本条例の第37条ですか、ここでは評価、済んだある段階で定期的にやるんですか、これね。この件に関しましてどのように考えておられるか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） まちづくり基本条例に関しましての取り組み状況でございますけれども、まちづくり基本条例に関する研修といたしまして、5月20日に政策調整課主催の平成

27年度新規採用職員に対する研修の一環として、本条例制定の経緯、趣旨、理念及び内容について説明を行いました。

また、縦割り行政の弊害を解消すべく部局横断的な取り組みとして上牧町人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定のプロセスとして若手職員のワークショップを10月21日と11月13日の2回実施したところでございます。

また、昨年度設置しました上牧町人口減少問題対策検討プロジェクトチームにおける検討内容をもとに地方版総合戦略に位置づける具体的な事業についての調査、研究を行ったものでございます。

昨年度制定しました上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則による公募による住民委員の委嘱また同年制定の上牧町パブリックコメント手続の実施に関する要項による町民意見の計画等への反映による町民参画は一定進んできているものと認識しております。

また、第5次総合計画の策定のプロセスといたしまして町民ワーキング会議を11月21日に実施し、以降も3回開催を予定しており、町民の参画が得られているところでございます。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） いろいろご報告いただきましてありがとうございます。

特に若手の方を対象に10月21日、23ですか、おやりになられたと、非常にいいことだと思います。とにかくこれからのこと、私ら年寄りよりも若い方の前向きな意見でもって彼らが背負っていっていきますから、将来の上牧町を、ぜひそれを前向きに進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

その次に、では移らせていただきます。ペガサスホールですね。現在、試験的に町の行事で開館しているが、貸し館としてのPR。賛否両論の中で非常に待望のペガサスホールが開館したということで、ペガサスフェスタはもとよりあそこですぐ中学生が、中学校がやりました、2つね。まず日曜が、何ですか、文化芸術ですか、大道職人チャンさんがすごい演技をしてくれました。翌日は上中と二中が合同で、何ですか、車椅子ダンス何とかというんですか、非常によかったですね。私、上中の生徒と二中の生徒と一緒に集まってああいうのを見たという光景は私は、初めてやないかと思うんですけど、非常に喜ばしいことであったと思います。

それからさらにスタインウェイを開放しましたね。私も聞きにいきました。反響があつてよく響きます、きれいに。幅があるというんか、私も素人でなんなんですが非常にうれしく

思いました。聞くところによりますと、6名の方々が、2日にわたって12名の方が来られたそうですね。ぜひPRして、アンケートもおとりになったようですから、PRされて貸し館をやるといいと思うんです。

もう1つ、きのうやったかな、町内のピアノの先生とお話ししたんですが、あそこにヤマハとスタインウェイが2台あるということを知らないんですね。長い間住んでおられるんですよ。まだまだ、しばらくペガサスホールは閉館しとったからやむを得ない事情もあるかも知れませんが意外と知られていない。ですから、もっともっと使っていただいた方にもっとPRしていただいて、いいですよ、さすがですね、上牧町いいですねとか、何かPRを担っていただきたいと思うんですが、いろんなこともあわせてご答弁ください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 現在、試験的に町の行事で開館というご質問ですが、現在、町内だけでなく広く一般の予約受け付けも行っております。PRといたしましては使い勝手のよさをPRするために9月1日の開館に伴いまして無料開放また議員がおっしゃっておった11月22日、23日のスタインウェイのピアノの無料開放等も行いました。結果ですが、一般の団体からの予約も数件入ってきております。

今後はホームページまた過去に使っていただいた方への案内等もさせていただいておりますので、広くまたPRしていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） すばらしいということでもろしくどンドンPRを。理事者側も私どももロコミで宣伝したいと思っておりますので一緒に頑張っていきましょう。ありがとうございます。

では、次、収益、お金の面ですね。収益はどのように管理するのか。一言言わせていただきますと、通常であれば歳入で諸収入、雑入というんですか、あんなんに入れられるのかな。だけど、僕ちょっと、ではなく、そういうことだと思っただけど、ペガサスホールはこれから使えば使うほど維持補修にお金がかかっていきますよね。今まで使っていたのではなくて、これからいろんなことをやって、いろんな催し物があったり、維持管理、電気施設、設備も補修とか維持管理にお金がかかります。ですから、その補修用に何か積み立て、準備金みたいなものをつくっていたら非常にわかりやすいのではないかなと。ほかの町民にもこれはそういうことで積み立てたお金だから、そこでもって、一般財源というかそういうのではなくて、積立金に収益なんかを充てますというような感じにもうちょっと考えられるんですが、その辺はいかがですか。どのようになさいます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ペガサスホール開館に当たりまして、全員協議会等々で何回となくご協議いただきました。その中で今後ペガサスホール自体の補修改修する項目の中に外壁また屋上防水等々、15年から20年後に5,000万程度の改修費用がかかるということで、毎年250万基金に積み立てるといふことをご了解いただいていると考えております。28年度予算につきましてもそういう形で予算組みを進めていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 私の認識不足がございまして、わかりました。同じ考え方だと思います。どうもありがとうございました。

では、最後に2000年会館多目的室についてお聞きしますが、壇上で申し上げましたように、マイクの音が非常にこもっちゃってエコーがきいて残響用のマイク、非常に聞きにくい。特に、この間11月21日の久渡古墳群の説明会、非常にいいお話だったと思うんだ。あれを何かこう本にしてほしいくらい非常にいいお話だったんですね。ところが、残念ながらマイク調子が余りよく聞こえないもので最後までちゃんと聞き取れなかった、これは残念に思います。前から思っているんだけど、あれは何かカラオケ用のマイクではないかとか、いろんな講演には不向きであるのではないかなと思いますが、まず、音響設備。

○議長（吉中隆昭） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（今西奉史） まず、音響設備、マイクのふぐあいがあるのではないかとこのご質問でございまして、このことにつきましては久渡古墳説明会のときに説明者の声が聞き取りにくかったということを経験の方からお聞きしております。私の方には苦情等の報告はございませんでしたので、改めて主催者に確認いたしましたところ、それにつきましてはボリュームの上げ過ぎによる声割れ、ハウリングが起こった。要は後で音量を絞ったら問題はなかったとお聞きしております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） そういうこともご注意してこれからやってください。本当にいいお話であって、本当に本にしてほしかったくらいのお話でした。その辺は重々注意して今後やってください。

次は何かドアの補修をなかなかやってくれないということでお聞きします。

○議長（吉中隆昭） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（今西奉史） 2番目の質問の鏡のついたドアの補修ということで、

これは多分多目的室の壁に備えつけの鏡、これを隠すための移動式のスライディングウォールの、このことだと思います。これにつきましては、以前、使用者の方から苦情もいただいております。つきましては、もう既に専門業者への修理の依頼は終わっておりますが、開館の方につきましては約2カ月、町関係の場合は1年間、予約が入っております。修理につきましては二、三日かかるということで、利用者の方にご迷惑をかけるということで、時期、タイミングを見て、また利用者との協議をしながら、年明け10日、15日以降、補修をする予定でございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） いろいろ営業しながら、お店を開きながらやらないかんから、できるだけいいタイミングで、今のお話で年明け15日と、よろしく願います。

では、最後の食事の件、これに関してお聞きします。

○議長（吉中隆昭） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（今西奉史） 多目的室での食事の許可をしていただけないものかということでご質問がありました件についてお答えさせていただきます。

この件につきましては、以前から利用者の方から私用で食事できないものかという願いは聞いております。ただ、当会館は保健福祉ということで、乳児、ゼロ歳児、1歳児、2歳児健診及び妊婦の健診等、衛生面から考慮しますと基本的には許可することは難しいのかなと。ただ、今、議員がおっしゃられたように、現在の利用者のニーズ等を考えましたら食事を行わなければならない理由をお聞きしてやむを得ないと判断できるようなものにつきましては食事後の清掃またものの持ち帰り、食べたものの持ち帰りを条件にまた許可することも必要かなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） そこで線引き、お聞きしていますのは、町が主催するものは構へんよと。ところが、町民、ボランティアとかあいう団体で申し込んだ場合にはだめよと。この線引きがどうも不可解であるということ。もう1つ、そういうことであれば、おっしゃられたように、きれいに掃除して掃いて最後にモップをかけてきれいにして明け渡しでくださいということを明確にして、そしてなおかつその道具が十分にあれば、それは借りた人はちゃんとやりますよ。なぜならば、また使わせていただきたいから。その辺の配慮をして、まさしくユーザー側の目線でもって、町民との協働ということで、最後、もう一度お聞きします。

○議長（吉中隆昭） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（今西奉史） 今の町が使っていて住民の方には使わせないのではないかというお話ですが、まず僕の方が耳に入ってまた目にしている分につきましては、基本的には会議室では年1度、課の総会の後とかされているのはお聞きしたことはありますが、多目的室、今後につきましては、今まで飲み物、ジュース、コーヒー程度は飲まれたとお聞きしておりますが食事はされていないとお聞きしております。また、今後につきましては許可に当たって掃除をしていただくのに道具等を用意させていただいて、後の確認等も職員の方でさせていただいて、できるだけ後の方に、後の利用の方に迷惑のかからないような利用方法を考えまして、また利用者と協議していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 食事したしなかったなんていうのは水かけ論みたいになっちゃうんだけど、私の認識とちょっと違うので、それだけ申し上げておきます。

もうこれで終わりますが、最初に申し上げましたように、できるだけ町民と一緒に頑張っていいまちづくりをしていきたい。私たちも努力せないかんとしますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。長い時間ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、5番、辻議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

◇ 富 木 つや子

○議長（吉中隆昭） 次に、6番、富木議員の発言を許します。

6番、富木議員。

（6番 富木つや子 登壇）

○6番（富木つや子） 皆さん、こんにちは。初めから大変に申しわけございませんが、議席番号は8番になっておりますが、正しくは6番の訂正でよろしく願いいたします。

それでは、6番、公明党、富木つや子でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般、通告させていただいております、1、平成28年度予算編成について、2、マイナンバーについて、3、介護保険事業について、大きくこの3項目について質問をしてみたいと思います。

質問に入る前に、来年から18歳選挙権について少し触れさせていただきます。

先日報道されたリクルート進学総研の選挙引き下げによる意識調査によりますと、来年の参院選から18歳選挙権を取得した場合に選挙に行くと思うと答えた高校生が76%に上がりました。自由記述では18歳選挙権に期待していることを尋ねると、これからの将来を担う世代の意見が反映されやすくなる、投票率の上昇、若年層の政治への関心が増すなど若者の政治参加に対する意識の高さを調査ではあらわしています。若者に政治、政策への関心を持ってもらうために行われる学校の主権者教育は政治の中立性を確保する観点から踏み込んだ内容が使いにくい面があります。やはり若者が政治への関心を高めるためにはネット選挙時代では政党や政治家が情報発信等でこれまで以上に日本の未来像や政策等をしっかり若者に伝えていくことが最も重要となります。若者の政治参加を皆で応援して選挙で変わる未来を構築していく時代が来ました。

上牧町でも来年の夏の参院選から540名の新有権者が誕生いたします。初めて投票する若者が混乱のないよう政治参加ができますよう準備の体制のお取り組みをよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1項目め、平成28年度予算編成について。

政府が上げる1億総活躍社会は国民一人一人が輝き活躍できる社会づくりを目指して、1、強い経済、2、夢を紡ぐ子育て支援、3、安心につながる社会保障の新3本の矢といわれる政策の実現をするものです。この活躍社会づくりを進める上では、育児や介護、仕事の両立など重要、最重要課題を克服し、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、子育て支援や介護というような目標に取り組み、国民参加型の経済社会で50年後には1億人を維持するという考えです。今回の平成28年度の税制改正では希望出生率1.8の実現のために出産、子育ての負担軽減措置が多く盛り込まれています。

上牧町においても人口ビジョンの総合戦略が進められておりますが、国の方針や上牧町の

実情、総合戦略に当たる新たな視点を踏まえた上で、1、来年度予算編成の方針、②予算編成に盛り込まれる新施策や重要施策についてお伺いをいたします。

2項目め、マイナンバー制度について。

マイナンバー制度は行政を効率化し国民の利便性を向上させるだけではなく、公正公平な税と社会保障制度の実現を目指すものです。しかし、国民に対する周知はまだ十分とは言えず、個人情報の管理に関する懸念の払拭も求められています。この質問についてはさきの議員から質問が出されておりますが、私の質問内容は重ならないように次の3点についてお伺いいたします。

①通知カードの発送が開始されましたが、現状について。

②特例による受け取りや情報弱者への対応について。

③マイナンバーの活用についてなど課題や運用について。

3項目め、介護保険事業について。

2025年度には介護が必要な高齢者が急増することを現実に備えるべく、2015年から介護保険制度が改正され、一部給付の縮小や市町村が行う地域支援事業の重要度が増すなど、大きな見直しが行われております。次の5点についてお伺いいたします。

①新総合地域支援事業の広域での協議内容と進捗状況について。

②新総合地域支援事業における問題点や課題について。

③認知症に係る地域支援事業について。

④介護保険改正による特養、老健、療養利用者の負担軽減制度について。

⑤介護保険料滞納者の現状とサービスの利用について。

以上が私の質問内容でございます。再質問は質問者席から行ってまいりますので、担当者におかれましては、ご答弁、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 1番から順次お願いいたしますが、最初に、来年度予算の基本方針については今ちょうどヒアリング中だと思います。その点も考えまして、大きく内容については、大きな柱といたしますか、大きな方針についてまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） では、まず最初の質問に対してお答えいたします。

平成28年度の予算編成につきましては、本町、これまで危機的な財政状況の、向けて健全

化の取り組みを進めてきたところではございますが、平成26年度決算では6年連続の黒字となっております。しかしながら、昨年同様、地方健全化指標の4指標のうち実質公債費比率また将来負担比率につきましては依然として高い状況が続いております。さらに、現在作成中の地方人口ビジョン、地方版総合戦略それから上牧町の将来の羅針盤とも言えます総合計画など、これから政策経費が今後想定されるところでございます。

これを踏まえまして、引き続き行財政改革の歩みを進め、個々の業務につきましては不断に見直すとともに、より一層の経費削減に努めていかなければならないという方針を持っております。

また、町民の皆様を主体としたまちづくりを基本に安全で安心した活気ある町、高齢者パワーで元気な町、子育て世代をしっかりと支援できる町の実現に取り組み、町民、議会それから行政が心を1つにして住みたい、住み続けたいまちづくりをつくり上げていくという施策を基本にし、今後も、子育て支援について、高齢者の対策、安心と安全の町、よみがえれ上牧町、これを4つの最重要施策とし継続して取り組むことと、このことを予算編成の基本方針として現在編成に取り組んでおるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 大きく予算編成の姿勢ですか、基本姿勢ということは今述べていただきました。

昨年、27年度の、特に、町長におかれましては基本姿勢ということで上牧町は住宅の町であるということで住んでよかったと思えるまちづくりに取り組む、特に子育て支援と高齢者対策また学校、地域、家庭との教育の取り組み等、一貫して町長が就任以来ずっと取り組んできました協働と参画ということで基本姿勢に、町長の基本姿勢ということで取り組んできたことを私たちも私も理解をしているところです。

それで、健全化、財政についても26年で6年連続の黒字ということで、しかしながら、やはりこれからの人口ビジョンそれから総合計画の中では財政についてもしっかりと見通しを立てた取り組みをしていくということは本当に大変重要でありますし、しかしながら、子育て支援は欠かせないものでありますし若者の定住対策についても取り組んでいかなければなりません。また、元気で医療の、医療費の給付などについての削減についても高齢者が元気で上牧町で住んでいただきたいというその観点からは総合的に上牧町の住宅、町に住んでよかったというような総合的な考え方で私は受けとめているんですけども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されたとおりで基本的に結構だと考えております。これから、日ごろ町長が申しておりますように、子育て支援、教育それから高齢者も元気で暮らしていただける誇れる町につくり上げたいということからも、住民の方々のご意見もお聞きしながら、協働、参画を基本に、まちづくり基本条例もございます、取り組みを進めていきたいと、このように思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） そういうふうな展開の中で、次にですけれども、来年度予算の新施策と申しますか重要施策について。今、人口ビジョン、ずっと総合戦略が行われておりますし、そのような中でも含めた形のものはあるかと思いますが、考え方についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 基本的なところはまだ確定したところはございません。今、鋭意予算編成に取り組んでいるというところでございます。

ただ、先ほどからも申しておりますように、子育て支援、その部分は今後十分進めていかなければならないことでもございます。それと、地域の包括ケアシステム、この部分についても取り組んでいかなければならないというところもございます。それから、まだ確定事項はございませんが、インフラ整備に当たりましては、道路の補修、この部分も計画どおり進めていかなければならないというところはたくさんございますが、今現在予算編成中でございまして、明確に確定したものは現時点ではないというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 大きく重要施策ということでは、今、部長の方からお話がありましたけれども、どうしてもいろんな施策の中では優先順位ということでもいつも言われております。人口ビジョンについては来年度からということになっておりますので、その点が優先順位ということと、骨子的、柱的には人口ビジョンと総合計画、総合戦略またその中、それからあと道路、公共事業、公共施設管理計画ということも大きな柱ではないかなと思います。また、ほかにそういうふうなことで、今、部長、おっしゃいましたけれどもほかにありますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） たくさんあるんですが、全て、今、議員が申されましたように、全てが重要施策というところではございません。

ただ、具体的にそうしますとどういうところがどうなんだというところが今鋭意編成をし

ている最中をごさいます、具体的には今現在のところ大変申し上げにくいというところ
ごさいます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） さっきからヒアリング中ですので、そういう意味では来年3月、また
予算編成の委員会もありますし議会もありますので、そのあたりから議会の方からも質問が
いろいろと出てくると思います。

私、要望書を毎年11月に出させていただくんですけれども、今回、大きなものとしては、
今、重要課題、施策の中でありました若者の定住対策それから子育て支援にもなりますけれ
ども、あと、高齢者の活躍また子育て支援の中でも明確なものとしては、これは本当に大事
なことではないかなと思いますが、医療費の無料化はもちろんのこと、産みたい、子どもを
産みたい夫婦への経済支援ということも子育て支援の中に入るかと思います。

この点だけ特にお聞きしたいんですけれども、保育所とか不妊治療の助成制度の導入を
ずっと私も訴えさせていただいたところですが、そのようなところ、それからあと学校教育
については独自の教育に取り組むということ、また学習支援事業にも取り組んでいくことが
大事ではないかなと思います。

もちろん、安全対策についても道路また防災対策等も大事なことになってきますし、保健、
それから健康増進、がん対策についても取り組んでいかなければならないことです。

その中で、私は2点だけ、若者の夫婦の世帯の定住対策についてどの程度進めていращし
やるのかということと、28年度に施策としてどうかなということは別問題にして取り組みと
しては進めなければならないということで流れとしてはそうなるかなと思いますがその点と、
それから先ほど申しました不妊治療のそういうふうな子育ての支援、経済支援、そういうあ
たりはどのようにお考えなのかお聞かせください、町長。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 職員ではなかなか言いにくいところもあると思いますので、私の方から
ちょっとお答えをさせていただきます。

今おっしゃっていただいた部分については以前からいろんな方から要望が出ている内容でご
さいますし、まず始めるべき事業であるという認識をいたしております。今すぐに何と何を
やるということはこの段階では申し上げにくいので、今おっしゃっていただいていること、
それについてはしっかりとやる必要があるというふうに、私、考えておりますので、そうい
う方向で進んでいきたいなというふうに思います。

それと、人口ビジョン、若者を定住させていくと、しっかりと子どもを産んで育てていただくと、そういうためには今の施策とあわせて教育の問題、これも大きく、先ほど牧浦議員からも質問がございました教育というの、若い保護者の方々、一番関心があるわけですので、この部分についてもしっかりと考えて来年度1つの道筋をしっかりとつけていきたいなというふうに考えておりました、今、教育長ともそういう相談をいたしておる最中でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） わかりました。先ほどからもありましたように、大きく今回は聞かせていただきたいと思われましたので、この質問についてはこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、マイナンバーについて、よろしく願いいたします。

マイナンバーについてはさきの議員何名か質問をされております。私もこの点については3点質問をしたいんですけども、1番目の通知カードが開始、発送が開始されているんですけども、この点については先ほども答弁がありましたので納得というか、理由について、内容については私もここでわかっておりますので、この点については結構でございます。

次なんですけれども、次は特例による受け入れ、受け取りや例えば情報弱者についての対応なんですけれども、1番目に相談窓口ということで250件ということで1番目の答弁がさきの議員の方でありました。その中にこのような2番目に対する相談などはなかったのかどうか、この点を先にお聞きしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 特例による受け取りのことについてはございませんでした。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 特例といいますと、いろんな状況があるんですけども、DV、まずは視覚障害者に対する配慮。それからDV被害者に対する配慮それから高齢者や障害者の利用に対する配慮等、事情に応じての特別な配慮が必要な方々についてなんですけれども、この点についてどのような対応をなされたのかお聞きをしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 特例による受け取りや情報弱者への対応についてのご質問ですけども、まず、これにつきましては9月広報で掲載させていただきました。やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方は、または情報登録申請書をお願いしま

すということで、現在お住まいの住所地の登録方法についてということで広報で掲載させていただきました。

ご質問のやむを得ない理由により住民票の住所で通知カードを受け取ることができない方につきましては8月24日から9月25日の間に通知カードの送付先に係る居所情報登録書をご本人または代理人の申請によって行っていただいたところです。当町において申請のありました件数については37件で、受け取ることができない理由の内訳といたしまして、DV、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等また児童虐待またはこれに準ずる行為の被害者で住居地以外の地へ移住、移動している方が2件、医療機関、施設等へ長期入院、入所が見込まれ、かつ入院、入所中で住所地に誰も居住していない方が19件、町外へ転居などの理由により受け取りができない方が19件でございます。

また、情報弱者への対応といたしまして、先ほども申しましたように、広報9月号及び一応ホームページにより、通知カードの送付先による情報登録申請について啓発を行ったところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 今回は9,872の発送を総数したということで、その中で戻ってきたのが802ということで答弁もございました。その中で127通が住民課の方にお問い合わせがあって大丈夫だということですね。そのほかにも状況に応じて特別な配慮が必要な方々は今件数についてもありましたけれども、これはどうでしょうか。状況については今後どうなっていくのかというようなことも心配しますし、その点については結局はこれも3カ月間の猶予、それ以外は国に返すというような、返却するというようなことになるのか。そのあたりの対応というのはこの点についてはどうなっていますか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 国の方の返却に関しましては、今のところ通達が来ておりますのはおおむね3カ月でお預かりするというようになっております。その後変わりがなければ国の方に返還いたします。そこで返還いたしました後はご希望者があらわれた場合は再発行という形になります。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 国に返還した後も確認、確認というか対応というか連絡、連携がとれれば国の方にしっかりと通知がいくような形にするというようなことなんですけれども、本人のもとに。だけれども、全部はそのようにはならないという考えでよろしいのかどうか、

お聞きしますが。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 全部とおっしゃいますのは、居所不明で検索させていただいた後の問題を。どうしても足を運んで職員が自宅の方に出向きまして調査を、最終的には調査を行うのですけれども、どうしても未達の部分でございますけれども、その場合は今通達が来ております3カ月お預かり、おおむね3カ月お預かりして国の方に全て返還するという通達が来ております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） わかりました。

あと、この方々の中に障害者についての配慮なんですけれども、番号通知の中で交付申請が入っている簡易書留、私もいただいていますけれども、その中には障害者のが、書類が届いたことがわかるようにナンバーの通知という点字加工が施されているということですが、一方で今回個人番号については、通知後の個人番号については、申請時に申し出れば仮名が点字で表記されます。ただ、個人番号と住所は点字で表記されていません。このために個人番号に張るための番号と住所の点字シールを市町村が発行する予定ですということなんですけれども、この辺はどのようにお取り組みされるのかお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 現在の情報ですけれども、通知カードの中に点字でわかる部分それと聴覚障害の方、視覚障害の方には音声でサービスできますというバーコード、アプリ、スマートフォンで対処できるようになっているかと思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） これについては市町村が発行する中で取り組みを行うということですが、この点についても丁寧な対応をしていただきたいと思います。特に、高齢者であるとかこのような障害者の方々については丁寧な説明が必要だと思いますので、その点についても、地域の方々、余り突っ込んだ形ではできない面もあるんですけれども、町の方が積極的にお取り組みをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） もちろん障害をお持ちの方につきましては福祉課といたしましてもマイナンバー担当の政策調整課といたしましてもできるだけ丁寧にフォローをしてまいりますと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） わかりました。それでは、今の2番目の質問についてはこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは3番目、マイナンバーの活用についてですけれども、パンフレットも見させていたしておりますが、マイナンバーを28年の1月から社会保障、税、災害対策の行政手続で利用をいたしますということになっております。社会保障、税というのはもちろん皆さんご理解をしているかと思いますが、災害対策というところで、私、確認をさせていただきたいと思います。災害対策という中身、この内容を少しお話しさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） それでは、3番目のマイナンバーの活用というところの災害における活用というところでございます。

まず、災害、被災者支援システムと番号法の関係について少し触れさせていただきたいと思います。

まず、被災者支援システムにつきましては、1995年に発生いたしました阪神淡路大震災では西宮市のほぼ市街地の全域が被災し市庁舎も大きな被害を受けられました。コンピューター機器やネットワーク回線も大きなダメージを負った中で市の日常業務の復興にあわせて被災者支援に関するシステムを構築されたと聞いております。そのことから、被災者支援システムが復興業務に大きな役割を果たせたというふうにも伺っております。また、東日本大震災の被災地でも導入が進みまして円滑な罹災者証明の発行などいろいろ役立ってきたというふうにも伺っております。

そこで、今回の番号法との関係でございまして、番号法利用第9条第2項、現在上程させていただいております条例の制定についての部分の中でございまして、番号を利用する事務といたしまして、例えば被災者に対する援護に係る事務などを定めることが可能ではないのかなというふうに思っております。先ほど申しましたように、今回上程させていただいております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案、独自利用として別表第1に規定しております分、情報整理を行った上で被災者支援システムの構築を行うための追加条文等を整理したいと考えております。この部分につきましては、そのための、条例化するための関連規則及び要項などの、今、再精査を行っております、できるだけ早い時期に条例、今現在条例制定の審議を願

補足給付の対象者に対しましては介護保険負担限度額認定証がただいま発行されているところでございます。

平成27年8月から補足給付できる対象者が、制度が変わりまして、世帯分離している配偶者が住民税課税世帯である場合また住民税非課税でも預貯金が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は給付の対象外となっておりますけれども、今現実若干名の方が対象世帯となられましたけれども、特に問題は生じることはございませんでした。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） では、次。簡単に結構です。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 現在の滞納者の現状とサービスの利用についてでございますけれども、滞納者は確かにおりますけれども少しでも納付をしていただけるようにご指導させていただいて、サービスに対する制限は行っておりません。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） わかりました。では、利用していただいている現状ということを理解させていただいておきます。

時間がぎりぎりになりまして申しわけございません。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、6番、富木議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

っていただいておりますが、またできるだけ早い時期に追加部分の条例改正も、またあわせて早い時期に行わせていただきたいと、今現在はそうように考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 活用について、今、被災者支援システムということで、条例化について説明をしていただきました。

この被災者支援システムの提案というかいろいろお話を一般質問で私3度させていただいているんですね。今回、このようにマイナンバーの取り組みができたことで災害対策にもこのような利用をしていくということでありましたので再度お聞きをしたわけですが、要は、これは西宮、阪神淡路大震災のときに西宮の総務のシステム課の方で災害、地震を教訓にして本当に余震等大混乱の中でこのように被災者のための避難所の関連システムまた緊急物資のシステム、起こった際に後にすぐ被災者のために罹災証明であるとか、それから支援に対しての、生活支援に対しての証明書それから支援ということで義援金等すぐ対応できるようなシステム、本当に素晴らしい。これはやはり防災対策の中ではいろいろと計画を立てられている中でも、これはしっかりと同時にしていかなければ、取り組んでいかなければならないということで、平時から大事なことではないかなということをお話をこれまでもさせていただいております。まず、21年のときに今、副長がおられますけれども、副長にもお話をさせていただいていろいろと研究をしていただいたことがありました。そのときは最初でOSの関係で初期費用等いろいろとかかるということで問題点も多かったということでございました。また、23年、26年等では共同化の統一ということで電算の共同化が入りまして、その中で2市5町ですか、2市5町のシステム共同化の中で26年度のときの3度目の質問のときにはその中で足並みがそろっていないということですか、そのような答弁があったかと思えます。

今回、このようにマイナンバーの中でこれを利用していくということで、では共同化の中で今条例のことをお話ししていただいたんですけども、その中での条例化の話が進んでいるのか、それとも共同化の中ではどのような話し合いというか検討がなされているのか、その点について。また、今後どの時点でこれが構築をされるのか、その点についてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） まず、1点目の共同化の中ではどうなっておるのかというところでございます。

この部分については現在共同化の施策の中にはその部分が入っていないというのが実情でございます。ただ、本町の場合、今申しましたように、番号法を利用しての個人情報等の入手など被災者システムの構築をこれから図っていききたいと、このように考えておりますので、共同化につきましてもこの部分を本町から提案申し上げまして、できましたら共同で取り組んでいけるような形で、その中で提案もしていきたいなというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 被災者台帳の作成等についてもスムーズにこのことideいくのではないかなと思います。西宮での研修を、私、受けさせていただいた折には本当に声を大にしておっしゃっていたのが印象的でした。災害に、災害時にその後の対応がおくれる最大の要因は状況把握の難航であるということで、状況把握がおくれることによってその後の被災者への対応が大幅におくれている、おくれるということでは、町の中で命が大事また財産が大事、人が大事というところではいち早くこのシステムの構築のお取り組みをお願いしたいと思しますので、私の思いといたしますか、思いとそれから必ずこれは大事なことであるということをお訴えさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） まず、先ほど申しましたように、番号法を利用して構築に向けてスタートを切っていきたいというふうには考えておりますが、そのシステム自体、よりよいシステムにしようとなりますとまたもっと研究が必要かというふうにも思っております。また、費用の方も必要かとは思っておりますが、早い時期にこのシステムを構築できるようには最大限努力していってまいりたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次、お願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 介護保険事業につきまして、①新総合地域支援事業の広域での協議内容の進捗状況についてでございますけれども、今現在のところ西和7町の実務担当者が毎月会議を開催いたしておる状況でございます。

協議内容でございますけれども、要支援1・2の方の訪問型サービスまた通所介護の単価について協議をしております。また、介護予防ケアプラン料の単価でございますが、従来どおりのプランが必要な場合や簡略化したケアマネジメントでいい場合等がございますので、

それらの単価も協議をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） これについては広域で今していくということで、来年度1年間で整備をしていくという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） この事業は29年4月から開始いたしますので、1年間、あと1年間それぞれの協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） では、広域で決める内容協議というのは基準サービス、プラン、サービスの種類と単価を、そのようなあたりの基準を決めていくということの理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） サービスの種類は町独自の事業として定めてまいりますけれども、今現在ありますところの訪問型通所介護の単価でございます。あと、それとケアマネジメントの単価でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） これについての財源は3年間で約1億5,000万でしたっけ、大体年間四、五千万ですか、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 大体、地域支援事業といたしまして3%をめどに予算化してまいりたいと考えております。1年間に約4,700万程度と考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） そしたら、来年1年間でこのような基準等も単価等を決めていくわけですが、そこから予防に関しては訪問介護、デイサービスということで、あと、サービスについては町独自で決めていくという協議会みたいなんがあると思うんですけども、ちょっと忘れたんですけど、支援何とかということがあると思います。その中でサービスを決めていくといことで、あと、事業所がそれを受けるときに単価については今までの介護給付とは違った形で限られた財源の中でしていくわけですが、ここら辺の事業所の受ける形とかそういうものまでは今決まっているわけではないと思いますが、そのあたりはどうなるのかをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 新制度、新総合事業につきましては、比較的軽い方、要支援1・2の方がサービスを受けられる予定でございますので、緩和されたサービスという制度の導入もされております。その緩和されたサービスの事業者の単価、その辺の単価も定めていかなければならないと。

あと、今、地域支援、今検討いたしております、町で検討いたしておりますのは有償ボランティアを考えておりますので、その中で比較のお手伝いのできるサービスを、サービス内容、事業内容を検討している段階でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 事業所の扱いなんですけど、これは公募でいかれるのか、それとも移行について前から引き続いてその形でいかれるのか、そのようなことはどうなんですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今現在利用されている方もおられますので、今の事業所ということで考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） わかりました。

それでは、次、2番目、問題点や課題点についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 問題、課題でございますけれども、先ほど申しました生活支援ケア検討委員会といいます。これを7月から毎月、7月に立ち上げて毎月検討委員会を開催いたしております。その中で先ほど申しましたサービスの内容、どれだけ利用者、量的な見込みでございますけれども、どれぐらい出るかというのは始まってみないと見当がつかないのでその辺が課題かなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） サービス内容によっては、事業所、今、介護給付の中でケアマネジャーがプランを立ててやっているわけなんですけども、こういうふうに移行になりますと訪問と通所ということで限られた中でやるわけなんですけども、今、事業所が持つておられる量、利用者の量よりはたくさんいてらっしゃるところなんかは縮小した形ということに判断するわけですが、その点についてはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 縮小というよりは、まず利用者が来られまして、まず最初にケアマネジメント、その方に合ったプランを立てる、今も同じですけれども、利用者、要介護1・2、要支援1・2でございますので、いろいろと訓練、運動とかいろいろな訓練がありますけれども、されて1人で生活できるように支援させてもらうのがこのサービスでございますので、どうしてもプロの事業者の手をかりるといふ方が出てきましたらその都度ケアマネいたしまして利用していただくという形になろうかと思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） わかりました。

それでは、次、認知症に係る支援事業についてよろしくお願いたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 認知症の早期発見、医療ケア、相談などの総合的な支援体制でございますけれども、今現在、事業をやっております専門家による認知症相談日を開催いたしております。随時ですけれども地域包括支援センターで相談を受けている状態です。

また、認知症になっても本人の意思が尊重されてできる限り住みなれた地域で暮らし続けるために認知症に関する知識の提供、医療、介護サービスへとつなげていけるように、認知症初期集中支援チームによる活動も平成28年1月から稼働する予定でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） わかりました。

総合的な、今回はオレンジプランの中でいろんな、新オレンジプランの中で総合的な医療体制とともに住居であるとか地域の方々とのコミュニケーションであるとかそういうふうな総合的な認知症対策も含まれております。

今、おっしゃいました中で、認知症、ことしになってからも1回質問をさせていただいているんですが、現在、流動的なことにもなっております。現在の27年度の高齢者、65歳の高齢者が何人おられてその中の介護認定者が何人でその中の介護認定をされている方が何人ということで、その点を教えていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 11月末現在でございますけれども、65歳以上の高齢者数は6,543人、介護認定者数でございますけれども1,060人でございます。その認定者数のうち介護として認定された方ですけれども、416人でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） わかりました。

その中で認知症の方々が何%ぐらいいらっしゃる。前に質問の中では認定調査を受けた1,060人の高齢者で65歳以上で6,543人、認定者数が1,060人、その中で認知と思われる、今、状況の方が416人でよろしいんですかね。そうなりますと大体率として39.2%ということで計算がなるわけですが、結構高い数字になるんですけれども、この状況について町としてはどのように受けておられますか。受けとめておられますか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今のところ、調査員が調査した人数でございますので、潜在的に隠れた認知症の方もおられるかなとは感じておりますけれども、地域で進めてまいりますのは、次になるんですけど、サポーターの育成ということで、地域で見守りましょうという講座を今年度も行っております。手話クラブとか友愛チームJ A、銀行関係などいろんな講座を開催しております。今後も地域でそういう方を見かけられたらお声かけをお願いしたいというような育成、地域で普及活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） これからますますこのような方々がふえてくるということはあれなんですけれども、言い方がおかしいんですけども、町の中でそのような方々を見かけることが多くなると思います。その点についても前に質問したときには、認知症サポーター、サポーターキャラバン隊といいますけれども、そのようなことで、答弁の中にも今ありましたように、銀行、地域、各種団体の方々、いろんな方々に参加をしていただきまして、全国でも展開をされております。平成26年度までは400万人それから平成29年度で600万人ということで誕生しているんですけども、最終的には800万人まで目標が定められて、定められてというか引き上げられております。平成26年度、去年の12月末までは508万人、それから奈良県では4万1,114人ということでサポーターが養成されております。

上牧町においてもなお進めていっていただきたいということをお話しさせていただいたんですけども、今後もサポーターさん、やはり高齢者の方々、認知の方々の理解をしていただく。その中でどのような対応がまた大事であるか、地域の中で見守り活動をする中ではただ見守るだけでなくそのような知識とまた経験をしっかりと学んでいただいて、このようなサポーターさんの育成をしていただきたいと思いますので、今後、上牧町の目標といいますか、取り組みについての考え方、今後どのように進めていくということでしたけれども、目標等は定めておられるのか、そのあたりをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今後につきましても、28年度におきましてこのような養成講座、各地域、各企業で進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） いろんな方々の理解ということで教育との連携ということもそのときにお話をさせていただいておりました。今後もそのような取り組みをしてみんなで高齢者の方々をしっかりと安全に危険から守っていくということで取り組みをしていただきたいと思っております。これで結構です。ありがとうございました。

それから、次なんですけども、介護保険、カフェの取り組み、サロンですね。皆さんが集ってこられる場所の設置をどのように今後進めていくのか、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 認知症カフェという名称では今実存しませんけれども、各任意でサロン活動を行っていただいているところです。サロン活動をしていただいている団体様に対しまして若干でございますけれども27年10月から少し補助金を出させていただいているところです。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） それは公民館とか地域ごとにやっていくということで、手を上げてやっていくということになりますか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今、地域ではばらつきがございますけれども、町の公共施設等を利用されている団体もございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） ちょっと時間構成があれでして申しわけないですが、最後、4、5と続けて、この影響とそれからサービスの利用について保険の滞納者の現状ということでよろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 利用者の負担軽減制度、補足給付の影響等についてでございますけれども、低所得の方が施設利用が困難とならないように申請により食費と居住費の一定額以上は保険給付される制度でございますけれども、所得に応じた負担限度額までを支払い残りの基準費用額との差額分を介護保険から給付されている制度でございます。

平成27年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成27年12月15日（火）午前9時開議

第 1 一般質問について

8番 服部 公英

7番 康村 昌史

1番 長岡 照美

2番 竹之内 剛

11番 東 充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
まちづくり推進課長	杉浦俊行	住宅土地管理課長	山本敏光
福祉課長	濱田寛	生き活き対策課長	高田健一
教育総務課長	中川恵友	社会教育課長	塩野哲也

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 脇屋良雄 書記 山下純司

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇服部公英

○議長（吉中隆昭） それでは、8番、服部議員の発言を許します。

8番、服部議員。

（8番 服部公英 登壇）

○8番（服部公英） おはようございます。8番、服部公英です。

質問通告書の前に、誤字脱字の訂正をお願いいたします。私も「10番、服部公英」と書いてしまいました。申しわけございません。2ページ目の財政計画についての質問項目の下から2行目、「自治連合会から街灯のLED化についての要望が出ていましたが」というつもりで書いているのが「いな」、「ま」と「な」が間違っていました。これを訂正して、お願いい

たします。

それでは、一般質問通告書に従い質問させていただきます。私の質問内容は、大きな項目で5項目からなっております。

まず1つ目、ごみ問題について。平成24年度に私が一般質問した内容からです。焼却場の修理改修費が直近10年間で6億9,384万4,000円になっています。平成22年度を基準に算出しますと、可燃ごみ1トン当たり5万1,800円の経費を処理費用としているとありますが、1年間でごみの処理に幾ら使われているのかと質問しましたが、今回は28年度で焼却を中止して民間に委託すると、1トン当たり幾らの経費がかかるのか。住民のごみ処理負担がふえる見込みか減額できるのかを聞かせてください。今後のごみ処理をどういうふうに進めていくのか説明してください。地場産業であるヘップサンダルの特定制のごみの持ち込みはどのようになるのか聞かせてください。

大きな項目の2番目、医療政策について。消防署の広域化による救急搬送について、これまでのように早く来てもらえない、また、来ても病院に担当医がいない場合は受け入れされないと聞きました。実際のところはどうなっているのか、町民が安心して暮らせる体制を整えているのか聞かせてください。

大きな項目の3番目、福祉政策について。ひとり暮らしの方や認知症患者のおられる方など、生活弱者の対応をどのように考えているのか聞かせてください。現在の高齢者数は何人か。後期高齢者は何人おられて、介護認定を持っている方は何人で、介護保険を利用されている方は何人か。利用者の方からの希望や苦情のアンケート調査などをされたことがありますか。また、介護保険を利用して高齢者の生活環境のサポートをする制度を聞かせてください。きのうの富木議員と重なっている部分の答弁は結構です。子ども・子育て支援事業でどのように変化したのか、支援法を施行する前後のメリット、デメリットを説明してください。

大きな項目4つ目、財政計画について。平成27年度決算でも聞きましたが、中長期財政計画にもなかった事業が幾つか出てきていますが、今後の財政計画について説明してください。次、公社解散後の経過はどのようになっているのか、返済状況を聞かせてください。次、ペガサスホールを再開してから利用状況を聞かせてください。自治連合会からの街灯のLED化についての要望が出ていましたが、町としての考えを聞かせてください。

大きな項目の最後、5つ目、防災計画について。上牧町地震ハザードマップに掲載の避難所収容施設についての耐震強度は確認しているのか、1から35の施設について聞かせてください。災害時の要支援者を各地域で把握しておくことが大切になっています。ことしから自

治会に要支援者のいる家庭を聞かせてほしいと協力依頼がありましたが、町としては情報を持っているのか聞かせてください。

以上が私の質問項目です。

再質問につきましては質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、1番目の質問からお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 回答させていただきます。

平成28年度、可燃ごみが民間委託になりますと、1トン当たりの経費は、議員おっしゃる5万1,800円から5万9,000円程度になると想定しております。ただし、平成28年度4月から1年分を委託したという換算の想定でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 民間委託するというのは、民間業者は私が理解している限り、三重の中央開発、天理市の新しくするごみ処理施設の稼働可能なまでそこに出すという考え方で間違いないでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 委託先につきましては、入札をすることを考えておりますので、現在のところは未定ということでございます。天理市と広域で行う年にそこで終わるかというご質問だと思いますけれども、それはそのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 入札であって、以前説明のあった三重中央開発に持ち込むという話は、入札ということになるんですか。それはお願いするのはここしかないという形で私は理解していたんですけども、どこか間違えていますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 最終的にはそのようになろうかということは考えておりますけれども、初年度におきましては入札を行いたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） すみません。そしたら、私の質問で1トン当たり幾らになるかというのも答弁できないということですね。金額を算定できないということですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 理論的にはそうなりますけども、斑鳩町さんが既に委託をされております。既に単価も出ております。それを例にとって算出をしたということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） ありがとうございます。そしたら、答弁いただいた金額ぐらいということで、同じ程度で若干ふえる程度でおさまるといような理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 私は現在まで常々ポイントでお答えさせていただきましたが、当課の塵芥処理費の部分で3億円の経常経費がございます。それが1億円程度、民間委託することによってふえるということがございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 文教厚生委員会の中でも聞かせていただいたんですけども、天理市の計画されている10市町村でする広域化の焼却場の説明でいただいた資料なんですけれども、ここに焼却能力が340トン、総事業費160億円という形で記載されていて、町の方から説明していただいた焼却能力340トン、これは文教厚生委員会の中でも伺ったんですけども、総事業費160億円、本当に単純に計算して、10市町村で負担割合すると16億円ぐらいが1つの町の負担額になるという理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 単純に割っていただきますと、そうなります。上牧町におきましては、現在のところ約7.5%程度の割合になると考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、160億円掛ける7.5%ぐらいの上牧町の負担金ということで、そういう額という理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） それで結構です。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、もう1つ。この運転開始が平成35年開始というふうに書かれていますので、中継施設を使って民間業者に委託する事業をあと8年間した後、天理市が焼却場を運行できるようになれば、中継施設は必要なくなるんですか。そのままずっと同じような状況で中継施設を使うというふうに考えていいんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） それは町長が、全協、懇談会やったか忘れましたが、天理市と交渉するということが今現在なっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 全協で聞いたときに、大型車両で持ち込めるのか小型車両で持ち込めるのかというのを相談するという話で聞いたように思うんですけども、ここに書いてある、天理市の場合は渋滞を、搬入台数を減らすために大型車に積みかえて搬入しますという形ではっきりと明記しているので、相談されると聞いたんですけども、上牧町の中継施設について微妙なところですけども、7年、8年後に使わなくて済む状態になるのか、そのままの状態を使うのかというのを聞きたいと思って。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 服部議員が今おっしゃった資料というのは、天理市さんが地元説明会でご使用になって、広報に折り込むという内容の写しでございます。今申し上げましたように、天理市が地元で説明するとき、このようにしたい、あるいは地元が台数が多くなるのでそのようにしてくださいと、今現在交渉中の部分でございます。協議中の部分でございますので、そのような部分を踏まえて、町長も天理市と協議するというご回答させていただきました。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。この部分についてはこれで終わります。

次に、地場産業であるハップサンダルの特定ごみ、この部分についてはどのように。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 大分飛んだように思いますねんけど、よろしいか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） すみません。先に教えてください。私、ちょっとしゃべっている間に飛ばしたのが全部抜けましたんで。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） まず、住民の方いわゆる増減があるかという内容でございますけれども、ごみ袋等の値上げ等は考えておりませんので、なおかつ分別と収集、その変更も当面考えておりませんので、変更の予定はございません。影響はございません。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

- 8 番（服部公英） 次の答弁、続いてお願いします。
- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（田中雅英） 今後のごみ処理というところでございますけれども、先ほど天理市の部分でお答えさせてもらったかなというふうに思っておりますので、議員がおっしゃいましたハップサンダルの部分のご質問をお願いします。
- 議長（吉中隆昭） 服部議員。
- 8 番（服部公英） 現在、地場産業のごみは、今、上中にある現在の焼却場に持ち込ませていただいているんですけれども、その分の持ち込みの方法というのは変わらないんですか。8年間というか、天理市に委託するようになって。
- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（田中雅英） 天理市に委託するようになったという内容の……。地場産業、ハップサンダルの今ご質問の部分で、この記載されている部分で天理市という記載がなかったもので、私は中継所ができたらどうなるのかなという意味にとったので、その答弁なら用意しておったのですが。
- 8 番（服部公英） その答弁で結構です。
- 都市環境部理事（田中雅英） いわゆる中継所に場所が変わるだけで、方法、金額等は一切変更はございません。
- 議長（吉中隆昭） 服部議員。
- 8 番（服部公英） そのつもりでこれを書いていたんですけども、再質問で天理の場合はどうなるのかというのもちょっとつけ足したので、わかる範囲で結構なので、そのときはどのようになりますか。
- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（田中雅英） 先ほど中継所がどうなるのかという内容に入ってきますので、中継所により、先ほど答弁させてもらったとおり、中継所が継続して使えるような状態、あるいは必要がなくなったら天理市に運ぶという形になります。直接住民の方に運んでもらうということとはございません。
- 議長（吉中隆昭） 服部議員。
- 8 番（服部公英） わかりました。1つ目の項目はこれで終わります。どうもありがとうございました。
- 議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） それでは、2点目の医療政策についてのご質問にお答えいたします。

平成28年1月20日から、西和消防管内の通信部門が奈良県広域消防組合の通信部門に一元化されます。その一元化されることによりまして、今後は本部で一元化されて受けられるような形になりまして、その後、本部から西和消防組合に通信指令が入り、それから緊急搬送されることとなります。そして、通信部門が一元化されることによりまして、直近の消防署、上牧町で申しますと、場所によっては香芝、広陵消防署から出動するケースも今後できるという形に聞いております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 最初聞き漏らしたんですけれども、私、もう今始まっているように思っているんですけども、今現在は西和消防か南分署からしか来ていないということですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） はい。現在、通信の一元化という形を随時取り組んでやられているわけですが、上牧町の場合は、今聞いておりますのは1月20日から一元化の方に移行すると。それまで今、議員が申されましたように、今は従来どおりの形で運行されているということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） そしたら、もう遅くなっているような話をよく聞くんですよ。なかなか来てもらえないとかね。これまでみたいにすぐ来てもらえないとか、来てもらっても、住民の方はシステムを理解しておられないので、病院の行き先が決まらなくて動いてくれないのでなかなか進んでもらえないという苦情を聞くんですけれども、その辺、システムがどういう形で救急車が最近来るのが遅いのかと、来てても病院の搬送先が決まらなくて車を出してもらえないというところの理由が住民の方にはなかなかわからないと思うので、その辺がわかっていたら教えてもらいたいというのと、住民の方の苦情の中に、救急隊の蘇生技術が、たまたまなのかもわかりませんが、悪いと。悪いというか、自分のところの看護師さんの方がちゃんとできて、できない方もいるというような話を聞いたので、もう広域化が始まって、救急隊の方もいろいろな方が来るのかなというふうに思っていたんですけれども、広域化が始まっていないのでしたら、同じように今までの西和消防が来ているのにそういう形で遅くなったり、どういう形でこういうふうになっているのかというのは、わかっていたら聞かせてほしいんですけど。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 一般質問の通告を受けまして、西和消防組合の方に一応問い合わせをしております。やり方としては、先ほど申しました一元化の部分以外については従来どおりにしているということでございます。この通告書でございますように、そういうふうな例と申しますか、という形で問い合わせをいたしました。多分という言い方ですが、救急車が要請を受けて出ておると。そのときに次の手配でおくれたというところが、ひょっとするとそういうケースもあると。

もう1つ、救急車の中で病状に応じて搬送先の病院等々の連絡等をしているわけですが、その部分についてもなかなか時間帯、それから日によって手配の方がやはり病院の状況等でおくれることもあったので、そういうふうな形の場合に遭遇されたのではないかなということをお聞きしております。

それと、最後の方の部分でございますが、今、議員、いろいろと住民さんの意見を申しただきました。その部分につきましては、私の方から西和消防組合の方にこういうふうな形で一般質問がございましたと、住民の安心、安全というふうな観点からも、ぜひこれから努力と申しますか、迅速な処置をしていただけるようお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。私の家族もお世話になったとき、本当にありがたい、救急隊員の方が一生懸命蘇生していただいて、本当に感謝の気持ちでいっぱいときもあります。そういうこともありますけども、またそうでない場合もあったということで、最近のことがちょっと変わったのかなと思って質問させていただきましたので、それでは、この北葛地域の病院の体制が緊急搬送体制の不備につながっているとか、そういうことはないんですね。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） はい、そういうことではございません。県におかれましては、今までの部分を検証されて、平成21年から25年までの5カ年計画という形で、この西和地域、南部、それから北部というふうな形で取り組んでおられます。より一層取り組むこととして現在も改善をされておりますので、こちらの方もそういうふうな形で、また要望と申しますか、引き続きお願いをしていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。ありがとうございます。それでは、この項目の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） この項目についての回答、きのうの質問者の方で聞かせてもらった部分は結構なので、抜けている部分だけお願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ひとり暮らしの方や認知症患者のおられる生活弱者の対応ということでございますけれども、まず、人数を申し上げます。平成27年11月末現在で、高齢者数6,543人、そのうち後期高齢者は2,685人、介護認定を持っておられる方は1,060人でございます。また、実際のサービスを利用している方は847人でございます。

○8番（服部公英） 次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 利用者へのアンケート調査は実施したことはございませんけれども、常に希望や苦情は担当のケアマネが直接伺っております。また、苦情に関しましては、特に介護保険係の担当の方に寄せられることがございますけれども、その都度相談、また、自宅に訪問などを行いまして、諸事情の解決をしております。

介護保険のサービスを利用していない方につきましては、今現在、多様な介護予防の教室、脳の健康教室であったり、お口の教室、げんき教室等々、また、各種講演会を実施しているところです。ほかにまた、配食見守り支援事業、緊急通報見守り支援事業も行っております。独居や高齢者世帯の方には民生委員によります見守り訪問も実施いたしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 一番最初に書いている、認知症のおられる方などの生活弱者への対応というのはどのようにされているというのは、民生委員さんの部分だけですか。ほかにはないんですか。どのように考えているのかと。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 先日も申し上げましたけれども、認知症の相談日を開催いたしております。来年度からでございますけれども、1月から認知症初期集中支援チーム、医師、保健師、介護福祉士、精神福祉士等によります活動も稼働する予定でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 担当の方がおられるんですけれども、苦情というのは例えばどんな苦情がありますか。

- 議長（吉中隆昭） 生き活き対策課長。
- 生き活き対策課長（高田健一） 服部議員、認知症に関してですか。それ以外に。
- 8番（服部公英） それ以外、介護保険とか。
- 生き活き対策課長（高田健一） 今は認知症介護の方が、要支援の1だとか、そういうふうな関係がある方が一応相談とかで窓口でよく来られます。
- 議長（吉中隆昭） 服部議員。
- 8番（服部公英） そういう苦情だけで、本当に困っている方の苦情とか、そういうのはないんですか。
- 議長（吉中隆昭） 生き活き対策課長。
- 生き活き対策課長（高田健一） 高齢関係、いろいろな方が来られていろんな相談があります。特に介護関係でどうしても在宅での生活が苦しい方が多いですので、介護に関する相談が多いです。
- 議長（吉中隆昭） 服部議員。
- 8番（服部公英） もし来られたら、親身に対応していただくようお願いしておきます。
- 議長（吉中隆昭） 生き活き対策課長。
- 生き活き対策課長（高田健一） うち、担当職員がいますねんけど、親身になって、その方に関する相談は十分に説明していると思います。
- 議長（吉中隆昭） 服部議員。
- 8番（服部公英） ありがとうございます。
- それでは、次の質問をお願いいたします。子ども・子育て支援ですね。
- 議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（藤岡季永子） 子ども・子育て支援新制度をスタートしてまいりました。その中でメリットと申しますけれども、子育て支援の事業の中で保育所職員の経験年数、キャリアアップの取り組み、その取り組みに応じた処遇改善、それによりまして保育の質の向上、充実が図られております。また、地域の実情に応じました子ども・子育て支援でありますところの学童保育事業の高学年までの受け入れ対象の拡充、また病児保育の実施、保育の優先利用などによりまして子育て支援の充実などが主なメリットでございます。
- 議長（吉中隆昭） 服部議員。
- 8番（服部公英） この新制度についての説明書をもって、4月からスタートするということで、現在今12月ですので、いろんなものがスタートされていると思うんですけども、

実際これまでになくスタートした事業というのはありますか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） これまでに行っていなかった新規事業といたしまして、学童保育の高学年の利用、保育の優先利用ということでございますけれども、規則の方でうたっております。まず、優先ということで、ひとり親家庭、次に虐待、DVのおそれがある場合の子ども様、育児休業明けの方、多子世帯、第3子以降の子どもがいる世帯という保護者の方が相談に見えましたら、優先的に利用できるというものでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 今答弁されたのは役場の理解で、住民の方に周知徹底はされて、利用者はいっていったんですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） もちろん周知徹底につきましては、広報、それから育児休業で継続されている母親、保護者の方につきましては、個別に通知等を行っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 先ほど質問したので、下で言いましたけども、利用者はあったのかどうかという確認ですね。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ひとり親家庭の方、育児休業明けの方は利用されております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 上牧町は今、幼稚園と保育所が1園ずつあるんですけれども、ここに書いている認定こども園、幼稚園と保育所が一緒になっている形の施設に進もうというような考えは、どのように考えておられますか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ただいまのところ、いろいろ子育て支援計画の中でアンケート調査もっております。その中で要望等がほとんどなかった状態でございます。今後の状況を見ながら計画は立てていかなければならないと思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。聞いておきます。

それでは、ここの項目の質問は終わりですね。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） それでは、大きな項目の財政計画についてのまず1つ目の今後の財政計画についてというところでご説明申し上げます。

まず最初に、今現在、本年度の中長期財政計画等についてご説明いたします。本年度の中長期財政計画につきましては、6月ごろから各課にデータ要請をいたしまして、7月にはヒアリング、8月に各課の内容を聞いた上で再度データの作成をお願いしまして、今その取りまとめを行っております。来年1月には完成し、議会の方々に対しまして説明、お示しできるような形で現在進めているというところでございます。

それと、中長期財政計画に去年あったのになかった部分もあるというところでございます。この部分につきましては、中長期財政計画は毎年見直しを考えております。作成時における考えられる施策を網羅するように計上しておりますが、ただ、議会にお示しするに当たりまして、金額、それから概要等も明確でないというところは備考なり言葉で、その部分については今回の財政計画には網羅されていませんというところをお示ししたいなと思っております。

それと、本年度、それから来年度以降も行うわけでございますが、今の現在の部分につきましては、来年度、今、町が取り組んでおります地域総合計画については、本来、今検討中でございますので、本年度の中長期財政計画には反映できないものと。それと、来年度以降につきましては、当然、町の総合計画、今度は2年かけまして策定します総合計画がございます。その政策経費につきましても、その次の中長期財政計画には反映できるかなという形で毎年度決算とともにローリングを行いまして、また、議会の方にもお示しさせていただきましてご説明をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 先ほどの質問の中にもあったんですけども、天理市とのごみの計画の負担金とかの金額、この部分についての予算というのは、どの部分の総合計画とか、今おっしゃっていたどの部分に入ってきて計算されるんですか。その計算の仕方というか、町の財政の計画をわかっている範囲で結構なので教えてください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 現在、中長期の中に反映できるといたしますと、先ほどから議員がご質問されております民間への委託、その部分に係る費用がどれぐらいなのかというところは、中長期財政計画の中で予定額として反映できるものと考えております。ただ、今申されました天理市等々の部分でございます。この部分につきましては、これから一部事務組合等

の議決をいただきまして、それから協議に入るわけでございます。そのときの、まずもって調査費等の経費が発生するわけでございますが、今後、負担割合等々も決まっておりますので、ある程度議会にお示しできる数字が確定と申しますか、概算が出た段階でその年の中期長期財政計画に反映させていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。ごめんなさいね、先走っていますけども。ちょっと金額が大きいので、どのようになるのかなという形で心配していましたので。

それでは、次の質問をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 続きまして、公社解散後の経過はどのようになっているのか、返済状況をお聞かせくださいということでございます。

平成25年度に借入れを行いました第三セクター等改革推進債の状況につきましては、26年度決算成果で状況については若干お示しをさせていただいたところでございます。その部分についても、ご指摘、提案をいただきましたので、来年度はもう少し加えた形でご報告させていただきたいと、このように思っております。定期償還の元金につきましては当初、1億6,800万円、利子につきましては初年度、3,647万5,929円となっております。そのうちお示しもさせていただきましたが、土地1筆の売却及び公社からの出資金等の返還等、合計額2,795万4,000円を財源とした繰り上げ償還を行っております。そのことから、26年度末の残金につきましては40億404万6,000円となっている状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。決算のときに聞いた額と変わっていないですね。

それでは、経過はどのようになっているのかという中の金額と違う部分で、最近、北上牧地区内で解体工事がされて、今まで建っていた部分の除却がされました。その部分についての対応を説明していただけますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、服部議員がご質問の除却された部分の対応というところでございますが、それにつきましては、除却された後、事業用地であるとか、そのほかの有効利用をできるように今後推し進めてまいりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） この部分の質問については、公社解散後の経過部分に入って質問しても

いい部分ですよね、議長。違うかな。

○議長（吉中隆昭） 結構です。

○8番（服部公英） その除却費用というのは、町で払ったんでしょうか。解体費用。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今おっしゃっていただいている部分といいますのは、町の方で一応解体云々とさせていただいている部分でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） その費用は町の費用。単費。どういった部分から出てきているんですか。もう引き継いでいるので、以前の個人に支払わなければいけない金額というのも引き継いだという考え方で町が支払っているんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されたところでございます。町の方は、公社と申しますか、小集落地区改良事業で行われたと。その部分についても今精査して、南の方で小規模の事業をさせていただいております。今申されている部分につきましては、その部分で小集落の事業の中で仮にそこへ移っていただいて、それから転出先と申しますか、店舗等が自力でされる部分について、これ、予算も組まさせていただきます、補償費等々、そのとおりで消費させていただいたわけでございますが、その部分として移られましたので、町は有効利用を図るといふ形から、町の費用でその部分を解体し更地にいたしまして、有効利用を図るといふところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。聞いておきます。

それでは、次のペガサスホール再開の利用状況というのは、きのう辻議員からありましたので、自治連合会から。これも自治連合会の部分についてはきのう牧浦議員から質問があったんですけども、資料を見ながらもう一度確認したい部分がありますので、このまま引き続き質問させてもらいます。自治連合会から街灯のLED化についてという要望書は町の方で持っていただいていると思いますので、この自治連合会が掲載した資料から。この資料を持っていただいていますかね。僕がちょっとだけ読ませていただきますでしょうか。

電気料金の削減案という形で書かれた部分になるんですけども、全ての街灯をLEDに変えた場合、1カ月当たり39万8,000円から51万6,000円が電力削減として見込まれると思われまます。年間にすると、477万6,000円から673万2,000円です。平均して5年間、575万4,000円

の電力削減が見込まれます。ずっと飛ばしますけれども、LED街灯の定価が100個取りかえたときに約半額になっていることから、町の施策で大量に取りかえていただいた方が、自治会で1個ずつ買いかえるより金額が安くなります。今回の算定では100個単位で計算していますが、500個、1,000個とさらに大量の取りかえ契約をしていただけると、金額が安くなることが見込まれ、償却期間が短縮できると考えますという部分と、いろいろ書いて提出しているんですけども、この資料については読んで理解していただいていますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申された要望書につきましては、27年10月28日に自治連合会の会長様から町の方に要望を提出されております。その資料も持っております。ただ、その資料についてでございますが、若干、私たちが積算した部分とは異なるところがございます。と申しますのは、まず1点目でございます。上牧町の概算個数という形で2,543という数字が入っておると思われませんが、その中で単価と申しますか、費用が一番かかるというところ、議員が今お手持ちでございましたら、60ワットを超えて100ワットまでという形で、非常に高額なところが748というふうになっております。この部分につきましては、町の所有しております道路の防犯灯ではなしに街灯部分があると。なおかつその部分については、公園につけております水銀灯等がございます。この部分について、大きな費用がかかっておるというところでございます。その部分を省きまして、防犯というところで削減額等も町は試算をしております。その部分につきましては、全個を取りかえた場合については約298万円、300万円程度の部分が削減になるんじゃないかなと。それが町の電気代で換算いたしますと、約11年間でその部分に該当するのではないかなという形の試算はさせていただいております。

それともう1点、固めてやりますと安くなるというところの考え方でございますが、確かにおっしゃるように、1個、2個取りかえるよりは多数含めた方が安くなるとは考えますが、ただ、器具等々によりまして、各自治会さんの所有されているというんですか、つけていただいている部分につきましては若干異なる部分もございます。それと、個々の部分を勘案してやっぱりやらなければならないというところと、それから、各自治会さんでお考えになっている、やはりこういうふうな施策、それからもっとほかの自治会でお考えになっているところの費用投資もございます。そのことから、町といたしましては自治会さん単位でお任せをいたしまして、その部分についてLED電球に交換される趣旨等、地球温暖化の部分、それから安全対策、そういうのも加味しまして、補助と申しますか、それをさせていただきたいという形で、今、要項等、おおむねまとめたというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） きのう牧浦議員の答弁で補助していただける方向だというのは聞かせていただいて、よかったなと思っているんですけども、きょう改めてまたしているのは、補助額が少しでも上がればいいなと思って、できるだけよろしく願いいたします。

それでは、次お願いします。防災計画の方に移りますので、もし今の部分でまだ答弁があるようでしたら。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 続きまして、防災計画についてのご質問でございます。避難収容施設として指定しております小・中学校の体育館は、既に耐震診断と補強は完了しております。その他の施設につきましては、建築年数により耐震性の診断を行っております。基準といたしましては、昭和56年5月31日以降が耐震をクリアしているというところで、昭和56年以前の建物は幾つあるのかというところがございますが、この部分については13カ所ございます。28年度に予定しております公共施設総合管理計画の作成に当たりまして、きのうもご質問の中でお答えいたしました、公民館、集会所と施設の位置づけ、それからここに今ご質問いただいております防災施設としての位置づけ、その部分も今度の課題として整理をしていきたいなというふうには思っております。

それで、先ほど申しました13カ所の施設がございますが、その部分については、まず1つ目は米山台老人憩の家でございます。続きまして、三軒屋公民館、五軒屋老人憩の家、南上牧公民館、上牧町立文化館、服部老人憩の家、梅ヶ丘老人憩の家、片岡台1丁目公民館、片岡台2丁目公民館、片岡台老人憩の家、上牧第2町民体育館、新町老人憩の家、新町第1公民館等となっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） もし優先順位をつけて一番危険だなというか、古い、修理をしていこうと思われるのはどの部分になりますか。3カ所で結構なので、一番。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 先ほどもお答えいたしましたように、施設についてはたくさんございます。その中で公共施設総合管理計画の中でまず優先順位を決めていきたいと。なおかつ、優先順位もそうなのでございますが、どういうふうな形で整備を進めていくのかというところも十分検討いたしまして、また議会の方々にお知恵を拝借すると申しますか、意見をお聞きしまして、その後、素案をまとめてからやはり住民の方々にもご意見をお聞きすると。こ

ういう形で進めていきたいと思っておりますので、今どれとどれとどれというところはなかなか申し上げにくいというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。きのうも答弁いただいたんですけども、地震には耐えない可能性はあるけれども、台風であるとかそういうほかの災害の部分については比較的安全であると。ここはそういう意味で避難場所の施設になっているという理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） そのとおりでございます。今、町といたしましては、その部分を今、議員がおっしゃっておりますように、いろいろなケースがございます。その部分の中で、そのケースでそこは避難所とできるのか、こういうケースでは避難所じゃないと、総合的にはなっておりますが、ケース・バイ・ケースと申しますか、いろいろな災害を想定した避難施設というふうにまた整理もさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 時間がなくなりましたので、最後に質問している部分を聞かせてもらいたいのと、あと、これは全戸配布ですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） はい。全戸に配布させていただいております。

○8番（服部公英） 最後の部分、お願いします。最後、要支援者を把握しているのかね。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 最後のご質問でございます。この部分につきましては、災害時における要援護者等を整理するものでございまして、ご質問のように、各自治会にご協力をお願いしているところでございます。この部分につきましては、今現在のところ手挙げ方式と申しますか、個人情報もでございます。その中でリストを整理いたしまして、日ごろから自治会、また自主防災さん等々の協力をいただいて、見守りと申しますか、そういうようなことをやっていきたいと。また、災害時には消防当局等にもそのデータをお配りして、要支援者の速やかな支援に回りたいという形で現在整理しているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。現在整理中ということで理解しておきます。

どうもありがとうございました。私の一般質問を終わります。

○議長（吉中隆昭） 以上で、8番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時10分。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇康村昌史

○議長（吉中隆昭） 次に、7番、康村議員の発言を許します。

7番、康村議員。

（7番 康村昌史 登壇）

○7番（康村昌史） 7番、自由民主党、康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

一般質問に入る前に、少しお話ししたいことがございます。平成27年10月3日土曜日、奈良県社会福祉総合センターで奈良県知事荒井さんが県政報告を行われましたが、そのとき配付された資料についてお話ししたいと思います。

まず、1点目の資料の標題として、奈良県ではこれから高齢者人口が急増する。副題で、奈良県の人口は全国と同様、減少局面となり、一方、高齢者人口は2025年にかけて増加し、その後、横ばいになる。この統計によりますと、2015年の奈良県人口約137万人、高齢化率28%、65歳から74歳未満の人口は約21万人、75歳以上の人口は18万3,000人。2025年には奈良県人口は約128万人、高齢化率約32.5%、65歳から74歳未満の人口は約16万3,000人、75歳以上は25万3,000人となっております。

2つ目の資料ですが、標題として、奈良県では今後全国より早いスピードで高齢化が進む。全国平均を下回るのは香芝市、葛城市となる見込み。また、広陵町は全国平均と同程度。その他の市町は全国平均を上回る見込みであると。上牧町は2015年、高齢化率約28%、2025年、上牧町の高齢化率は約34%と推測されております。

次に、3つ目の資料ですが、広陵町は今後徐々に人口の減少が進むが、田原本町、王寺町、上牧町、河合町、川西町、三宅町では既に人口減少に転じており、今後も減少する見込みである。2015年、上牧町の人口は約2万3,000人、2025年には約2万人の人口と推測されております。

次に、最後の4つ目の資料でございます。標題として、25歳から29歳及び30歳から34歳未婚率の推移という標題でございます。奈良県の25歳から34歳の未婚率は、全国の推移に比べ男女とも急激に上昇している。奈良県の20代後半の未婚率の全国順位は、男性3位、女性1位であり、未婚化が顕著となっております。もう少し具体的に申しますと、あくまでも国勢調査の資料でございます。平成2年、25歳から29歳の未婚率としまして、奈良県の女性は平成2年のときは39%、平成22年の未婚率は全国1位の64.6%となっております。また、平成2年の奈良県男性の未婚率は62.1%、平成22年度には72.7%と、全国3位の数字でございます。

次に、30歳から34歳の未婚率の推移です。平成2年の奈良県女性の未婚率は11.2%、それが平成22年度には36.7%となっております。平成2年の奈良県男性の未婚率は26.1%、平成22年には46.3%となっております。日本では未婚の母、シングルマザーは欧米並みに受け入れられていない状況で、いかに結婚をしていただくかも大きな課題の1つだと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

私の一般質問は、2つからなっております。まちおこしについて、高齢者福祉について、この2点でございます。

まず、1点目のまちおこしについて。上牧町商工会について。1、上牧町商工会とは何かをお尋ねいたします。2点目に、上牧町商工会と上牧町の関係についてお尋ねいたします。3点目、上牧町商工会の上牧町での役割についてお尋ねいたします。4点目に、上牧町商工会を活用した小規模事業者への支援の拡充についてでございます。

2点目の高齢者福祉についてです。最近のマスコミ報道は、超高齢化社会と言い出していますが、数十年も前から予測できたことであります。超高齢化社会での2025年問題について質問いたします。1、地域包括ケアシステムでの上牧町独自の施策をどのように考えているのかをお尋ねいたします。2点目に、介護老人福祉施設・保健施設等の絶対数の不足は明らかであります。家族介護だけでは限界があり、町内の空き家等を利用したサロン、ミニデイサービス等の運営についてお尋ねいたします。

ここで、平成27年12月7日付の毎日新聞の一面に掲載された報道を参考のために読んでおきます。標題は、介護殺人加害者の半数は不眠であると。毎日新聞の調査44件のうち、一部

は鬱状態という副題でございます。それでは、内容を読んでいきます。

介護している自分の家族を殺害した介護殺人事件44件を毎日新聞が調べたところ、半数近い20件で加害者が昼夜を問わない苛酷な介護生活を強いられていたことがわかった。不眠で心身ともに疲れ果てた末に犯行に及んだと見られる。事件当時は鬱状態と診断された例も目立った。介護疲れによる殺人や心中は後を絶たないが、認知症や障害を抱えた家族を介護する人たちの厳しい現実が浮かび上がった。さらに、警察庁によると、介護・看病疲れによる殺人事件は、統計をとり始めた2007年から14年までの8年間に全国で371件発生した。年平均では46件となり、8日に1件のペースで起きている計算になる。殺人事件全体の約3%から6%を占める。ことしも11月までに40件起きている。ほかに自殺や無理心中で亡くなった人は、14年までの8年で2,272人。一方、介護保険制度に基づく要支援・要介護者は、厚生労働省の統計で全国に約615万人、自宅で介護されている人は約352万人に上る。2025年にはそれぞれ約830万人、約490万人に急増すると見込んでいる。

以上でございます。再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、私の1点目の質問、商工会とは何かについてですが、私なりに調べたことをまず読み上げます。

商工会の組織等に関する法律（昭和35年法律89号）によって設立される法人組織の非営利団体。商工会議所が主として都市部に設立される特殊法人であるのに対し、商工会は都市部以外の主として町村の地域に設立され、その地域の小規模事業者、従業員数20人以下が加入している。ここでいう特殊法人とは、公社、公団、事業団など、その事業が国家的あるいは公共的性格を持つために特別な法律により設置される法人です。国から独立した行政主体として国の行政機能の一部を代行することを任務としています。また、小規模事業者とは、常時使用する従業員数が20人以下、商業、サービス業では5人以下の商工業者であり、その圧倒的な割合のゆえに、小規模事業者対策は中小企業政策の中でも最重要課題の1つとなっております。そこで、上牧町の商工会について、理事者側はどのように考えているのかをお答え願います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、商工会とは何かというところで康村議員が説明いただきましたが、まさに商工会とはそのとおりであると認識しております。

次に、1点目の質問については、今、康村議員がお答えいただいた、まさにそのとおりであると認識しております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。

それでは、2点目の上牧町商工会と上牧町の関係についてですが、約20年ほど前、私の記憶なんですけれども、上牧町が300万円を上牧町商工会に補助ないし負担をしていたと思うんですが、そのあたりの説明と現状はどうなっているのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、康村議員がご質問の、商工会に対する補助金というところでございますが、これにつきましては、補助金につきましては、平成17年度まで町の方は商工会に対して補助金を交付させていただいていたというところでございます。ただ、一応、16年に補助金の交付をしていたものを、平成17年度に若干町財政の悪化の絡みがございます、減額と。それから、18年につきまして、町といたしまして、先ほども申しあげました町財政の関連から廃止をさせていただいた部分でございます。その廃止させていただいた見直しの基準と申しますのは、独自の団体運営が可能な団体については交付をしないというところの見直しに基づきまして、商工会への補助金を打ち切らせていただいたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。

それでは、3点目の上牧町商工会の上牧町での役割についてですが、商工会の役割は主に2点からなっていると思います。1つ目が経営改善普及事業と、2点目が地域総合振興事業です。この経営改善普及事業とは、小規模事業者の経営または技術の改善、発達を図るためのもので、国、都道府県の補助を受けて商工会の事業の中でも特に重要なものの1つであります。この事業には国が認定した経営指導員などが従事しており、秘密厳守、原則無料として、小規模事業者のよき相談相手として適切な助言、指導を行います。

2点目の地域総合振興事業とは、相互扶助、親睦や情報交換、福利厚生などの社会福祉活動、地域活動に対する調査研究となっています。そこで、上牧町紹介の役割について町当局の考えをお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 上牧町商工会の役割というところでございますが、これにつき

ましては、商工会法の第3条におきまして設置目的が明記されているところでございます。その内容は、その地域における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉増進に資する活動をするのが商工会であるというところを明記されております。その中に、具体的な活動範囲というところで10項目等が明記されておきまして、これにつきましては、康村議員が先ほど説明させていただいた部分になるかなというところと考えております。

それと、そういうふうな役割等の部分を兼ねまして、町としてどう考えているのかというところになりますと、上牧町商工会と上牧町の関係というところにも行き着くわけなんです。これにつきましては、まず、商工会と上牧町の関係については、上牧町経済を支える両輪でなければならないのかなというふうには感じております。これについて、商工会につきましては、地元の中企業の経営改善及び広域との連携の強化を図っていただき、町におきましては、今後も経済の振興を図っていく上において、国、それから県の経済状況の情報を共有できるように、商工会と連携をともにして情報共有をしていけたらなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。

それでは、4点目の上牧町商工会を活用した小規模事業者への支援の拡充についてですが、アピタができてから、片岡台地区ではスーパー万代が、服部台地区ではスーパー近商が撤退いたしました。地域の人々の日常生活品を買う核となるスーパーが撤退したため、この両地域では人通りが減り、その周辺の小規模事業者が苦戦を強いられております。スーパーに買い物に来る客を目当てにしている小規模事業者が多い中、店を畳みシャッター通りになることを非常に心配しております。今ならまだ小規模事業者も踏ん張れると私は考えております。

平成26年6月20日に小規模企業振興基本法及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律が成立いたしました。政府がいかにか小さな企業に光を当てているかがわかります。その法律のポイントの1つは、国とともに地方公共団体が小規模企業の振興の施策を策定し、実行していく責務を負ったことでもあります。

以上から、上牧町と上牧町商工会がもっと連携を組んでいただき、均衡ある上牧町のまちづくりを目指してほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、4点目の質問で、商工会を活用した小規模事業者への支援拡充というところでございますが、これにつきましては、商工会設置当初から今現在に至っ

では、まさしく町内のスーパーといいますか、大手流通の部分については大変変化をしているところだと認識しております。その中で一応、中小企業云々についての支援というところでございますが、現状におきまして、商工会では小規模事業者の経営の安定及び向上を図る上において、国や県の融資制度をあっせん紹介されているところでございます。今後、小規模事業者が利用できる新たな制度及び施策の情報等を留意し、情報共有できるようには努めてまいりたいというふうに考えております。それと、町の方におきましては、中小企業の経営安定を図るための資金融資を受けられる認定を行い、中小企業の支援を行っているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。本当に均衡ある上牧町まちづくりをお願いしたいので、できる限り、特に商工業者のことですので商工会と連携をとっていただいて、上牧町の発展に資するようお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、1点目の質問はこれで終わります。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、2点目の質問でございます。地域包括ケアシステムでの上牧町独自の施策をどのように考えているかを教えていただきたい。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 超高齢化社会、2025年問題に向けての地域包括ケアシステムということでございますけれども、上牧町では、要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができますよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供されるように地域ケアシステムを構築していきたいと、目指したいと思っております。その中で上牧町独自の施策でございますけれども、今まさに進めております生活支援サポーターの養成講座を来年度から予定しております。サポーターの養成を行いまして、有償のボランティアということで生活支援を進めてまいりたいと思っております。今年度でございますけれども、現在、介護予防事業といたしまして、若さを維持する体操教室の指導者の要請を行っております。その指導者の方に今後地域での体操教室を実施していただきたいと、現在準備を進めているところでございます。上牧町では、高齢者の健康寿命を延ばすというこ

とを中心に見据えてシステムを構築してまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、その地域包括ケアシステムの構築の中での互助の精神がござ
います。その中で、費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住
民の取り組みという問題についてはどのようにお考えですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 互助の件でございますけれども、有償ボランティアというこ
とで、ボランティア活動となりますけれども、少しの有償、報酬を受けてもらって活動をし
ていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。

それでは、2点目の質問に入っていきます。自治会、ボランティアの人たちがサロン、デ
イサービス、お泊まりデイを運営する場合、どうしても場所の確保が問題であり、利用者の
尊厳の保持のためにも、機能的なお風呂、個室を用意しなければならないなど、空き家を利用
する場合でも改修費の負担が問題でございます。そういった場合の町の対応はどのように
お考えかをお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今現在でございますけれども、介護老人福祉施設・保健施設
等は、町内でグループホームを含めてでございますけれども1,100床弱でございます。今の状態
では足りている。深刻な問題は起こっておらないと思っております。今後ですけれども、サ
ロン活動、ミニデイサービスでございますけれども、今、町内でサロン活動を行っておられ
ます団体は12団体ございます、任意でございますけれど。その団体の代表の方から申請をい
ただきましたら助成をさせていただいているところでございますけれども、今後、空き家を
利用するというところでございますけれども、上牧町では今後、空き家の調査、それと計画等
を策定される予定でありますけれども、それを見据えながら今後考えていきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） 先ほど奈良県の資料を公表しましたけれども、今現在は足りていると。
しかしながら、私が問題にしていますのは2025年問題です。必ず足らなくなる。悲惨な介護
殺人が起こって当たり前なので、できるだけ地域で見るという支え合いの精神は私はそれで
いいと思うんですけれども、そのためのどうしても場所の提供、それと費用負担、その辺

もぜひとも考えていただきたいと今そのように思っておりますが、その辺についていかがですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今は現状はそういうとおりでございますけれども、今後、2025年に向かっていきますといろんな問題が出てこようかと思っております。空き家等も活用いたしまして、家族様のご負担を軽減できるように考えてまいりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） ありがとうございます。これで私の一般質問は終わります。

○議長（吉中隆昭） 以上で、7番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時50分。

休憩 午前10時39分

休憩 午前10時50分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇長岡照美

○議長（吉中隆昭） 次に、1番、長岡議員の発言を許します。

1番、長岡議員。

（1番 長岡照美 登壇）

○1番（長岡照美） 1番、公明党、長岡照美でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

1、ひきこもり対策について。2、健康と受動喫煙防止対策についてでございます。質問項目は2項目でございます。

初めに、ひきこもり対策についてでございます。ひきこもりが社会問題として取り上げられるようになってから、十数年になります。2010年に内閣府が行った推計では、15歳から39歳のひきこもりの方は全国で70万人と推計しております。ニートと呼ばれる人は35歳から39

歳までの人がふえる傾向です。ひきこもりも幾つかの段階がありますが、自室からほとんど出ない人は約4万7,000人、自室から出るが家から出ない人は約3万5,000人、近所のコンビニには出かける人は約15万3,000人、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する準ひきこもりといわれる方は46万人であります。

県は、県内の15歳以上また35歳未満の若者のうち、6カ月以上家庭にとどまり続けているいわゆるひきこもり状態の割合は、平成21年度に約4,600人と推計しました。現役世代の不就労者、ひきこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく高齢家庭の負担となっております。地域で就労できずに引きこもっている実態を把握し、地域で取り組むひきこもり支援についてお伺いいたします。

大きく1つ目は、本町のひきこもりといわれる方々の現状と課題についてお伺いいたします。①実態調査等など、ひきこもりと考えられる人数の把握についてお伺いいたします。②不登校対策についてでございます。③ひきこもり対策について。④ひきこもりの社会復帰支援について。

大きく(2)、ひきこもり支援を町としてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

次に、健康対策と受動喫煙の防止対策についてでございます。厚生労働省は、年内に策定するがん対策加速化プランの新たな具体策案をがん対策推進協議会に示しました。プランの柱として3点を示されました。その1点目の骨子案では、予防、早期発見に向けたがん教育の普及啓発、たばこの対策から希少がん、難治性がんの対策、健診など予防を強化して避けられるがんを防ぐとあります。また、労働安全衛生法が昨年改正となり、本年6月から職場の受動喫煙防止対策が全面施行となりました。たばこを吸わない人の保護を優先することが求められています。

たばこには、喫煙者が吸い込む主流煙とたばこの先から出る副流煙があります。副流煙には主流煙よりもニコチン2.8倍、タール3.4倍、一酸化炭素4.7倍、さらに発がん性のある化学物質が含まれているとのことです。たばこの煙から働く人を守り、空気のきれいな場所で体に優しい職場づくりは近々の課題と考えます。町として、いま一度啓発等のお取り組みをお伺いいたします。

大きく1つ、健康対策と受動喫煙の防止対策についてのお考えを伺いたいと思います。

(1) がん教育の啓発について。がん教育、これは喫煙教育の取り組みについてお聞かせください。

2つ目に、健康被害防止のための住民への周知、また、公共施設等への掲示についてでござ

ございます。

3つ目に、公共施設、庁舎、学校、福祉センターなどで禁煙をしていただいておりますが、他の施設、公民館などの禁煙、分煙の現状についてお伺いいたします。

4つ目に、公共施設の禁煙及び敷地内禁煙の取り組みについてお伺いさせていただきたいと思っております。

質問項目は以上でございます。再質問は質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） まず初めに、上牧町でのひきこもりといわれる方々の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 上牧町におきましては、実態調査等は実施しておりませんが、随時相談を受け付けしております。過去に相談があったケースでございますけれども、精神的な面で治療されている方ございました。ひきこもりで職にもつけないということで、県の相談センターの方に誘導いたしました。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 今現在、上牧町としてひきこもりといわれる方の人数等の把握はされていないということでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今現在ですけれども、人数の把握はしていません。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 今、人数の把握はされていないということですが、本当に人数の把握についても難しいと感じております。ひきこもり状態の若者層を抱えました家族は、社会の価値観であるとか、また偏見が気になって相談への一歩が踏み出せないという事実もございます。その中で、当事者が関係機関へ相談したいと思うかという奈良県の調査がございました。その調査では、18名中、本人が関係機関に相談したいと思うが4人で22.2%と、少し相談したいと思うというのが3人の16.7%で、18名中7人の相談したいという方が半数以下という調査結果があります。

また、関係機関への相談の有無では、実際に相談の経験がある人が4人で22.2%、そのう

ち3名が病院や診療所で相談をされている。また、あとの1名の方の相談先が精神保健福祉センターであるとか、またスクールカウンセラーということでございました。保健所や保健センター、また県、市町村の公的な相談機関や民間の相談はゼロということでありました。ただ、1人でも多い方を把握していただいて支援につなげていただきたいと思いますので、今後どのような対策が考えられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ただいま考えておりますのは、奈良県ひきこもり相談窓口というものが27年4月に開設されております。もちろん相談に来られましたら即座に連携をとりたいとは思っております。奈良県では、ただいま調査いたしました、電話相談が延べ576件、対面相談が延べ238件と聞いております。実数180人でございます。上牧町の場合は、ただいまのところ奈良県ひきこもり相談窓口に誘導した方はゼロでございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） ひきこもりということで、県の方にはやっぱり相談件数が多く上がっているということが現実あると思いますので、上牧町内にも声は上げていなくてもやっぱりお困りの方がいらっしゃるということで、各課、また徴収課であるとかいろんなところでの対面の話の中でそういう方を見つけていただきたいと思います、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 各種団体の民生委員さんも含めまして、各担当課で連携をとりまして、県の相談室等、また福祉事務所、児童相談所等がございますけれども、ネットワークを構築していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） わかりました。今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

次へ行かせていただきたいと思います。次、不登校対策についてでございます。これは、奈良県では小・中学校から不登校から延長として引きこもっている率が高いという調査結果があるということでございます。上牧町の状況と対応策についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それでは、②不登校対策についてお答えさせていただきます。

現況につきましては、不登校の児童、生徒数は11月1日現在、小学校にはございません。中学校に現在6名おります。不登校の理由といたしましては、親子関係などの家庭内不和が

1名、残り5名につきましては、不安な情緒、情緒混乱によるものや、いじめではございませんが、友達同士の関係のものもございます。理由や状況につきましては個々全て異なっているというような状況です。対応につきましては、児童、生徒の家庭と連携し、電話連絡や家庭訪問を繰り返す中で、児童、生徒の状況に応じた登校を促し、欠席した日には学習プリントやドリル等の課題を与えているような状況です。あわせて、スクールカウンセラーや心の相談員、また県の教育相談部との支援、協力を仰ぎながら、一日も早く来られるように取り組んでいるというのが今の状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 今、不登校児童、生徒ということで、これは30日以上欠席したものを不登校児童、生徒と呼んでおりますが、昨年26年度は小学生が2名、中学生が10名ということで資料がございますが、今年度11月1日現在で小学生がゼロ、中学生が6人ということで、小学校、中学生とも減少しているという状況で少し安心させていただきました。

ただ、この不登校児童ということで先ほど述べさせていただきましたが、やはり小学校、中学校からの不登校からの延長として引きこもるという率が高いということでございますので、やはり小学校、中学校以降の対策について、また長期的な見守りというのが大事だと思いますが、その点についてはどのようにお考えでございますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほども申しましたように、現在、中学校で6名おります。その中で1名につきましては全く来ないという状況で、残り5名につきましては、一応30日間登校しない者を不登校ということになってはいますが、時々顔を見せてくれますので、どういう生活をしているのかというのはつかめているような状況なので、その者については、登校しないのはしないんですが、ちょっと教育委員会としては安心しているような状況です。中学になりますと高校を視野に入れて進学等々もございますので、子どものこれからの生活のこともございますので、そのことを気にしながら進めているというような状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 大変お世話になります。継続した支援という形でお願いしたいと思います。

それでは、次、3番目のひきこもり対策についてお伺いしたいと思います。これは平成22年4月から子ども・若者育成支援推進法が施行されました。この法律におきましては、都道府県や市町村の取り組みとして、子ども・若者支援地域協議会の設立に努めるよう規定され

ております。ここでは、ひきこもりやニートといった困難を抱える若者の方へ支援を行うための関係団体との連携、協議会を設置した場合は、市町村には設置後1年間を限度に相談窓口で臨床心理士を県費で派遣し支援を行うということでしたが、上牧町においてはどのような体制で取り組まれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 住みなれた地域において支援体制を整えるということは、一番大事なことであると思っております。また、ひきこもりの状態にある本人、保護者、家族等より相談がございましたら、ひきこもり支援センター、先ほど申しました奈良県ひきこもり相談窓口等、また、就労の相談がございましたら、ハローワーク、児童相談所、福祉事務所、民生委員、また教育委員会とも連携をとりまして、支援のネットワークの構築を生み出したいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） そこでなんですが、やはり引きこもっている方は、先ほど壇上でも申し上げましたが、外に出る、みずから相談に行く、支援を受けるという体制がなかなか難しいかと思いますが、そこで訪問支援事業をされている、それが効果を出しているということですが、上牧町の方では訪問支援事業等のお取り組みの予定、また、これは県の事業になるかと思いますが、訪問支援もしていただくということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 県の方では実施されているところですが、上牧町の方も専門職員がおりますので、心理判定員はおりませんけれども、専門職員等によりまして、訪問が必要であれば家庭訪問なりさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） このひきこもり支援というのは、やはり長期的な観点からの支援をしていただくということですので、今、町の方に訪問支援の要請があればできる体制になっているということですが、社会復帰というか、就労であるとか、また、就学までの支援を考えて、一時的な支援にならないようにお取り組みいただきたいと思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 必要に応じまして、そういうネットワークづくり、構築をし

てまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次、4点目になりますが、ひきこもりの社会復帰支援についてでございます。これは親の高齢化で、年金だけではひきこもりの息子さんとの生活が苦しくて、生活保護との相談を受けたことがございました。ひきこもりの社会復帰支援はますます必要になると考えておりますが、上牧町での事例、また今後の支援策についてお伺いしたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ひきこもりの方の自立支援ということで、まず、就労支援ということで、相談がございましたら自立相談支援機関、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行されましたので、今年度から相談機関、相談日を上牧町においても設けております。その中でいろいろ相談に来られている方も実際いらっしゃいますので、就労支援につながっている方も出てきているという状態です。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） これも長期的な目でしっかりと寄り添っていただきながらの支援になるかと思ひます。またその点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、このひきこもり支援について最後の項目でございますが、今後どのようにひきこもり支援を町として進めていかれるのか、最後にお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今後、町といたしましては、生活困窮者自立支援法は施行されておりますので、住みなれた地域において、先ほども何回も申し上げておりますけれども、町単位では地域における支援体制の構築、ひきこもり状態にある本人、家族よりの相談につきましては、まず、奈良県ひきこもり相談窓口、専門員がおりますのでそちらに誘導いたします。また、その後、就労等の相談がございましたら、就労支援の方に連携をとります。民生委員さんにご協力いただいて、地域の声を聞かせていただく。権利擁護、成年後見等もまた出てこようかと思ひますので、その辺の支援機関等のネットワークの構築、迅速に適切なつなげ役としての役割を果たしていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） ひきこもり支援につきましては、今おっしゃっていただきましたように、やはり多くの方のネットワークが必要かと思ひます。やはり個人、また家族での解決はもち

ろんですが、なかなか複雑で難しいと私も思っております。しっかりと行政につながり支援を受け、就労まで、その方が自立できるまで長期的な観点でお取り組みいただきたいと思っております。この件については、以上で結構です。

次、健康対策と受動喫煙の防止対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 健康対策でございますけれども、生き生き対策課といたしまして、がん教育の啓発でございます。がんの予防や早期発見に対する意識を高めていただくために、各種健診時、5大がんでございます、胃、肺、大腸、子宮、乳がんについてのポスター掲示、各健診の待ち時間にDVDを視聴していただいております。40歳になられる方には年度初めに健康手帳を送付いたしております。そのときも、がん検診の日程表を配布して受診勧奨を図っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 健康対策ということで今お伺いさせていただきました。受動喫煙の防止対策について今からお伺いさせていただきたいと思いますが、まず初めにがん教育の啓発についてお伺いしたいと思います。

これは、文科省が2014年から小・中学校において、がん教育に関する保健教育を強化していく方針を決定いたしました。がん対策推進基本計画では、がん教育について子どもたちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を大切に管理する、また、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目標に掲げております。たばこが肺がんをはじめとする多くのがんの原因であることは、科学的根拠で示されておりますが、がんによる死亡原因は、食物、栄養が35%、また喫煙が30%、そのほかの要因が35%と報告されております。また、死亡者数は喫煙者では年間13万人、受動喫煙による死亡者は毎年約7,000人と報告されているところでございます。がん教育、喫煙教育とも言われておりますが、その取り組みについてお聞かせ願えますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） がんの教育総合支援事業ということで県の事業になっておりますが、日本人の死亡原因の1位であるがんについて、子どもたちが正しく理解し、適切な態度や行動をとれるように育成することが求められているということで、がんの教育研修会が行われております。本年度もかしはら万葉ホールで9月に中学校の教諭を対象に行われました。そのことを教諭が持ち帰り、学校の対応といたしましては、保健の授業の中でがんについて説

明しているという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 今、教師の方からのがんについてのお話を生徒が聞くということでお伺いさせていただきました。埼玉県熊谷市の小学校、中学校で命の授業ということでがん教育が行われました。その熊谷市の中学校の感想文の中に、がんイコール死と考える生徒が4割いたということでございます。また、親に健診を話すという生徒も4割いたということで、がん教育の重要性を私自身、改めて痛感させていただいたところでございますので、ちょっとご紹介させていただきたいと思っております。

まず、がんになったら死ぬと思っていたという感想が28人中12人で42%。多くの生徒が、がんイコール死と考えていたということでございます。がんは治ると聞いて安心したという生徒も7人。がんは今や6割ほどが治ります。がんイコール死という認識は、がんへの怖さを生み出し、また、がん患者さんへの偏見にもつながりますので、がんへの正しい意識、理解をしていただくことが大事だと感じております。

また、命の大切さがわかったということで、今生きていることに感謝、あしたが来るということは奇跡、一日一日を大切にという感想が最も多くて、13人の46%。さらに親に健診に行くように言うということで、家族に話すなどを含む感想が11人の40%いたということであります。

やはり子どもたちが実際にがん教育を受けて話を家庭に持ち帰る授業は大変に貴重で、また有意義で価値のある教育ではないかと、このように思います。上牧町におきましても、がん教育の推進をしていただきたいと、このように要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほど申し上げましたように、奈良県におきましても、がん教育の推進に向けてリーフレットや資料を作成されております。それらを活用し、現在、がん教育の取り組みを進めている状況ですが、今後につきましても、子どもにがんイコール死というものも教えながら、やり方によっては治るということを知ってもらえるよう進めていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） よろしくお取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次に行かせていただきたいと思っております。健康被害防止のための住民への周知、また公共施設等へ禁煙等のステッカーの掲示についてお願いしたいということで、質問をさ

せていただきます。

先日、ニュースで2歳児に何度もたばこを吸わせたとして、ネットの配信もありました。親が暴力行為等処罰法違反の疑いで逮捕されました。本当に考えられない悲惨な事件が起こりましたが、やはり保護者への意識の啓発、妊婦さんに対してもそうなのですが、意識の啓発はどのように取り組まれているのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 健康被害防止のための住民の方への周知でございますけれども、妊娠届け出時、健康相談時、いろんな機会がございますけれども、現在、喫煙者が家族にいらっしゃる方に対しても禁煙相談等を実施しております。必要時には奈良県が作成いたしました禁煙支援リーフレットを活用いたしまして、禁煙のメリット、禁煙治療の方法などを現在伝えているところでございます。

また、世界禁煙デーに合わせて、中和保健所と連携をいたしまして、大型店のコミュニティスペースをお借りいたしまして5月30日にイベントを実施しております。11月3日のペガサスフェスタでも、禁煙イベントを実施いたしております。COPDでございますが、その認知度を図るアンケート調査、一酸化炭素濃度測定、肺年齢測定、禁煙相談・啓発、パネル展示等、積極的に啓発をしております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） ありがとうございます。本当にたばこ対策の取り組みを行っていただいているところでございますが、現在、分煙、また禁煙をしている施設について、大人も子どもも見える環境対策として禁煙ステッカー、また看板などの設置を積極的にしていただきたいと思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 先ほどからご質問されておりますように、受動喫煙は大変問題という形では認識しております。ステッカー等でございますが、各公共施設等もございますので、今後検討した上で、また分煙対策として研究していきたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） その点については、今後よろしくお伺いしたいと思います。

次にですが、たばこ対策について、県では児童、生徒の禁煙支援のために保健所を窓口として未成年者を禁煙治療につなげる事業を、平成25年9月に未成年の禁煙支援相談窓口を開設しております。相談件数としまして、開設した25年9月からの半年間で9名、中学生が7

名、高校生が2名、禁煙治療を行っております。26年度では19名で、中学生が1名、高校生が18名の禁煙指導の報告がありました。やはり中学生の禁煙、また受動喫煙については、学力に悪影響があるなどの報告がございますが、上牧町としての中学生の喫煙について、どのように捉えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） これも県の事業でございます。子どもへの禁煙の支援ということで、未成年者の喫煙はたばこの有害物質が取り込まれやすいということで、ニコチン依存症になりやすいという報告もございますので、このことから、保健所が養護教諭を対象に、情報の技術の提供や環境整備を内容とした研修を実施しております。これにつきましても、学校の対応といたしましては全校集会時、また保健の授業時に、たばこを吸うことによって体にごのような悪影響があるかというのを進めている状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） この県の事業は25年9月から始まっておりますが、上牧町からこちらの方に禁煙治療に行かれたという方はいらっしゃいませんか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今のところそういう報告はございません。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） やはりこの禁煙治療に関しましては、本人もやめたい、また親御さんもやめさせたい、学校も何とか協力という相談を受けての保健所、また医療機関も一緒になって取り組む事業で成功率が大変高いということを知っておりますので、喫煙をする中学生がいないことを望みますが、もしあれば相談をして進めていただきたいと、このように思っております。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今後につきましては、子どもだけではなく、保護者に対しましても、このような相談事業があるということを説明しながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 2006年4月から禁煙治療が保険適用されております。禁煙を単なる習慣や自分の好みも好き嫌い等を考えるだけでなく、ニコチン依存症という病気という捉え方でございます。やはり必要な治療を行うという考え方でありますので、町として未成年者、中学校、高校生の禁煙治療や、また、禁煙ステッカーなどで町民の皆様に健康被害の影響を

正しく広く認識いただくような普及啓発の周知を行っていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。その点、お願いできますか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 未成年者も含めまして、小さい子ども様のいらっしゃるご家庭への啓発、早期に禁煙を勧める、治療を勧めるというふうな啓発に力を入れていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） よろしくお申し上げます。

それでは、次、公共施設、庁舎、学校、福祉センターなどでは禁煙をさせていただいているところかと思いますが、他の施設、公民館などの禁煙、分煙の現状についてお伺いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 公民館等の禁煙の状況のお尋ねです。まず、文化センター、中央公民館、体育館等々においては禁煙で、屋外に禁煙スペースを設けております。地区公民館につきましても、確認いたしましたところ、ほとんどの地区が施設内禁煙ということで管理させていただいておりますが、まだ一部ちょっと喫煙をされている施設があるようです。今後につきましては、分煙について理解を求めていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 健康増進法25条では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとありますが、公民館、老人憩の家、コミュニティーセンター、ホールなどは禁煙の取り組みが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほど申されました学校施設については、一部の学校で今現在のところ分煙のところもございますが、来年4月からは敷地内禁煙を実施する予定をしております。また、今申されました地区公民館につきましても、全て禁煙という形で進めていきたいとは考えておりますが、今後、理解を得ながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 今、小学校、中学校、学校施設の敷地内を来年の4月から全面禁煙にされるということでお伺いいたしました。そこで、吸われる方もいらっしゃるかと思います。

その場所の配慮について、またお考えいただきたいかなと思います。これはことしの6月24日の西日本新聞を調べましたら、先生が敷地内は禁煙なので校門の前でたばこを吸っていたというのが新聞のニュースに載っておりました。そういう姿を見れば、保護者の方、また生徒に対してやはり影響が大きいと思いますので、吸われる方に対しては場所などの配慮も適切にお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今申されましたように、敷地内禁煙ということで、1歩出れば吸ってもいいんだということではなく、どういう状況で進めさせていただけるかはまた学校と協議しながら進めたいとは考えておりますが、なるべく常識のある範囲で進めさせていただきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問になりますが、特に小さな子ども様は受動喫煙による健康への被害が大きいということで、呼吸器感染症やぜんそくなどを誘発すると報告されております。厚生労働省は、屋外でも子どもの利用が想定される公共空間では受動喫煙防止の配慮が必要と言われております。受動喫煙防止の流れを受けて、児童公園などは全面禁止としている自治体が多くありますが、子どもたちが集まる公園などは格段の配慮が必要と考えますが、マナー等の問題もあるかと思いますが、公園で子どもさんを遊ばせているお母様からは、たばこを吸っている人がいてもやはり注意できない、注意しにくいという声も聞かれておりますので、禁煙の対策を要望したいと思いますが、一度お考えいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、公園内での禁煙というところのご質問でございますが、これにつきましては、今現状、公園内では禁煙という部分の取り組みについては行っておらないのが現状でございます。今、この受動喫煙防止対策法に伴って、長岡議員のご質問でございますが、これにつきましては、今後、公園内におきましての全面禁煙という部分につきましては、公園の利用者の規定といたしますか、これにつきましては誰でもご自由に公園内は利用できるという部分はございます。それと、吸われる方と吸われない方、これ、また健康面から考えあわせると吸われない方の健康も考慮しなければならないというところで、公園内での対策といたしましてはやはり喫煙者のマナー向上と、それから大勢の方が利用されてい

る場合については人のいないところで吸っていただくような注意喚起の掲示等で対応できるのかなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） やはり受動喫煙防止という観点から、今後、公園での禁煙ということを進めていただきたいと、このように思います。

それでは最後ですが、公共施設の禁煙対策及び敷地内禁煙、今後どのような考えで進められるのかお伺いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 公共施設内禁煙でございますけれども、今、公共施設、公園等、いろいろ屋外での受動喫煙の問題もございますので、町といたしましては健康被害に重きを置きまして、しっかりと啓発を行っていくという事業に当たっていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） それでは、私の一般質問は以上で終わります。今後ともよろしくお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、1番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（吉中隆昭） 次に、2番、竹之内議員の発言を許します。

2番、竹之内議員。

（2番 竹之内 剛 登壇）

○2番（竹之内剛） 2番、竹之内剛です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に従い質問させていただきます。

私の質問は、大きく分けて5つあります。1番目に、上牧町小・中学校の不登校の対応についてです。先ごろ文部科学省は、いじめが原因となる不登校は、いじめ対策防止法で重大とされるものだけで全国で383件に上る大きな問題となることを発表されました。このいじめを早く解消してもとどおり学校に復帰できるように、学校や教育委員会の対策を示した新たな指針をまとめるとされ、新たな指針として、これまで目安とされていた30日欠席しなくても数日休んだ時点ですぐに相談、対応をとる、子どもが不登校の原因を話したがない場合は、無理な聞き取りはせず周辺から情報を得て対応する配慮を求めるとのことです。このように、不登校とはさまざまな要因によって変化して起こると考えられますが、それに対して新しい対策を講じて早期に発見して早期に解消していくことが望ましいと私も考えます。

不登校とは、文部科学省では、病気や経済的な理由を除く何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因になり、児童、生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることを定義しています。不登校の学年別生徒数は、中学1年生から急増し、中学3年生がピークで、月別では5月、6月が顕著に高く、夏休み明けの9月、10月が多くなっています。不登校の要因は複合的で、きっかけとなる要因は、教職員や友達など対人関係、家族での葛藤、不安などの情緒的混乱などがあります。不登校児童への支援は、要因や状態の多様性から、個別事例の適切な見立てに基づき要因を把握し、本人、家族だけでなく学校や地域社会を視野に入れ支援する必要があると考えられます。不登校は社会的・環境的要因が大きく、全ての児童、生徒の問題であり、その意味で望ましい人間関係の形成、自己肯定感の醸成など、魅力ある学校づくりは不登校対策の中核といえます。各学校での支援は、教職員複数によるチーム支援が必要で、不登校対応、学校相談コーディネーターを置くなど、指導体制の充実が急務とされています。不登校の支援としては、専門的相談など保護者への支援、ITを活用した学習支援、地域との連携では教育委員会が設置している教育支援センター、適応指導教室での心理的支援と学力の支援、民間施設においてはNPOなどのフリースクールとの協力、スクールカウンセラーによる児童、生徒、保護者への相談の充実や教職員との連携が重要であると考えられます。

質問事項に続けて入りたいと思います。大きな1番目、奈良県内において年々、不登校の児童、生徒が増加する傾向にありますが、上牧町の現状、対応、対策についてお伺いします。

1番、長期欠席、通年で30日以上欠席する生徒の欠席理由、学校の対応について。

2番、教室に入れない児童、生徒の対応について。

3番、スクールカウンセラーの利用状況について。

4番、心の教室の利用状況について。

5番、フリースクール（適応指導教室）について。

2番目に、スポーツ振興についてお伺いします。上牧町内の主催のスポーツ行事、大会において、どのような種目が行われ、反映され、また、各種目別の参加対象者についてお伺いします。

1番、世代別の参加についてお伺いします。

2番、健常者、障害者、それぞれの参加についてお伺いします。

3番、使用施設の環境整備、安全性についてお伺いします。

大きな3番目に、役場職員による草刈り実施について。上牧町では公共施設の草刈りを年間数回実施されていますが、以下の点について伺います。

1番、実施の前に草刈り機などの危険な用具使用の取り扱いや説明指導についてお伺いします。

2番、今後の方針についてお伺いします。

大きな4番。途中ですが、漢字の訂正をお願いいたします。「上牧久渡古墳群」の「久」の字が、漢数字の「九」になっておりますので、訂正してください。

もとい、上牧久渡古墳群について。国史跡指定として10月7日に官報告示されたことに伴い、11月21日に記念講演会が開催されました。上牧町からは町長、教育長のほか多数参加されましたが、今後この貴重な古墳群をどのような方法で周知、発信、教育的配慮を考えておられるかを伺います。

1番、住民世代別への周知、発信、教育的配慮についてお伺いします。

2番、町外への周知、発信についてお伺いします。

最後に5番、災害防災の取り組みについて。上牧町が自然災害に見舞われたときの避難所について伺います。

1番、町内の各地区に避難所があるかについて。

2番、避難場所に寝具、必要な用具が完備されているかについてお伺いします。

私の質問の中で、これまでの他の議員の中から質問されたことが多数重複しています。質問事項に沿って読ませていただきましたけれども、再質問をさせていただき、再質問席で、答弁していただいたことは割愛しながら質問をしていきたいと思っております。再質問は質問者席

で行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、お願いします。

1番の長期欠席者の欠席理由、学校の対応についてはさきに長岡議員の質問により答弁していただきましたので、割愛させていただきます。

2番、教室に入れない児童、生徒への対応についてお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それでは、2番、教室に入れない児童、生徒の対応について説明させていただきます。教室に入れない児童、生徒につきましては、小学校に1名おります。その日の状況により教室に入ったりはしておりますが、入れない日も時々ございますので、そのような場合は保健室等の別室指導の場所を確保しながら学習指導をするように対応しております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 別室指導とおっしゃいましたけども、別室にあたる別室というのは、特に空き教室である場合とか保健室であったり、教室は限られて指定されているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほど別室指導というお答えをさせていただきましたが、ほとんどの場合、保健室で指導している状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 保健室ということをお答えいただきましたけれども、中学校におきましては、上牧第二中学におきましては個別の個室の指導室がありますけれども、他の3つの小学校、そして上牧中学校にはそういった教室はございますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 空き教室等はございますが、特に指定してその教室で実施しているということではなく、保健室で指導している場合が多いです。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） その際に、別室登校してくる生徒、児童に対して対応する先生、例えばカウンセラーの資格を持った方が対応していただくのか、それとも担任の先生が対応されるのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先生も十分な数を配置できているわけでもなく、特別にそういう先生がいらっしゃるというわけではございませんが、手のあいた先生、または教頭先生等々で対応しているのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、児童・生徒の不登校と申されまして、先ほどの議員の答弁の中にも、今年度は中学生6名、小学生がゼロ、その中での中学生の状況は家庭事情1名、情緒的に対応できない子が5名と答弁していただきましたけれども、この数字についてですけれども、去年度は、平成26年度は小学生2名、中学生10名、27年度においては中学生6名、小学生がゼロということで、数字の面につきまして何人いるということで、そのことに関しましては特に多いとか少ないとかそういうことじゃないんですが、考えておられることを聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） さきの議員でお答えさせていただきました。中学校において6名の不登校があります。先ほども申しましたように、中学生にもなると高校へ進学という大きなポイントがございます。教育委員会としましては、高校受験をして高校へ進学していただき、進んでいっていただくのが通常とは思いますが、それができないような児童も中にはおります。できるだけ希望がかなうようにしたいとは思いますが、なかなか出てきてくれないという子どもも中にはおります。真摯に対応させていただいて、保護者も含めて今後について相談しながら進めさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 特に不登校という生徒に関しましては、数字の上で2であっても20であっても、これは特にゼロであるべきであると私は考えております。学校に通う生徒が日常を過ごしに行く。たとえ2であっても1であっても、1の子に関しましては、その人に関しては100%どうしていいかわからない、誰か助けてくれないかという形で先生方が学校から電話してくださる、いろんなケアをしてくださるのですが、1の場合でも10の場合でも、これは交通事故と同じくゼロが一番ふさわしいのではないかと私は考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほど6名と報告させていただきました。それはゼロに限りなく近い方がいいのかと思いますが、先ほども言いましたように、この6人につきましては30日以

上欠席した者を不登校という数字でいらわせてはいただいておりますが、先ほど議員がおっしゃったように、1日でも2日でも不登校になったらそれなりの理由があり、来ていないという状況もございます。早い時期に対応するのがまた解決の近道なのかなという考えもございますので、この不登校という言葉、30日という定義はされておりますが、それにかかわらず適切なスムーズに登校できるように進めさせていただきたいとは教育委員会としては考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 答弁の中で、30日を基準に長期欠席、不登校と定義づけますけれども、先ほども述べさせていただきましたように、いじめに関しては30日を行かなくても数日と、これから変わっていくように思われます。ですので、学校側の対応としていただきましたが、例えば数日休んだところで対応していくような形をとっていくようにしていただければ、早期発見につながるのではないかと考えます。どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 教育委員会といたしましては、いじめの件はもちろんでございますが、それぞれ不登校というのは理由が子どもにとってあると思います。やっぱり早目に早目に対応していくのが、どういう理由であれ学校へ登校してくれるという近道になるのかなという思いもございますので、理由にかかわらず不登校が出てきた場合は早いうちに対処して進めていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、その中で不登校の子どもが今6人、中学校におられますけれども、学校に行かないときに上牧町においてはいわゆるフリースクール（適応指導教室）は設置されていませんけれども、どこか町外のフリースクールに行かれている、もしくはNP
Oなどの適応指導教室にお世話になっているというデータはございますか。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今、議員がおっしゃられましたフリースクール、他町と申しまししょうか、欠席している者の中から保護者のお話の中にフリースクールへというお話も実際ございます。現実としてそのフリースクールへ行っているという者はおらず、また学校へ帰ってきているという状況ですが、話の中には上がっているということでございますので、今後そのフリースクールについても教育委員会としては考えていかなあかんのかなという思いでおります。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、部長が言っていただきましたように、フリースクールというのは上牧町には存在しませんけれども、近隣の町では存在し、それはNPOであったり、ただ、小さな町におきましては現在奈良県内で置いているところは数カ所しかございません。大きな市の対策にありましては、かなり大きな学校体制の中で、教育制度の中にはないんですけども、外の枠で設置されて実際に通われている。それで学校に戻れるようになったというケースもございますので、今後、やはり人数にかかわらず、教育体制の中に不登校という子どもたちが入ってくるかもしれません。フリースクールという枠が入ってくるかもしれませんので、ぜひとも今考えて進めていっていただけるようお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） フリースクール、人間関係があるために学校へ来られない、家から出られないということが原因で不登校になっているというケースが多々ございます。その施設だけをつくらせていただいても通ってきていただけないのでは、何のためにやったのかなということもございます。そういうこともありますので、できるだけ前向きでは考えていきたいとは思いますが、いろんなことから考えながら進めていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 確かに部長が今答弁されたとおりでございます。箱はあるけれども、内容が非常に重要になってきます。その点を踏まえていただいて、これからゆっくりと考えていただきまして、設置に向けて進めていってほしいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、3番目の項目ですけれども、スクールカウンセラーについてお伺いします。現在、スクールカウンセラーの先生を町内で設置していただいておりますけれども、スクールカウンセラーの先生がおられる頻度というか、週に何回どこにおられるかというのを教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） スクールカウンセラー、県からの派遣で上牧中学校、第二中学校、それぞれに来ていただいております。平均いたしますと月2回程度、学校まで来ていただいている状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 月に2回、上中と二中に来ていただいているということで、このカウ

セリングの対象はお伺いしてよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 保護者、子ども、それぞれ悩みがあると思います。それぞれに対応させていただきます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 保護者、子どもさん、それぞれ対応ということで、少し入り込んだ質問なんですけれども、この相談の内容というのはお聞かせ願うことはできますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 余り詳しくは申し上げにくい質問でございますので、簡単に内容等を紹介させていただきたいと思えます。多くあるのが登校渋り、または家庭の問題、生活全般等々がございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。そうしましたら、登校渋りということは、今後相談されているお子さんが登校しなくなったらどうしようかという、そういった感覚で相談されると思うんですが、スクールカウンセラーの先生がおられることによって、ある程度の不登校と呼ばれる生徒を食いとめる対策にはなっているとお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 子どもだけでなく親の対応がどうしたらいいかわからないというような状況の方もいらっしゃいます。それをご相談させていただくことにより、子どもに対して指導といいますか、学校へ行くようにと直接言うわけでもなく勧めるようにやっていけるという事象もございますので、不登校の対応には十分なっていると教育委員会としては考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。

続きまして、4番の項目ですけれども、心の教室というのは上牧中学校、上牧二中に設置されていると思うんですけれども、これは中学校だけでしょうか。小学校にもありますか。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 心の教室は、現在は中学校だけに設置しております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 近年、心の問題は低年齢化していつていまして、小学校の高学年になりますとほとんど中学生の考えや思いや複合したことは変わらないということで、心の教室というやわらかい響きの教室が小学校にもあってはいいのではないかと考えますけれども、その件につきましてどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 心の教室は、生徒の話し相手、悩み、生徒が抱える不安、ストレス等々を和らげるために開いている教室でございます。議員おっしゃるように低年齢化というのは現実でございますので、今後につきましては、教育委員会の中で学校とも話し合いながら進めていかせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 心の教室を中学校に今、上牧中学と上牧二中に設置されていまして、この件につきましても、学校に設置ということで、これは学校の中での悩み相談、もしくは問題等の担任の先生に相談できないから心の教室の先生に相談に行くと、そういった形であるのでしょうか。内容等、おっしゃっていただける範囲でお願いできればと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 心の教室は、実際には毎週水曜日、先生に対応していただいております。心の教室につきましても、子どもだけでなく保護者等からの相談等々もございまして、十分子どものストレス解消になっていると思います。これからもそういう状況で進めさせていただきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） スクールカウンセラーや心の教室を設置していただいて、生徒たちの悩みや心のよりどころをつくるということで考えられておりますが、県内の相談機関を見ますと、各市町村にあります。相談の窓口はおおむね教育委員会になっております。上牧町の場合、相談を受け付ける時間が非常に短いんですね。たしか金曜の午後から何時間とか、そういう類いだったと思います。ほかのところは大体月から金の9時、4時半とかなんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 受付時間、学校の対応はそのようになっているのかと思います。実際、教育委員会にお電話いただいてスクールカウンセラー、心の教室等々への連携もさせていただいております。今後、教育委員会の方でも、そういう窓口にもなって相談するという

のはいろんな形でPRしていきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ご丁寧にありがとうございます。

5番目ですけれども、今それぞれ統合して教育部長の方から答えていただきました。答弁していただきました。私の考えを含めていろいろ質問等していただきましたけれども、5番目に最後、フリースクールについて、これは教育制度の中ではありませんけれども、これからのいろんな考え、方針についてできれば教育長のご所見を最後に伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 失礼します。今、さまざまな論議がされたわけでございますが、多分重複しているところも出てくるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在、全国で不登校生徒は11万とも12万とも言われております。大きな教育課題の1つになっております。本町においても、ここ数年、今も数字が数的にはあわられておりますが、多くの児童、生徒が不登校状態にあるわけでございます。さまざまな対策を講じているところではございますが、不登校生徒だけやなしに、不登校傾向という言葉をつけたらさらにその数は増してくるのと違うかなと、そのように私は考えておるところでございます。

また、不登校の原因をたどっていけば、先ほどから出ておりますが、児童、生徒によってまちまちで、登校を渋るということも出てきましたね。学習の悩み、中学校に入りましては進路にかかわっての悩み、部活動、友人関係、学校の先生や各家庭内における人間関係づくり、それからその他という部分がございます。議員さんもお存じのように、その他の部分が一番多いんですね。その他の部分がわからないんですね。だから対応策に困っておるのが現場の教師の悩みどころかなと、私はそう考えております。

学校では、家庭訪問や登校を促すアプローチも繰り返しやっております。ただ、不登校の形が今のように違いますので、やり過ぎる、また登校の刺激を与え過ぎますと、かえって逆効果になるということも出てくるわけでございます。本町では、今出てきましたSC、スクールカウンセラー、また、議員もよくご存じの、議員もこの3月までこの職についておられましたので、各学校における、中学校に2名配置しております心の教室相談ですね。それから、本町の教育委員会における電話相談を特に中心にやっておるところでございます。それに町単独のSSW、スクールソーシャルワーカー、これはまだ県内ではほとんど実施はされておませんが、特別支援とのかかわりもございまして、この配置は長期的にどこの市

町村も考えておられますが、これだけフリースクールも不登校生徒も、また特別支援、それに準じるグレーの子どもたちがたくさんいますので、この子どもたちの対応に当たっていくには、学校の教員だけでは、また町教委のメンバーだけでは本当に難しい状況に陥っていますので、その部分を少しでも和らげるためにはこのスクールソーシャルワーカーという部分の配置も長期的には考えていかななくてはならないなというふうに思っております。本町のならではの事業を展開してはどうかという考えもある一方、対応策を十分に熟考、検討した上で着手していかなければならないのかな、そんなように思っております。

熊本市とか、ある例を挙げたら、ユア・フレンドというような事業をしていますね。これは学校へただ来さすというのじゃなしに、地域の大学生がそこのお家へ行って寄り添う事業。学校へ来んでも構へんと。俺はあなたと一緒にきょうは1日つき合うよというような、そういう事業を行っている特例の町もありますが、上牧町もすぐにそのまねをしてやりなさいというのはなかなか厳しい状況がございます。そういうところはまた町独自のものをこれから熟考して取り組みを進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、学校にお願いをしなくてはならない部分がたくさん出てきております。研修を深めてさまざまな手法を取り入れてもらいながら、丁寧な粘り強い取り組み、また各担任、部活動、さまざまな教科、領域の部分から、先生方は鋭い高いアンテナで子どもたちの見守り活動、また教育相談活動の充実を図っていきなというように思っております。

フリースクールにつきましては、あんまりお答えはできなかった部分があるんですが、学校外の活動としたいということも先ほどから出ておりましたので、不登校の部分についての私の考えは以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 非常に教育長の思いがこもった答弁、ありがとうございました。今わかりましたように、指導者が鋭いアンテナ、粘り強い取り組みをするということが非常に重要かと思えます。今フリースクールの質問をしましたが、いろんな取り組みをこれからも考えていただくということでこれから進めていっていただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 今、議員がおっしゃられていましたように、そのつもりで教育委員会、全力を挙げて取り組んでいきたいと思えます。

- 議長（吉中隆昭） 竹之内議員。
- 2番（竹之内剛） 以上で、この項目につきましては質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（吉中隆昭） 竹之内議員。
- 2番（竹之内剛） 続きまして、大きな項目2番目のスポーツ振興についてですけれども、1番目の世代別の参加についてお聞かせいただけますか。
- 議長（吉中隆昭） 教育部長。
- 教育部長（藤岡達也） スポーツ振興についてでございます。世代別ということでございますが、現在のスポーツ行事におきましては、小学生が参加できるものにつきましては、スポーツ少年団を除けば、体育祭、マラソン大会を実施しております。今後につきましては、小学校を対象に事業や世代間を超えたスポーツ事業の推進につきまして進めてまいりたいと考えております。
- 議長（吉中隆昭） 竹之内議員。
- 2番（竹之内剛） 今、町民運動会と町民マラソンという答弁をいただきましたけれども、町民運動会の方は町民の方全員、多世代にわたってですけども、町民マラソンの場合も多世代にわたって対象とされていますけれども、この参加者について少しお伺いしたいと思いますけれども、現在、私が持っている資料では、今年度、上牧町の町民マラソンがこの12月20日に開催されていますけれども、募集の要項が小学生の男女4年生、5年生、6年生、中学生、そして一般の男女。参加者を、中を見てみますと、男子におきましては4年、5年、6年、上牧中学校で369人今おられると思うんですけども、その中の66名。女子におきましては270人中の37名。一般の女子におきましては3名、男子が6名。26年度もほぼ数字は変わらないんですけども、毎年このような参加人数で行われているのか、もしくは去年、ことしは数字だけ見ましたら分母の数が非常に多くて参加人数が非常に少ないと思われるので、もしかしらこれぐらいの人数でいつも行われているのかどうか、お聞かせ願えますか。
- 議長（吉中隆昭） 教育部長。
- 教育部長（藤岡達也） 例年、人数的にはそれぐらいの人数で実施しております。中学生につきましては、クラブ等々が重なっているという理由により参加者が少なくなっております。小学校につきましては、スポーツ少年団に声をかけさせていただいて、できるだけ多くの参加者をということをお願いもしておるんですが、例年このような状況で運営をしております。
- 議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 一般の方を除きまして、中学校の生徒たちは部活等で忙しい。小学校の生徒たちも含めまして、学校に対する募集、周知の仕方を教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 各学校につきましては、チラシ等を各生徒、子どもさんに配布していただけるようお願いし、子どもには持って帰っていただいておりますという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今答弁していただきましたけれども、学校におきまして、毎年教頭会の先生の前でチラシの原本を配っていただいて、学校ではどのように対処されるのかといいましたら、担任の先生が各教室に行かれて、町民マラソンがあるから出たいと思う子は教頭先生のところに言いに行きなさいよという周知をされているそうです。その周知の仕方なんですけれども、間違いないでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 学校に対する対応はそのような状況でされていると聞いております。また、ほかの周知の方法につきましても、広報等に掲載させていただいて募集を募っておるという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 小学校におきましては、4年生、5年生、6年生、やはり一枚一枚、行われるよといった形でお配りいただいて、保護者の方も見ていただいて、確認して行っただくと、もう少し参加人数が、参加人数を上げるためではないんですけれども、周知の仕方はスポーツフェスティバルなんかはそういった形をされた方がいいのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 人数的にも少ないような状況でございますので、今後につきましては、学校の対応等々も教育委員会だけで決めるというわけにもいかないもので、周知方法、学校へお願いする、またその他の方法で周知する、いろいろ方法もあろうと思います。今後につきましては、教育委員会内で協議させていただいて、できるだけ多く参加していただけるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、2番目ですけれども、関連するんですけども、ここに健常者、障害者と分けて

書かせていただきましたけれども、上牧町内において障害を持たれている方のスポーツの行事、大会はございますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 教育委員会で行っている事業につきましては、障害者に参加していただくという事業は実施していません。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 現在、スポーツに関しまして、日本も含めて世界的に、オリンピックであれば健常者のオリンピック、障害を持たれた方のパラリンピックも世界大会が普通に、パラレルという意味はそろってやりますよという意味でやられていますけれども、上牧町もやはり障害を持たれる方はおられると思いますので、この方たちは、町の主催のスポーツ大会がないということは、県とかのスポーツ大会がもしあってそこに参加されているならば、その状況をお伺いすることはできますか。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 現在のところ、奈良県主催のスポーツ大会、障害者のスポーツ大会でございますけれども、奈良県身体障害者福祉協会連合会主催でございます奈良県身体障害者体育大会、これが10月に開催されております。もう1点、奈良県障害者スポーツ協会主催の奈良県障害者スポーツ大会、これが4月に開催されているところでございます。

参加者でございますが、後者、言いました奈良県障害者スポーツ大会でございます。27年度は3名の方が参加されておりました。奈良県身体障害者体育大会の方は、27年度は8名が参加されております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ということは、上牧町においても障害を持たれる方がおられて、スポーツをやりたいという方がおられるということになりますよね。それで、町の行事の中で2つ大きなのがあります。先ほどおっしゃっていただきました町のマラソン大会、それと運動会ですね。こちらにおいて、僕はここ十数年、町民体育大会に全て参加していますけれども、障害者の方が来られていたという記憶がないんです。僕だけかもしれませんが。ただ、そういう種目がないから来られないのか、主催者側として種目設定はされないのか。その辺、答弁願えますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 実際、体育祭、マラソン大会等に障害者の方が参加できるような種

目等はございませんでした。今後につきましては、年が明ければ体育大会のプログラム等を決めさせていただき会議もごさいます。その中で、体育祭につきましては1つの種目でも参加できるようなものを考えさせていただき、マラソン大会におきましても、外は走らなくても中で何かするというをまた考えていきたいと思っておりますので、そういう形でできるだけ参加できるよう周知しながら進めていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。障害者のスポーツをされている方がおられるということをごさいただけということ、今、上牧町において障害者スポーツ指導を広めようという動きがあります。実際、全日本の障害者スポーツ指導の資格を持たれて、その方も参加されています。相談もあるんですけども、ただ、その方は1人でやっておられます。声を上げて声を求むというように頑張っておられますので、もし広めようとされて役場の方に来られたら、また温かくお話を聞いていただき、実際、体験のスポーツ大会も個人でやっておられますし、参加もされているのは確認していますので、やはり町の運動会の中に1種目入れていただくとか、マラソン大会は車椅子であっても従来のコースを回らなくても参加できるよという募集の仕方でごさいただければ、交流ができるのではないかと考えます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今後につきましては、障害者の方も参加できるスポーツもごさいますので、できるだけ織り込んでいきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） よろしくお願ひします。

続きまして、3番ですけれども、使用施設の環境整備、安全性についてと、難しく質問してしまいましたが、これはグラウンド面についてなんですけれども、実はことし開かれまして上牧中学校の体育祭において転倒する子どもがおり、骨折が発生する事案が発生したと。それで、その子どもは3年生で、受験を迎えてテストに支障を来してしまったと。いろいろグラウンドを見ましたら、上牧中学校のグラウンドがトラックの中で1カ所、2カ所ほど土が緩んでいるところがありまして、そこで転んだと思われまして、それで、グラウンドのそこを修復するのに全体をめぐって土を入れかえてすることは困難かと思われまして、その対応としまして、何かいい方法を考えておられたらお聞かせ願ひたいんですけど。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今、実際、議員がおっしゃられましたように、中学校の体育大会の練習時、または当日、生徒が負傷するという事案が発生いたしました。原因といたしましては、走っていて絡まって足を踏まれたということや、競技中の転倒による骨折がございました。今、議員がおっしゃるように、めくって土をいれかえて砂を入れてという工法をとりますと、かなりの金額がかかります。グラウンド施設、けがのないように進めるというのが管理者の務めだとは考えておりますので、これからは点検整備、サッカー、野球等で使っているグラウンドになっておりますので、常にけがのないように整備しながら進めてまいりたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ぜひとも特に運動会が行われる前には整備をしていただいて、安全性に努めていただきたいと思います。

以上で私の方からの質問は終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 次の項目の役場の職員による草刈り実施については、さきに遠山議員が質問された内容の中に、今後の方針や危険な用具の取り扱いについての説明が含まれておりまして、私の質問と重複しますので割愛させていただきますが、関連の質問とさせていただきます。この質問を行わせていただくときに実は町の職員の、全員ではございませんが、少しお話を聞かせていただいたことがあります。報告になるんですけれども、失礼します。

近隣の町の草刈りの回数よりも少ないので、これぐらいやったらやらないといけないと思っている。近隣の町では、休日に全員職員で作業をして町内の方も参加して行っているの、そういうやり方もいいかなという話もありました。休日全員で地域の方と参加するということで、意見交換や交流にもなると考えるとおっしゃってましたので、この件について、これは報告になるかもしれませんが、この意見について考えを少しお聞かせいただければと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 草刈りではなく、ほかのところでも住民参加でお願いしているところもございます。例えば滝川の一斉清掃と、それから個々の大字では清掃等も行っていただいております。草刈りにつきましても、きのうも申し上げたわけでございますが、職員の連携等も図る上において自分たちの職場、そういうところは最低限で行っていきたい。ただ、やはり議員が申されますように、職員の日々の仕事、業務量もふえておりますので、この部

分については今後縮減の方で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今後そのように行っていただくことをお聞かせいただいて、終わらせていただきます。以上です。

次に、大きい4番目の久渡古墳群についてですが、この質問につきましてもほかの議員が質問されていますので、私の質問はソフト面のみに短縮して割愛させていただきたいと思っております。というのは、11月21日に行われました2000年会館の記念講演会に私も参加させていただきまして、町長、教育長と一番最前列で濃い講習を聞かせていただきまして、神秘的かつ歴史を感じたところで、この上牧町の宝でもある古墳のお話をぜひともソフト面ということで、神話という形でもイラストを使った報告でも、漫画やイラストを入れた漫画や紙芝居、短編アニメなどに残されて周知していただければ子どもたちも喜ぶのではないかと思います。その点どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それでは、上牧久渡古墳群について、先日、記念講演を開催いたしました。近隣住民の久渡古墳や町内で出土した遺物に対する意識の高さを認識したところでございますが、今後この久渡古墳の発掘調査や今後の整備のプロセス等を記録し、教材化を図らせていただきまして、小学校の副読本に掲載するなどの教育に努めたいと考えております。また、住民向けの歴史講座等々の開催も考えたいと思っております。今後につきましては、ホームページ等で発信が中心となりますが、充実した内容に努めたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。ぜひともわかりやすく説明をできる、みんなが喜ぶような取り組みにさせていただきたいと思っております。

以上でこの項目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 最後、5番目の質問ですけれども、これにつきましてもさきに石丸議員が質問された内容に含まれておりますので割愛させていただきますが、この部分だけ答弁させていただきたいと思っております。

26年8月9日に台風11号の影響を伴いまして17時55分に避難勧告が発令されましたが、そのときに金富31人、梅ヶ丘9人の方が上牧二中に避難されたと。204段の階段を上るのは困難であるということで、急遽車で避難されたということをお聞きしたんですけれども、そのと

きに避難されたところで毛布やら飲料水、食料、洋式トイレがなかった、女性職員がいなかったというふうな意見書を町長が参加されたタウンミーティングで言われたと思うんですけども、その辺の対応、うまくいったのかどうか。特に高齢者、梅ヶ丘では高齢率が49.5%、金富では40.6%になっております。狭い道を車で運んでいくということは、これからいろんなことが想定されますので、その辺のマニュアル的なもの、あの地域に限っては毎年起こり得ることでありますので、何かありましたら、もう時間が来ておりますので短く答弁いただければと思います。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） おっしゃいますように、上牧町では今まで避難していただくというところはなかったわけですが、初めてそういうふうな形で避難していただいたというところがございます。その中でいろいろ、今、議員が申されましたように、これからの問題点、それから女性職員の方の対応等もいろいろ伺ったところがございます。今後はその部分、伺ったこと、また町で検討することを整理いたしまして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、2番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後2時10分より行います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

◇東 充 洋

○議長（吉中隆昭） 次に、11番、東議員の発言を許します。

11番、東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 日本共産党、東 充洋でございます。

上牧町議会が始まって以来、議長を除く全ての議員が一般質問を行うという状況で、最後の質問者となりました。理事者の皆さんも議員の皆さんも大変お疲れでしょうが、もうしばらくおつき合いのほどお願いを申し上げます。

一般質問に入る前に、9月議会以降の政治状況について少し触れておきたいと思います。

9月19日、深夜、安倍自公政権は、6割を超す国民が今国会での成立に反対という国民の声を無視し、戦争法の採択を強行しました。日本共産党は同じく9月19日、戦争法、安保法制廃止の国民連合政府の実現を呼びかけました。戦争法案の廃案を求め、国民一人一人が主権者として自覚的、自発的に声を上げ立ち上がるという戦後かつてない新しい国民運動が広がり、その中でとりわけ若者たちがすばらしい役割を發揮して、日本の未来への大きな希望となりました。

しかし、安倍首相は国会多数の議決が民主主義だと繰り返していますが、今年の総選挙でわずか17%の有権者の支持で議席の多数を理由に、6割をも超える国民の多数の意思を踏みにじったわけであります。また、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含むかつてない広範な人々が戦争法に盛り込まれた戦争地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権行使、そのどれもが憲法9条をじゅうりんして自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっており、憲法違反と批判しています。このような重大な違憲立法の存続を許すならば、立憲主義、民主主義、法の支配という我が国の存立の土台が根底から覆されることになりかねません。

憲法違反の戦争法を廃止するためには、衆議院と参議院の選挙で廃止に賛成する政治勢力が多数を占め、国会で廃止の決議を行うことが不可欠であり、同時に昨年7月1日に集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することが必要です。この2つを確実にやり遂げなければなりません。そのために日本共産党は戦争法廃止、立憲主義を取り戻すという1点での合意を基本にした全ての政党団体、個人が思想、信条の違い、政治的な違いを乗り越えて、力を合わせて暫定的な国民連合政府をつくろうと画期的な提案をしました。それから約3カ月が経過しました。この間、立憲デモクラシーの会の中野晃一上智大学教授が呼びかけて、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会、安全保障関連法に反対する学者の会、S

EALDs、安保関連法に反対するママの会、立憲デモクラシーの会5団体と、日本共産党、民主、維新、社民、生活の野党5党は、3回の意見交換を行い、市民連合が応援する候補者や政党に求める事項として、安政法制の廃止、集団的自衛権の行使を容認した閣議決定の撤回、立憲主義の回復、個人の尊厳を守ることを提示するなど、連帯と運動が進められつつあります。

12月13日、熊本県で、戦争させない・9条壊すな！くまもとネットが、5野党と2つの労働組合に候補者擁立を要請し、保守王国と呼ばれてきた熊本で全国に先駆けて擁立を実現させよう取り組まれているなど、全国各地で運動が大きくなっている状況であります。来年夏に行われる参議院選挙で市民連合が勝利できるよう、大きな期待を込めておきたいと思えます。

それでは、一般質問に入ります。

私の通告書にも誤字がございます。通告書の④において、「平成27年」を「平成26年」に、そして2つ目の項目の「公正な住宅行政について」の3行目、「最後に目指し、ちん」という文字を「近」という文字に、その項目のまた5行目、「入居を認めないなら、不正入居をしています人」というふうになっていますので、この「不正入居をしています」を「る」に、「不正入居をしている人」というふうにご訂正願います。申しわけございません。

それでは、今回の私の一般質問は、上牧町の訴訟における経過と結果及び今後の対応について。公正な住宅行政について。平成28年度予算についての3点です。

初めに、上牧町の訴訟における経過と結果及び今後の対応についてです。今日までの上牧町が訴訟を起こしたり起こされたり事例があります。これらは当然、訴訟費用として予算計上され、執行されています。しかし、議会に裁判結果を報告されている事件もありますが、結果や今後の対応等について報告もなされていない事件もあります。これまでの事例として、1、平成20年2月19日、公営住宅家賃請求事件。原告は上牧町で、被告の訴えを却下するという判決によって全面勝訴しました。この裁判は、これまで同和住宅として建設された同和特別措置法が失効したことによって、公営住宅法の適用によって町営住宅となり、家賃の見直しが不服として家賃を供託された事件です。町の勝訴で未払い家賃を請求したが、全額払われていないと以前に報告を受けたが、以後の経過について報告を求めます。

②としまして、平成26年損害賠償請求事件。この事件は、焼却場において機材を上牧町に貸与しているので返還してほしいと裁判に訴えられ、上牧町が被告となった事件について、裁判の経緯と結果について説明を求めます。

③平成26年町有地不法占拠土地明け渡し及び収去の執行申し立て事件。町有地、宅地に無断で産業廃棄物等が置かれ占拠された事件です。この事件の経緯と結果及び今後の対応について、報告を求めます。

④平成26年契約解除と家賃滞納支払い請求、不法占拠明け渡し請求訴訟について、この事件は改良住宅契約者が家賃を滞納し、その住宅に居住資格のない者が不法占拠しているという内容での裁判で、経過と結果及び現状について説明を求めます。

⑤平成27年改良住宅不法占拠第二住宅明け渡し請求及び滞納支払い請求事件について、経過と経緯について説明を求めます。

2つ目の項目といたしまして、公正な住宅行政について。上牧町は不正な町営住宅への入居は認めないとし、不正入居が発覚すれば明け渡しを求め、公正な住宅行政を進めています。しかし、町営住宅の居住者の方から、不正入居を取り締まる町は正しいことをしていると理解している。近所で不正入居として2件退去した。しかし、まだ2件、不正入居している。不正入居を認めないなら、不正入居している全ての人に適用すべきであるとの指摘を受けました。公正な住宅行政を進めるためにどのような施策を講じていくのかお伺いいたします。

3つ目の項目、平成28年度予算について。平成28年度予算編成が行われています。新年度予算の編成についての方針と新たな事業計画の有無について伺います。また、公共料金の引き上げの有無についてもお伺いいたします。

以上、3点について質問いたします。再質問につきましては、質問者席で行わせていただきます。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） それでは、東議員の上牧町の訴訟における経緯と結果及び今後の対応についてというところで、①の事象についてでございますが、これにつきましては、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年5月31日公布）の施行に伴いまして、町営住宅の家賃改正を平成10年4月1日から実施いたしました。改正した主な点についてでございますが、これは今まで定額料金であったものを入居者の収入に応じた部分で改正するというところの改正でございます。その改正に対しまして、入居者の13名から、応能応益は同和対策施策上違法であるとの理由から値上げ家賃の支払いを拒否されまして、従来の定額家賃を継続するよう裁判所に提訴され、従来の家賃を法務局に供託されたというところがございます。これにつきましては、平成10年4月1日に法務局の方に供託されまして、法務局から町の方に通知があったというところがございます。

それを受けまして、町としては訴訟を行ったというところがございます。第一審の判決については町の勝訴でございます。これにつきましては、平成18年12月12日でその判決をいただいたと。また、それに基づきまして、その第一審の判決を不服とされた入居者が控訴される。それで棄却を言い渡されるということで、二審判決が決定いたしました。それが平成19年の9月14日でございます。また、それを受けまして最高裁に上申されるが、上告が棄却されたと。これが平成20年2月19日でございます。以上の経緯を踏まえまして、町としては平成20年3月から平成23年3月の間におきまして、異議申し立て者の13名の代表者2名と今後の方向性と家賃値上げ分の支払いの交渉を行っておるところでございます。

ただ、その結果につきましては、代表者2名はその説明事項を持ち帰り、全員で協議するという部分でございます。その後、23年3月をもって町の担当者が退職いたしまして、後任者に事務の引き継ぎがなされましたが、後任者の異動や退職が相次ぎ、現状においてその後の状況は把握できておらず、交渉も進展していないというのが今の現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） この事件に関しても非常に時間がかかっているという状況と、もう1つは、確かに激務な職場であるということは我々も十分理解しているところなんですけれども、やはりここまで、1つは地裁、そして高裁、最高裁とまで行った裁判なんです。ということは、それなりの裁判ということで費用もかかっているということは間違いないわけで、そういう中で勝訴しているにもかかわらずというところがあるんです。それはそれとして差しおいても、担当者の方が退職された後、スムーズに後任の方々に引き継いでいかれて、今の現状がどうなっているのかということがどうして上牧町は抜けるのかということが、私としては一つ不思議で仕方がないんです。そういうことをずっと踏んでいって、今こういう結果で協議がまだ続いているところなんですというのであれば、誰しもがまだなるほどなということにもなるかもわかりませんが、そういうことなしに、協議をしたまま、おいたままになっているじゃないですか。それは当然、課長やとか部長の責任ではないと思いますよ、これは。当然、担当でないときの古い話のことですので、そうではないというのはよく理解するんですけど、ここは副町長でも町長でもどちらでも結構ですけども、この点はどう考えますか。

○議長（吉中隆昭） 田中副町長。

○副町長（田中一夫） 今おっしゃったように継続的な対応をする、これは基本でございます。

この事象につきましては、過去にいろんな事象が起こって対応したけども、結論的な結果は

出たけども、その最終的な詰めをしていなかったということで、今ご指摘いただいたように、これからその部分をもう一度ひもといて、どういう問題があってどういう課題があって現在整理できていないのかということも十分整理しながら対応させていただきます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そうですよ。でないと、結局どういう形になるかは別として、さきのこれを担当されていた課長のときには支払ってもらえない、支払うと言うけれども法外な言い分によってそれでは困るというようなことでやり取りしていたというのは聞いていると思うんですね、我々議員も。そういう中で、前任者の方も非常に苦慮されていたということは十分我々も熟知しているんです。差別者呼ばわりまでされてこれに当たっていたということも、我々は存じているわけなんですね。ですから、非常に難しい事象であるということもよく理解しているんですけれども、しかし、それはそれと差しおいて、そしたら聞きますけれども、13名の方でひよっとすればもうお亡くなりになっていたりだとか、退去されたりだとかいうふうになっている人がいてるんじゃないですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今おっしゃっている部分について、その後、23年度からその部分については、まだ現状きっちりとした調査はしていない状況です。ただ、可能性としては変わっている可能性も100%ないとは言えませんので、今後進めていく上においては、その部分も調べた後に対処をしていかなければならないかなというふうには思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ですから、現状が全く今のところはわからないというような状況になっているわけですよ。ですから、こういうところは、行政としてはこれは非常にやっばりまずいですよ。一連の訴訟もそうなんですけれども、やはり上牧町が町としての機能をそのときそのときにきちっと対応していないがために、こういう訴訟につながっていったらという、これだけじゃないですよ、ほかの部分も。というような状況が、私が5つ事例を挙げたわけなんですけど、その中にそういう部分が多分に含まれているといっても過言ではないというふうに思うんですね、副町長。ここのところは、今後そういうことは絶対あってはなりませんし、この部分においても業務が本当にたくさんあると思うんですけれども、これはやはり1つの事件であるわけですから、ここにはそれなりの町費として我々の税金を費やしてきているということは間違いありませんので、結末がどうなっているのかということは、結末を必ずつけなあきませんし、今現状がどうなっているのかということをやはり上牧町とし

てきちっと把握をしておくということが求められるというふうに思うんですけども、副町長、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 田中副町長。

○副町長（田中一夫） 今ご意見いただいた内容は全てそのとおりだと思っております。通常は考えられないこの事象と思うんです。異動があった場合、部長、課長、その課題、大きな問題等がありましたら箇条書きをし、現況も記載して引き継ぎするという流れの中でやっているはずなんです。このような大きな問題をその中に記載しないということ自身が、今おっしゃった形でやはり体制づくりがちょっと欠如しているところがあるのかなと思いますので、そのようなことがないようにこれから注意しますし、今起こっているこの問題につきましては、先ほど言いましたようにちゃんとひもといて、どういう問題、課題があつてなぜ起こったのかということも検証して、一定の時期の段階でお知らせいたします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。この事件につきましても、ぜひ、あす、あさつての話ではないと思いますけれども、きちっと議会の方に報告をしていただくということによろしゅうございますね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） そのように最後に結果はまた報告させていただきたいと思えます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それでは、②の賠償訴訟請求事件について経緯と結果、今後の対応があるならば対応についてお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、東議員の質問の中で、裁判対応に対する結果というところで、まず5点質問いただいているんですが、今の2点以外は全て私の所轄になりますので、先にそちらの方へ行かせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、この2番目をおいて、3、4、5ということで続けていくということですね。結構でございます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） それでは、質問要旨の3点目でございますが、不法投棄を求め

る訴訟についてというところでございますが、まず、これの始まりの経緯というところになるんですが、これにつきましては平成24年8月に上牧4160番地ほかの土地におきまして、建設廃材が投棄されている状況が住民からの通報により判明したというところでございます。

これに基づきまして、町におきましては不法投棄を撤去する依頼をしておりますが、全然一向に進捗がない状況におきまして、平成26年3月5日に町長名による警告通知を行ったところでございます。そのときにおきましては、撤去期日にしばらく待つてほしいとの回答がございました。その後、何の進展もございませんので、同年5月5日に町の顧問弁護士により通知を行ったところでございます。この通知による返答はなしというところでございます。

それに基づきまして、平成26年9月議会におきまして訴訟の提起を議決いただきました。それに基づきまして、11月14日に奈良地方裁判所葛城支局へ訴訟の提起を行いました。それで、27年1月15日に第1回の口頭弁論が開かれまして、被告に訴訟の送達、それから答弁の提出もなく口頭弁論の終結が宣言されたところでございます。それに伴いまして、また27年1月22日に第2回の口頭弁論が開かれたところでございます。その内容につきましては、一切の動産の収去をし、土地を明け渡すこと及び訴訟費用は被告の負担とする判決が出されました。これに基づきまして、1月22日から2月5日までの2週間の間に相手方からの控訴がなかったため、強制執行の申し立てが可能となったわけでございます。それで、27年3月26日におきまして、顧問弁護士から土地明け渡しの申し立て及び動産の収去執行申し立てを行いました。それで、27年4月30日に授權決定がなされたところでございます。その手続に基づきまして、27年5月27日に執行官による臨場というところで強制執行の通知をその場所に貼付されたところでございます。それに基づきまして、町といたしましては、平成27年6月の補正におきまして裁判費用、それから廃棄物の処理費用、それから執行予納金等を予算の中で計上させていただきました。その議会終了後の6月29日から7月14日の予定で強制撤去を行う予定で進みました。7月8日に全ての撤去が完了いたしまして、出入り口の柵設置が完了したというところでございます。それを受けまして、27年9月4日に訴訟費用及び動産費用使用の支払い通告書を相手方に弁護士から送付していただいたと。そのところの確認をいたしましたら、9月5日には相手方が通知書を受理するというところございましたが、その後何の返答もないというところが今の現状でございます。

町といたしまして、この現状を踏まえて、一応、預貯金の差し押さえを行うべく現在手続の協議を行っているところでございます。その後におきまして、状況に応じては、結果次第によるんですけれども、刑事訴訟も検討していかなくてはならないかなというところござ

います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 詳しくありがとうございます。それで、弁護士の方からこの裁判費用、それから撤去費用等々の金額を相手方に支払うようにということでの通知を出された、この金額は幾らになるんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） この金額につきましては、一応、訴訟費用と動産物の収去費用を含めまして1,891万円でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。これも金額が1,891万円、ここで不法占拠を、上牧町の土地であるにもかかわらず勝手に誰の許可も得ずして、こういうようなふらちなことが可能になるということ自体が普通信じられないんです。ところが、平然と上牧町ではこういうことが行われると。そして、自分の好きなような状況を上牧町で出しといて、後は一切責任をとらないというような状況になっているんですよね。この1,891万も我々の大切な大切な財源の中から支払われるというような状況になっている。このような状況を、こんなふらちなことは二度と起こってはならないというふうに思うんですけども、それは皆さんと同じ思いだというふうに思うんですけど、二度と起こさないために、今、上牧町には公社から受け継いだ土地もたくさんあります。同じような過ちを起こさないための施策をどのようにとっておられるんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今の質問の件でございますが、その部分については一応現用の町有地、特に道路に面した土地で不法投棄がされる可能性が高い部分につきましてはパトロールを実施して、年次計画を策定しまして、門の設置等については早急に柵等の設置はしていかなければならないかなというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それは今の事象のあった土地のことですか。ほかも含めて。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今のところについてはもう柵は設置しておりますので、それ以外の土地というところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） やはり町としても、まだまだ使う計画のない、売りたいでもなかなか売れないというような状況が続く中で、どんどんどんどんと時間が経過するというもとでは、本当に誰が持ち主でどこの土地なんやろというようなことが全くわからないというふうになってしまうというのが往々にしてあるんですよね。やはりそういうことがあってはならないわけで、上牧町の土地におきまして、公社から引き継いだ土地におきまして、全体として年2億ほどのお金を毎年毎年償還している、返していっているというような状況になっているわけですから、1坪たりとも、これらは住民の大切な財産であるということをやはり再認識していただいて、そのような土地をむやみに使われて、あげくの果てにそれを近隣の住民の方に大変な迷惑をかけるということで、結局撤去をせざるを得ない、それも町費でやらなければならないと、こんな不合理な話はないわけですので、二度とそのような事象は起こさないようにぜひ努めていただくということで、強く申し上げておきたいというふうに思うんですけれども、その点はよろしゅうございますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今ご指摘の部分については、十分留意して続けてまいりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それで、これを今、1,891万を相手方の方に請求しているという中で、今のところは何ら返事がないわけですので、預貯金等の差し押さえをというふうに考えているということなんですけれども、これはそういうふうな手続には入っておられるわけですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今のところ、預貯金を押さえるという部分につきまして、預金されているであろう銀行等をこちらの方としては予測しまして、その状況がどういうふうになるかという部分は町の方である程度の調査をして、その部分を弁護士とどのように今後進めていけば事務がスムーズに進むのかという協議については進めているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） このような不法な支出を町民は決して認めるわけにはないというふうに思いますので、ぜひその辺は細心の調査をもって突きとめていただいて、ぜひ解消するという強い態度で臨んでもらうことを切望します。

私はこういう中で、人のものを勝手に使って勝手にするというのは、これはまさしく刑事

事件ではないかなというふうに初めから思っているんですけども、これは刑事事件にこの段階ではないんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 町としてこの部分で支払いを通告している中で、これ、先ほども申しましたように、この中でできるだけ多く回収できるに越したことはないんですが、その状況というのは、まだどれだけ回収できるかという部分については不明な部分でございます。また、ここの部分については、予測としては回収できないという部分も予測されるわけなんですけど、その場合については、先ほども私が回答させていただきました中で、その結果次第によっては刑事訴訟も考えなくてはならないという部分で思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 刑事を先に打って、そしてその後、民事で賠償を求めるということは、このような事象のときはできないんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 私はそのところは余り詳しくないんですが、できないということはないのではないかなというふうには思うんですが、そこは方針の中で決定していくべきかなというふうには思っております。

○議長（吉中隆昭） 田中副町長。

○副町長（田中一夫） 今ご意見の刑事から民事というお話なんですけども、もともと民事で始まったのは、町の土地管理、所有地の適正な管理をしてその中で起こることであればいいんですけども、今おっしゃったように、町の土地を勝手に不法占拠しているという状況がございまして、その土地を何らの形にほかの人に貸しているとか、転売するような行為に至ったとか、刑事的なところがあれば今おっしゃった話ができんですけども、あくまでも最初は他人地の不法占拠、そこに捨てたということで、民事の中でまず支払うということで、最初は民事事件ということで訴訟になったということでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 1つ、というのは町の方の方針としては、民事でまず戦って、取れるものは取っておこうということに至ったと、選択したという考え方でいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 田中副町長。

○副町長（田中一夫） 先ほども言いましたように、まず民事でやる形が一番適切であるという弁護士との話の中で決まったということでございます。

◇

◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時09分

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 了解しました。この件につきましても、ぜひ議会の方に今後の現在の状況、それからこれからの経緯云々について、全て一切をご報告願うということによろしくございますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 決着がつき次第、また報告させていただきたいと思います。

○11番（東 充洋） そしたら、次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 続きまして、訴訟の質問要旨の4点目でございます。これにつきましては、事象の経緯でございますが、平成26年11月14日に改良住宅使用者の長期滞納者に対し支払い通告をするも、返答はない及び名義人以外の入居者の判明により、平成26年12月議会において、使用料の支払いの訴え及び名義人以外の入居者に対し、明け渡しの訴訟の提起の議決をいただきました。それに基づきまして、27年1月23日に内容証明を奈良地方裁判所葛城支局の方に提出をいたしました。

それ以後の経緯でございますが、27年4月21日に第1回の口頭弁論があり、同年6月16日に口頭弁論の最終日を迎えました。それで、27年7月16日に訴訟判決をいただいたというものでございます。これを受けまして、7月16日から1カ月間の履行猶予期限を設けまして、被告2名から判決の履行はされていない状況でございます。これが7月16日現在でございます。この状況を踏まえまして、次の手段として町といたしましては、強制執行の手続を顧問弁護士から葛城裁判所執行官室に11月末に申し立てを行いました。それに基づきまして、執行官から不法占拠されている改良住宅の入居者に対し、明け渡しの催告が今現状されております。この催告の期間につきましては、約1カ月でございます。これに基づきまして、この1カ月を経過いたしますのが平成28年1月末になるのかなという部分でございます。この催告期日が1カ月以上過ぎても明け渡しがない場合については、執行官、それから顧問弁護士、業者による改良住宅の明け渡し手続の実施と財産の差し押さえを検討している今の状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 明け渡しをやって約1カ月、最終的には28年1月末だということで、強制執行が実際に実施される時期というのは、この1月末からどれぐらいかかるんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 催告期限が1カ月を過ぎて、実施されるのが28年1月末ぐらいになろうかなと。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。この辺も上牧町の強い態度で臨んでまいっていただきたいというふうに思いますので、この辺もまたご報告のほどお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） これにつきましても、また一定のめどがついた時点でご報告はさせていただきますと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 次、⑤をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） まず、この件につきましても事象の経緯でございますが、これにつきましては、改良住宅にお住まいのK氏が平成27年5月4日に死亡されたというところでございます。その死亡に伴いまして、まず、K氏の3親等に当たるおじから、その方を通称でN氏と呼ばせていただきますと、そのN氏の妻及び次男から、N氏を看病するために転居したいという申し出がございました。この時点について、その方については入居ができないというところで、町としてはその部分をできませんよとお伝えさせていただきました。それで、申し出者のNさんが7月に死亡されまして、死亡されて間もなくその次男が改良住宅のK氏のところに入居されているということが判明いたしまして、それに基づきまして、町といたしましては、8月4日から18日までの期日を設けまして明け渡ししなさいよという通告を行わせていただきました。それ以後、明け渡しがない場合については法的措置をとるという通告もさせていただきましたが、明け渡しはないという状況におきまして、その住宅の不法占拠の明け渡し及び滞納支払いの訴訟の提起の議決を27年9月議会でいただいたというところで、それを受けまして、一応町といたしましては9月25日、議会終了後に内容証明を作成いたして送付をいたしました。その後、1カ月程度期間を置きまして、第2回目の内容証明の送付を顧問弁護士から行っていただいたというところで、それ以降につきましてはそういう措置を行いました。それ以後、進展したという部分につきましては、27年11月24日に改良住宅の名義人K氏が死亡されたというところで、そのK氏の法定代理人という方がつかれまして、その法定代理人からその状況の確認というところで電話連絡等がございまして、

それにつきましてK氏の滞納状況、それから明け渡し状況について説明をさせていただきました。K氏の所有の部分につきましては、法定代理人から明け渡し手続と、それからK氏が滞納されておりました改良住宅の使用料についてはお支払いできますよというところの回答を得ておるといところです。

それと、法定代理人というのが相続財産管理人である弁護士という部分でございます。それにつきまして、K氏の改良住宅についての明け渡しと滞納使用料は納めていただけるかなというところでございます。

次に、そしたら不法入居しておった2名というところになるんですが、これにつきまして、N氏が死亡されたというところで顧問弁護士から、一応入居されているN氏の兄弟になるんですが、そのうちの1名が相続放棄の手続を行ったという報告がございました。それと、もう1名の次男についてはまだ相続手続を行っていない状況であるという報告は得ているんですが、それについて、相続放棄をしていなくても次男がN氏の財産を継承したという事実等が、町の方でそれを立証できるのか云々という話がございまして、そこについては町の方としても立証がしがたいというところで、それができないのであれば訴訟に踏み切るのは得策ではないのではないかとこのところで、弁護士による和解文書の作成によってその分を明け渡ししていただく方がいいんじゃないかというところで、今それに向けて明け渡しをしてもらおうというところで検討しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） この件につきましても、以後の経過について報告を願うということで、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） ②についてお答えさせていただきます。

平成26年3月10日、上牧町に対する損害賠償請求の訴状が奈良地方裁判所葛城支部へ提出されました。請求の趣旨につきましては、平成7年8月ごろ、建設機械1台を期限を定めず被告に貸し渡したが、原告に無断で処分したので、機械の価格333万6,000円と支払い済みまでの遅延損害金の支払いを請求する。

平成26年4月25日より第1回口頭弁論が始まり、以降、8回の公判を経て、翌年の平成27年4月20日に結審、同年7月17日に判決が下ったわけでございます。主文の内容は、原告の請求をいずれも棄却するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そういう判決でよかったわけなんですけども、しかし、ここで言うておきたいのは、ここでもやはり裁判に訴えられるということで費用がかかっているわけですので、ぜひ親しい人であろうが、また町に入っている業者であろうが、いろんな関係があるかもわかりませんが、むやみやたらに貸借関係をつくらないということを徹底していただきたい。何が起こるかわかりません。ですから、軽微なことであっても必ず契約書なり文書なりをきちっと残しておくということをぜひ心がけていただかないと、同じような過ちがまた起こると。そして、皆さんにだって親しい業者の方だとか親しい方々だっていらっしゃるわけで、うちのを使っいたらええやんかというような、そういうような話が月日がたつと請求をしなければならぬというような状況に陥るといことが、これが1つのいい実例ではなかったかというふうに思いますので、安易なことはぜひやめていただくように強く申し上げておきたいというふうに思うんですけども、ここは町長、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、田中理事から説明がありましたこういう事件、それと先ほど下間部長から説明をさせていただいた件につきましても、やっぱり町としてどうするべきか、どうあるべきかというのをやっぱり忘れていたような感もしております。私か全員が引き締めてそういうことに当たっていくということが大事なのではないかと思っておりますので、これからそういう考え方で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そうですね。これから人口ビジョンや上牧町の基本構想だということ、多くの人たちに上牧町を知っていただき、そして上牧町に多くの人に住んでいただくというような夢を持って、皆さん、今取り組まれているところだというふうに思います。そういう中でこういうようなことがあれば、こんなたすい上牧町なのかというふうなイメージを植えたのでは、上牧町のイメージがよくなるはずがございません。ですから、その辺を今、町長がおっしゃったように、きちっと皆さんに気を引き締めていただき、普通の行政を執行していただくということに努めていただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 次に、質問事項の公正な住宅行政についてというところで、質

問の要旨の中で、いまだ入居を認めていない入居者がいるというご質問でございましたが、今現状において、具体的にそういう部分について、今担当の部署としては事象は把握していないというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） これは北上牧の第一住宅のところでばったり副町長とも会ったわけなんですけれども、私がマイクを持って宣伝をしていたんです。そこへ住民の方が、男性の方なんですけど、ちょっと高齢の方が来てくれまして、その方が自分の知り合い2軒がやはり不正入居という形で退去された。これ、上牧町のやっていることは正しいと思う。そやから、その正しいことを推し進めてくれているので、自分は正しいと思っているんやと。そやけど、自分の知っているところでまだ2軒ある。そういうところが放置されているというのはやっぱりおかしい。同じ2軒を退去させたという実績を上げてあるのであるならば、同じようにそこにも適用せなあかんのちゃうのというお話をいただいたんです。そのお話を聞いて、私もそこでこうします、ああしますなんて言えるような立場ではありませんので、きちっとした場所できちっと質問します。それをもって、今度またどういうことやったんかということをお伝えするようにしますというふうにしたものですから、あえてここでこのお話をさせていただいたという状況なんです。今のところはわからないということですので、私は大体この辺違いかというのを聞いていますので、また改めてこの辺はどうかというのをお聞きするようにいたします。

28年度の予算について、これについてはちょっと質問を残しましたが、さきの議員もお聞きになっていたことですので、重複するかと思いますので、この辺は省かせていただくということで、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

ここで、議員側より本会議の場面を写真撮影したいという申し出がございますので、よろしくご協力をお願いします。

服部議員。

○8番（服部公英） 午前中の私の質問のときにもブザーがブーブー鳴ったんですけれども、今回も鳴りましたけれども、原因を調べてほしいんですけれども、今回議会が終わってからも結構ですから一遍調べといてください。

○議長（吉中隆昭） それでは、ご協力ありがとうございました。

これで本日の一般質問を終わります。

平成27年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成27年12月16日（木）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 3 議第 3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第 6 議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について
- 第 7 意見書案第1号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）
- 第 8 文教厚生委員長報告について
- 第 9 議第 1号 山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について
- 第10 議第 5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第13 議第 9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第14 議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	脇屋良雄	書記	山下純司
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎総務建設委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、総務建設委員長報告について。
富木委員長、報告願います。
富木委員長。

（総務建設委員長 富木つや子 登壇）

○総務建設委員長（富木つや子） 皆さん、おはようございます。6番 富木つや子でございます。総務建設委員会の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました、議第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議第7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について、意見書案第1号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）について、以上6議案について、12月9日午前10時から、全委員出席により慎重審議いたしました結果、全議案、全委員異議なく可決いたしましたことを報告いたします。

それでは、主な質疑について、報告をしてまいります。

議第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

第4条、個人番号の利用範囲において、町独自の利用、町内連携、機関連携と細分化されたが、その狙いは何かの質疑があり、市町村によってさまざまなやり方があるが、利用しやすいようにこのような区分にしたとの答弁がありました。また、資料の別表以外にも、番号法に関する業務はあるのではないか。例えば、町営住宅使用料は所得によって決められており、どのように扱うのかについても質疑があり、入居者から課税証明書を提出していただく扱いになる。番号法を利用して調べに行くことは考えていないと答弁がありました。続いて、個人番号の独自利用以外に、個人番号の横出しや上乘せの利用も可能となっており、必要に応じてこの条例のたゆまない見直しと改正が必要では、との質疑があり、そのとおりであると答弁がありました。

次、第6条、委任において。この条例の施行に関し必要な事項は町長が規定で定められているが、基幹となる重要な条例であり、規則は条例と一定のものである。規則をどのような内容で制定するのかとの質疑では、時間的な制約もあり、今、作業中であると答弁がありました。施行日が平成28年1月1日となっているが、規則案について、施行日までに議会で議論できるようにとの委員の求めについて、規約案については、施行日までのできるだけ早い時期に議会に提示したいと答弁がありました。この条例制定に当たって、パブリックコメント、意見公募手続を実施したかどうかについて質疑があり、理事者より、パブリックコメントは実施していないと答弁がありました。続けて、委員より、しなかった理由について、また、今後、このような重要な条例の制定や改廃、また、本条例の改正手続についてもパブリックコメントの実施を求める質疑があり、質疑に対し、しなかった理由は、国からの情報提供の少なさである。今後、実施について前向きに検討すると答弁がありました。上牧町の職員のマイナンバーの利用について質疑があり、役所としていち早く利用していきたいとの答弁がありました。

議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について。

今回の改正では、上牧町の実状、具体的には、上牧町での地方税の未納状況等を踏まえた独自の規定、条項はあるのかとの質疑があり、上牧町独自の規定、条項はないとの答弁がありました。また、職権による換価の猶予手続について、具体的にどのような状態を想定しているのか、換価の猶予を職権とする場合の基準なども明確にすべきではないかなどの質疑があり、上牧町にとって直ちに換価をするより、徴収上有利になる場合等が考えられる。基準

等については、早急に整備をする予定であると答弁がありました。

続いて、徴収課内での内容を精査する担当職員の体制や人員の適正な配置は大丈夫なのかの点について質疑があり、その点について、現在、パート職員含めて、4名で担当しており、人員としてはとても厳しい状況であると答弁がありました。

また、今回の改正により、附則第16条の2のたばこ税の税率が削除となったが、今後の影響について質疑があり、答弁として、たばこ税の特定の廃止に伴う影響については、紙たばこ三級品の税率が引き上げられるが、激減緩和の観点から4段階に分けて実施されると説明がありました。

続いて、今回の特例税率の廃止となる日以前に、紙巻たばこを持っている販売店に講じられる措置について、今後のたばこ税の影響についても質疑があり、紙巻たばこを持っている場合は手持品課税となり、平成28年4月1日以降、5,000本以上であれば、引き上げた税率で課税する。今後の影響は、三級品紙たばこの直近のデータで、町の全体の4%の本数をもとに計算すると50万円から60万円の増収になるが、これは28年度精算しないとまだわからないとの説明がありました。

また、第8条から12条について、今回の条例化によって、現在の規定が今後どのようなのか、また、滞納者への影響について説明を求めたところ、答弁では、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税の納税猶予制度の見直しが行われた。納税者の担保の職権による換価の猶予手続と申請による換価の猶予の申請手続が盛り込まれた。制度としては前回にもあったが、今回、条例化されたとの説明がありました。

議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

今回の改正の趣旨について。平成28年1月から個人番号カードが発行されることに伴い、住基カードの新規発行が今年の12月で終了することに伴う改正と認識しているが、間違いなしかとの質疑があり、そのとおりであると答弁がありました。上牧町で現在、発行されている住基カードの枚数に対して、平成15年8月以降、850枚の交付をしているが、転出や死亡等により数は変化していると答弁がありました。

続いて、住基カードを持っている町民は、個人番号カードの交付を受ける場合、その住基カードを返却する必要があると総務省のホームページに掲載されているが間違いはないか。また、その返却に関する窓口業務は問題ないかとの質疑があり、住基カード返却の話はそのとおりである。窓口業務についてはしっかりと対応していくと答弁がありました。

議第7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

歳出について。

説明書7ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料固定資産台帳作成支援業務委託料137万2,000円について。かなりの減額となっているが、当初の予定どおりの作業内容と変更はないのかとの質疑があり、変更はないと答弁がありました。また、国民年金システム改修委託料42万9,000円に対する交付金の質疑があり、100%交付金で実施すると答弁がありました。

同じく、説明書7ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料、公会計システム導入委託料97万2,000円に関し、公会計制度の導入時期について説明を求めたところ、平成28年度決算から公会計制度による公表を実施する予定であるとの答弁がありました。また、その場合の、従来単年度の単式簿記方式による決算処理はどうするのかについて質疑があり、従来どおりの扱いで行い、公会計制度については資料として扱うことになると答弁がありました。

同じく、説明書7ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1電子計算費、節13委託料、選挙人名簿システム改修委託料96万円について内容の説明を求めたところ、公職選挙法の改正により、選挙権が18歳以上からと引き下げられたため、選挙人名簿を改修する必要があるためである。また、上牧町の有権者は、現在、1万9,030人であるが、18歳と19歳的人数は約540人である。全国では、約240万人であると答弁がありました。また、成人になっていない人たちに選挙権が与えられることから、啓発について、施策等を講じる計画についても質疑があり、選挙管理委員会でいろいろと検討されているが、まだ具体化はされていないが、今後、講座、ゼミ等を行ってはどうか等が話し合われると答弁がありました。

説明書8ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節15工事請負費、梅ヶ丘老人憩いの家下水道切りかえ工事19万6,000円に関し、公共施設等総合管理計画の取り組み状況の内容を説明を求めたところ、来年度に計画の策定を予定していると答弁がありました。

同じく、説明書8ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金及び交付金の病児保育事業負担金37万2,000円について、内容の説明を求めたところ、子どもが病気になった場合、親は仕事を休まなければならないという現状である。大和高田市の土庫病院敷地内に、ぞうさんのおうちが開設されており、病気になった生後6カ月の乳児から6歳までの子どもを1日2,000円の個人負担とおやつ代200円で保育してもらうためのものである。土庫病院のぞうさんのおうちは、大和高田市、香芝市、葛城市、御所市、田原本町、

広陵町、上牧町、河合町、王寺町が協定加盟をしていると答弁がありました。

説明書9ページ、款7消防費、項1消防費、目1非常備消防費、節18備品購入費管理備品35万円について、しんちゅう製筒先盗難が相次いでいるが、各分屯所において予備に置いてあるアルミの筒先との交換はできないのかとの質疑について、前回にも盗難があり、もう予備はなくなっていると答弁がありました。

説明書10ページ、款8教育費、項5社会教育費、目7文化財保護費、節11需用費、上牧町文化財調査報告第3集の印刷製本費57万3,000円について、調査費は含まれているのかどうか、また、周知徹底方法についても質疑があり、調査費は含まれていない。関係部門に300部配付、また、町のホームページにでも公開していきたいとの答弁がありました。

説明書11ページ、款8教育費、項6社会体育費、目1社会体育総務費、節19負担金及び補助及び交付金14万4,000円の総合型地域スポーツクラブ里風についての基本的方針について質疑があり、子どもからお年寄りまで、地域の身近な場所でさまざまなスポーツや運動に楽しめる住民主導のスポーツクラブである。多種目、多世代、多志向を基本理念に、家族でスポーツを楽しみ、複数の指導者を育成するなど、地域のスポーツ環境のより一層の充実を目指すものである。また、取り組みには、t o t oの収益をスポーツ育成として使用するとの説明がありました。

議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について。

公募型プロポーザル方式による入札を行われたが、事業者選定の経緯について説明を求める質疑があり、答弁として、10月7日に、上牧町入札契約審査会に付議し要綱を定めて、別途、選定委員会で審査することにした。実施要綱案についての承認を得て、参加表明書の提出、質問の受付と回答、プロポーザル提案書の提出、プレゼンテーション等を実施し、11月末に業者選定を行ったと説明がありました。また、上牧町入札契約審査会に、外部の専門家も加えることを検討してはどうかについては、今回の業者選定に当たっては、外部専門家にも意見を求めて選定を行ったと答弁がありました。

以上で、総務建設委員会の主な質疑内容について報告を終わります。以上です。

○議長(吉中隆昭) 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第2、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第4、議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第5、議第7号 平成27年度上牧町一般会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第6、議第11号 上牧町防災行政無線デジタル化整備事業に伴う請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第7、意見書案第1号 複数税率による軽減税率の導入実現を求め
る意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第8、文教厚生委員長報告について。

康村委員長、報告願います。

康村委員長。

（文教厚生委員長 康村昌史 登壇）

○文教厚生委員長（康村昌史） 7番 康村昌史です。

文教厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において文教厚生委員会に付託されました、議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について、議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、以上6議案について、12月8日午前10時から、全議員出席により慎重審議いたしました主な結果を報告申し上げます。

議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について。

新施設建設には、天理市の地元への説明と協力を得ることが前提である。天理市の状況についての質疑があり、地元説明会が行われているが、天理市からは報告はないとの答弁があった。一部事務組合の設立で、権限と執行は全て組合になるので、組合議会の役割が重要であり、議会の公開、会議録の公開、組合だよりの発行を考えてはどうか。また、民主的な議員の選出と審議が十分行われる定数が必要であるとの意見があり、組合議会は公開で開かれる。組合だよりの発行など、要望は会議で伝えるとの答弁があった。

また、新施設稼働までのスケジュールについての質疑があり、平成28年度当初に、一部事務組合の設立を行い、奈良県に設立申請を行い、4月に設立の予定になっている。平成28年度から4年かけて環境影響調査を、平成31年度まで行う。その後、平成32年度において、建設工事の実施設計を行い、平成35年度に新設供用開始になる予定との答弁があった。

また、ごみの収集の運搬業務についての質疑があり、収集運搬はこれまでと同じであり、天理市で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大、リサイクル全ての処理を行う予定との答弁があった。

また、財政面での国や県の優遇措置を十分調査してほしいとの要望があり、王寺周辺広域市町村圏協議会の7町のうち斑鳩町、平群町、王寺町が参加を予定されていない理由についての質疑があり、王寺町は現在、香芝市と広域を行っており、平群町は生駒市と共同で行う予定であり、斑鳩町はごみゼロを目指す町として参加の必要がないという町長の考えがあるとの答弁があった。

また、斑鳩町は、どのようにごみを減らそうと考えているのかとの質疑があり、生ごみを大型のコンポストに入れて堆肥化処理を行っているとの答弁があり、採決の結果、議第1号は、全議員異議なく可決いたしました。

議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

国民健康保険税の減免申請書に個人番号の項目が加わるが、番号の記入がない場合はどうかとの質疑があった。申請書は受け付けるが、所得証明の提出が必要になるとの答弁があった。

また、国民健康保険税の減免申請期限の見直しで、「納期限前7日」から「納期限」になる根拠について質疑があり、軽自動車税の「納期限前7日」から「納期限」に改める税制がもととなっているとの答弁があった。

また、保険税の減免措置では、個人カードか個人カード通知書を提示して、個人番号を記入していただければよいとの答弁があり、採決の結果、議第5号は、全議員異議なく可決しました。

議第8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

今回の補正は、約1億円の増額で、内訳は、療養諸費で7,200万円、高額医療費で2,800万円、事業費で30万円である。その要因の説明を求めるとの質疑があり、高額な医療費がふえたのがその理由であり、対前年度の半年比較で、一般療養給付費が7%、高額療養費が26.6%の伸び。その要因として、1カ月で1人600万から700万円支払った方がおられ、今年度は10月までに、200万円以上の支払いの方が23件あったが、昨年は1年間で、26人であった。

また、保険事業費については、産休による代替パートの賃金であるとの答弁があり、採決の結果、議第8号は、全議員異議なく可決いたしました。

議第9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

障害福祉サービスの利用者が65歳になり、介護保険サービスの利用に移ると自己負担が9倍にふえたという調査結果が出た。厚生労働省は、一律に介護保険に移すことのないよう自治体に通知を出したが、町の対応はどうかとの質疑があった。通達は届いている。利用者の不利益とならないよう対応していくとの答弁があった。

また、140万円増額の予防プラン作成委託料の内容説明を求めるとの質疑があり、要支援の方が要介護とならないよう、本人の持っている能力に少しだけケアを補い、自宅で自立した生活をしていただくものである。多くの方に参加していただき、運動や脳の健康教室にも力を入れているとの答弁があり、採決の結果、議第9号は、全議員異議なく可決いたしました。

議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。

下水道事業の公債費には、借り入れ時の利率が4%を超えている借入金が残っているが、繰上償還の計画は、との質疑があった。資本費平準化債なども活用し、下水道利用者の負担にならないよう取り組むとの答弁があった。

また、繰上償還について、償還金利子及び割引料6,912万8,000円の公債費は、繰上償還措置であるので、実質公債費比率には反映されないという理解でよいのかとの質疑があり、反映されない。また、繰上償還の効果は6年間で860万円との答弁があり、採決の結果、議第10号は、全議員異議なく可決いたしました。

議第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、採決の結果、全議員異議なく可決いたしました。

以上、文教厚生委員長報告を終わります。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生一部事務組合の設立について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第12、議第8号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第13、議第9号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第14、議第10号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（吉中隆昭） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、議決、承認をいただきましてありがとうございます。

この1年間、皆様方には、厳しいご指摘、ご意見、いただきまして、本当にありがとうございました。ようやく上牧町も落ちついた状況になってまいりました。しかし、来年度から、地方創生が新しく始まってまいります。上牧町の未来がこれから決まっていくわけでございます。それをしっかりとやるのが、我々に課せられた使命でございます。二度と上牧町が健全化団体に陥らないように、しっかりと進めてまいりたいと考えております。積極的に、また、着実に、まちづくりをこれからも進めたまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

年末までもう少しの日にちでございますが、気候も大変不順でございます。皆さん方、健康に留意をしていただいて、新しい、いい年をお迎えになられますよう祈念を申し上げます。お礼のご挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） これをもちまして、平成27年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。
どうも皆さん、ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 康 村 昌 史

署 名 議 員 服 部 公 英